

大分県石油コンビナート等防災計画

令和6年3月

大分県石油コンビナート等防災本部

目次

第1編 総論	1
第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 特別防災区域	1
第2章 特別防災区域の概況	2
第1節 特別防災区域の環境	2
第1 自然環境	2
第2 社会環境	3
第3 大分地区特別防災区域の概要及び特徴	3
第2節 特定事業所の概況	7
第1 特別防災区域内の特定事業所	7
第2 危険物等の貯蔵等の形態	8
第3節 防災力の現況	9
第3章 防災本部	11
第1節 防災本部の組織	11
第2節 地域防災計画との関係	12
第3節 防災本部の業務	13
第4章 関係機関の防災業務の大綱	13
第1節 特定地方行政機関等の業務	13
第2節 関係公共機関等	15
第2編 災害事故対策	17
第1章 災害想定	17
第1節 災害発生時における初期事象	17
第2節 想定される災害事象	18
第2章 災害予防	19
第1節 総則	19
第1 基本方針	19
第2 防災組織の整備	20
第3 リスクコミュニケーション	20
第2節 予防対策	20
第1 陸上災害予防対策	20
第2 海上災害予防対策	23
第3 航空機事故による災害予防	23
第3節 防災教育	24
第1 特定事業所における防災教育	24
第2 関係行政機関における防災教育	24
第4節 防災訓練	25

第 1	総合防災訓練	25
第 2	個別防災訓練（特定事業所）	25
第 5 節	調査研究	25
第 6 節	泡消火薬剤の備蓄	26
第 7 節	防災相互通信用無線整備	27
第 3 章	災害応急対策	27
第 1 節	防災本部の活動体制	27
第 1	防災体制	27
第 2	防災体制の判断	29
第 3	連絡体制	29
第 2 節	現地対策調整本部の設置等	29
第 1	現地対策調整本部の設置および解散の基準等	29
第 2	現地対策調整本部の組織等	30
第 3	活動体制	31
第 3 節	災害情報の伝達及び広報	32
第 1	異常現象の通報	32
第 2	災害状況等の報告	37
第 3	災害広報	38
第 4 節	防災活動	39
第 1	防災活動要領	39
第 2	特定事業所の防災組織の活動基準	42
第 3	泡消火薬剤の調達及び通報連絡図	42
第 5 節	交通規制及び避難	43
第 1	実施責任	43
第 2	交通規制	43
第 3	避難	44
第 6 節	救急・医療対策	55
第 1	救急対策	55
第 2	医療対策	55
第 7 節	応援要請	55
第 1	自衛隊の災害派遣要請	55
第 2	市町村に対する応援要請	55
第 3	近県に対する応援要請	56
第 4	特定事業所間の相互応援協定	56
第 4 章	災害復旧	56
第 1 節	災害復旧の基本方針	56
第 2 節	公共施設の災害復旧	57
第 3 編	地震・津波対策	58
第 1 章	総 則	58
第 1 節	目的	58

第2節	地震・津波の想定	- 58 -
第3節	災害の想定	- 60 -
第2章	地震・津波に対する予防対策	- 61 -
第1節	地震・津波防災上整備すべき施設等の整備	- 61 -
第2節	津波からの円滑な避難の確保	- 62 -
第1	津波に関する情報の伝達等	- 62 -
第2	避難対策等	- 63 -
第3	交通規制対策	- 64 -
第3章	二次災害の防止対策	- 64 -
第4章	地震・津波防災上必要な教育等	- 65 -
第1節	地震・津波防災上必要な教育	- 65 -
第2節	自主防災力充実の取組	- 65 -
第5章	防災訓練	- 66 -
第6章	災害応急対策	- 68 -
第1節	防災本部の活動体制	- 68 -
第1	防災体制	- 68 -
第2	防災体制の判断等	- 70 -
第3	連絡体制	- 70 -
第2節	現地対策調整本部の設置等	- 71 -
第1	現地対策調整本部の設置および解散の基準等	- 71 -
第2	現地対策調整本部の組織等	- 72 -
第3	活動体制	- 73 -
第3節	情報の収集・伝達及び防災活動	- 74 -
第1	地震・津波に関する情報の収集・伝達	- 74 -
第2	地震・津波による被災状況等の情報の収集・伝達	- 74 -
第4節	二次災害防止のための防災活動等	- 79 -
第1	特定事業所の措置	- 79 -
第2	防災関係機関の措置	- 79 -
第5節	その他の災害応急対策等	- 80 -

用語の定義

この計画における用語の定義は、次に定めるところによるほか、関係法令の定める例による。

- 1 石 災 法石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- 2 施 行 令石災法施行令（昭和51年5月31日政令第129号）をいう。
- 3 防 災 本 部石災法第27条第1項の規定に基づき設置された大分県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 4 防 災 計 画石災法第31条第1項の規定に基づき作成した大分県石油コンビナート等防災計画をいう。
- 5 石 油 等石油及び高压ガスであつて、石災法第2条第1項第1号に定めるものをいう。
- 6 特 別 防 災 区 域石災法第2条第1項第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 7 災 害火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 8 第 一 種 事 業 所特別防災区域に所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を石災法第2条第2号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高压ガスの処理量を同号イに規定する政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が1以上となるものをいう。
- 9 第 二 種 事 業 所特別防災区域に所在する事業所のうち、第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。
- 10 特 定 事 業 所第一種事業所、第二種事業所をいう。
- 11 特 定 事 業 者特定事業所を設置している者をいう。
- 12 特 定 地 方 行 政 機 関国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。
- 13 関 係 公 共 機 関災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。
- 14 防 災 関 係 機 関 等石災法第27条第3項第4号に規定する機関をいう。
- 15 防 災 関 係 機 関防災関係機関等から特定事業者を除いたものをいう。
- 16 特 別 防 災 区 域 協 議 会石災法第22条第1項に定める石油コンビナート等特別防災区域協議会をいう。
- 17 大 分 県 地 域 防 災 計 画災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第10号に定める計画をいう。
- 18 大 分 県 災 害 対 策 本 部災害対策基本法第23条第1項に定める災害対策本部をいう。
- 19 大 容 量 泡 放 射 シ ス テ ム施行令第13条第1項の大容量泡放水砲及び第3項の大容量泡放水砲用防災資機材等並びに第14条第5項の大容量泡放水砲用泡消火薬剤をいう。

第1編 総論

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号、以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害の発生及び拡大の防止等を図るため、大分県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）及びその構成員が処理すべき事務又は業務の大綱及び行動の基準等を定め、相互の連絡調整を円滑にするとともに、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 基本方針

1 計画の性格

特別防災区域においては、石油及び高圧ガス等の危険性の高い物質が大量に貯蔵され、取り扱われており、常に重大な災害が発生する危険性が内包されている。

万一、特別防災区域において災害が発生した場合は、油火災やガス爆発等の特殊で、しかも大規模な災害となる可能性が高く、地域住民に甚大な被害を及ぼす危険性が大きい。

また、特別防災区域に所在する事業所の多くは、産業経済上の重要拠点であることから、社会的・経済的にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

この計画は、特別防災区域に係る災害の特殊性、重大性を考慮し、防災関係機関等が実施すべき防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項について定めるものである。

2 計画の策定方針

この計画は、次の基本方針により特別防災区域に係る防災に関し、関係機関が実施する措置等について定めるものであり、各機関は、この方針に基づきそれぞれの立場から、この計画が有効かつ円滑に推進できるよう措置するものとする。

- (1) 特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一義的責任を有することを十分に認識し、災害の防止及び応急措置に万全の対策を講じるよう努めること。
- (2) 防災関係機関等は、この計画が的確かつ円滑に実施できるようそれぞれ防災体制を整備し、防災本部のもとに相互間の緊密な連携・協調を図ること。
- (3) 災害防御の主眼は、人的被害の防止であり、住民や従業員の安全対策を最優先とすること。

3 計画の修正

この計画は、石災法第31条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行うものとする。

第3節 特別防災区域

本県における特別防災区域は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和51年通商産業省自治省告示第1号）の規定により、大分市の区域のうち次の区域が定められている。

- 1 大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中洲、字東中洲及び字飛鳥、大字小中島字新田、字江ノ道及び字中島、大字三佐字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麵、字池田、

字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域

2 萩原都市下水路北岸、大分川派川裏川右岸及び海岸線で囲まれた区域

第2章 特別防災区域の概況

第1節 特別防災区域の環境

第1 自然環境

1 位置・地勢

特別防災区域が所在する大分市は、東西 50.8km、南北 24.4km、面積 502.39 km²の中核市であり、別府湾に面している。別府湾周辺は、標高 300m から 1,500m の山地がとりまく地域で、湾口は四国と相対し、直接外海に面していないため、海象的条件は優位と言える。

また、湾内は一般に急深で、水深 50m の等深線が深く入り込んでおり、大型船も容易に入港できる条件を備えている。

2 気候

特別防災区域が所在する大分市は、内海型気候区に属し、年平均気温は 16.8℃で、冬期も比較的温暖な地域である。

年間降水量の平年値は 1727mm で、大半が 6 月から 7 月の梅雨期と 8 月から 9 月の台風によるものであり、九州のなかでも雨は少ない地域である。

梅雨期の降水量は、1951 年以降最も少ない年で 144.6mm (1958 年)、最も多い年で 1,285.0mm (1993 年)、平年値は 526.3mm となっている。

年間の最大日降水量は、台風に伴って 8 月から 9 月頃に記録されることが多く、多い年では 300mm から 400mm に達することがある。

なお、大分市の最大 1 時間降水量は、1993 年 9 月 3 日に観測された 81.5mm で、最大 10 分間降水量は 1948 年 8 月 16 日に観測された 29.0mm となっている。

台風の来襲期は、6 月から 10 月で、特に 7 月から 9 月が多く、本県に影響を及ぼす台風は年間に平均して 2~3 である。

台風が九州を縦断する経路をとる場合は、県下の全ての沿岸に高潮の危険があり、別府湾では、台風が大分付近に最も接近する時刻と、大分港の満潮時刻との差が 2 時間以内の場合で、かつ大潮の前後数日以内のときに、高潮による被害が発生している。特に、潮位が潮位表の東京湾平均海面（以下「T.P.」という。）上 1.4m を超えると高潮の被害が発生するおそれがあり、T.P.上 2.1m を超えると重大な被害が発生するおそれがある。

3 地質

特別防災区域の周辺の丘陵部における地質は、大分層群と呼ばれる新第三紀層が分布し、主に砂岩、礫岩及び凝灰岩から成っている。平野部は沖積層で、大分川及び大野川からの砂礫層で構成され、沿岸部は厚い砂層から成っている。

埋立地の地質は、上部から砂、シルト質砂及び砂礫層から成り、大半の地点の N 値は 30 を超え、近代重化学工業地帯として要求される地耐力を備えている。

第2 社会環境

1 人口

特別防災区域が所在する大分市は、世帯数 229,500 世帯、人口 475,163 人で、このうち特定事業所が所在する大分、鶴崎、大在、坂ノ市地区は、世帯数 163,969 世帯、人口 337,004 人で、全体の約 7 割の世帯数と人口を占めている（令和 5 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。）。

2 交通体系

(1) 鉄道

日豊本線が南北に縦断し、豊肥本線及び久大本線は、大分市を中心として放射状に県内に伸び、本県交通の動脈となっている。

(2) 道路

日豊本線に従って南北に縦断する国道 10 号をはじめ、熊本方面へと通じる国道 57 号、大分から佐賀関、四国方面を結ぶ国道 197 号、大分から日田方面に抜ける国道 210 号並びに臨海工業地帯の主軸となっている県道大在大分港線（通称：臨海産業道路）等により、陸上交通主要体系を形成している。

(3) 港湾（海上交通）

石油コンビナート群の所在する重要港湾大分港が、九州東岸の国東半島及び佐賀関半島に囲まれた別府湾の中央に位置し、阪神、中国、四国と瀬戸内海で結ばれているだけでなく、アジアへのゲートウェイとしての役割も担っている。

また、水深が深く、大型船の着岸が可能な良港であり、内海型の港湾として優秀な機能を発揮している。

3 産業

特別防災区域が所在する大分市は、県庁をはじめ、各官庁並びに各種主要企業が所在し、本県における政治、経済、文化の中心となっている。

臨海部は、地理的条件と自然的条件に恵まれ、大野川左岸から春日浦に至る 1066.3ha の工業用地が第一期計画（昭和 34 年～昭和 38 年）として造成され、港湾の整備と相まって石油精製、石油化学、鉄鋼等の基礎素材型産業が立地している。

また、第二期計画（昭和 49 年～）として造成された大野川右岸一帯の臨海部についても、電力、船舶等の組立加工産業が立地し、産業構造の多様化、高度化が図られている。

4 特別防災区域周辺の文教施設の状況

特別防災区域の周辺には、保育所 16 所、幼稚園 9 園、小学校 11 校、中学校 7 校、高等学校 4 校がある。

第3 大分地区特別防災区域の概要及び特徴

1 概要

大分地区特別防災区域には、大分市北部の別府湾の臨海部に、西から①日本製鉄株式会社九州製鉄所大分地区（西ノ洲地区）、②株式会社レゾナック大分コンビナート（中ノ洲地区：6 事業所）、③ENEOS 株式会社大分製油所（一の洲地区）、④九州電力株式会社新大分発電所・大分エル・エヌ・ジー株式会社（青崎地区）、⑤大分液化ガス共同備蓄株式会社大分事業所（日吉原地区）が、大野川と乙津川に挟まれた内陸部に、⑥住友化学株式会社大分工場（鶴崎地区）が立地している。

大分地区特別防災区域は、これらの 6 つの地域から構成され、周辺の造船所、製紙工場等とともに、大分臨海工業地帯を形成している。

大分臨海工業地帯には、我が国を代表する企業の中核施設が所在し、鉄鋼業、石油製品製造業、化

学工業などの製造業を中心に、多様な業種が存在する国内でも有数のバランスのとれた工業地帯である。

大分臨海工業地帯は、本県の製造品出荷額等（約 4 兆円超）の約 5 割を占めるだけでなく、従業員数も 6.5%を占めるなど、本県産業及び雇用の核として重要なものである。

2 港湾施設

各社の有する専用埠頭については、内陸部寄りの企業の港湾施設を除き、深い水深により大型船が着岸可能な港湾施設となっており、日本製鉄株式会社九州製鉄所大分地区の有するバースは水深 27m で、国内で唯一 40 万トン級の鉄鉱石運搬船が接岸可能となっている。また、ENEOS 株式会社大分製油所（水深 24m）、株式会社レゾナック大分コンビナート（水深 15m）、大分エル・エヌ・ジー株式会社（水深 14m）など、他のコンビナート地域では類を見ない良好な港湾設備となっているため、各社のファーストポートとして重要な役割を担っている。

3 用水

用水については、大分市上下水道局からの上水、県の企業局からの工業用水、海水が利用されており、工業用水については、1 級河川である大野川を水源とした工業用水道が整備され、大津留、判田の浄水場より豊富で安定した工業用水が供給されている。

4 電力

特定事業所である九州電力株式会社新大分発電所の発電能力は、1～3 号系列併せて 287.5 万 kW となっており、九州で最大の火力発電所である。

また、日本製鉄株式会社九州製鉄所大分地区では、IPP 事業（33 万 kW）を行っているほか、構内の大分共同火力株式会社において同製鉄所で発生する副生ガスなどを燃料に火力発電（65.7 万 kW）を行っている。

この他に株式会社レゾナック大分コンビナート構内の各企業への電力供給を行っている鶴崎共同動力株式会社や、ENEOS 株式会社大分製油所での IPP 事業（14.9 万 kW）など、多様な電力供給設備が存在している。

さらに、6・7 号地エリアには国内最大級となるメガソーラーが立地している。

5 各企業の特徴

- (1) 日本製鉄株式会社九州製鉄所大分地区（昭和 47 年操業開始）
 - ・世界最大級の最新鋭溶鉱炉 2 基。
 - ・粗鋼生産量全国 2 位（グループ内では首位）。
- (2) 株式会社レゾナック大分コンビナート（昭和 44 年操業開始）
 - ・株式会社レゾナックからの原料供給を受け、大分コンビナートを形成する企業にて多様な石油化学製品を製造。
 - ・エチレンプラントの生産能力は全国 4 位であり、アセトアルデヒド、ポリエチレン、ジビニルベンゼンなどの生産品は国内トップシェアを誇る。
- (3) ENEOS 株式会社大分製油所（昭和 39 年操業開始）
 - ・九州唯一の製油所。
 - ・株式会社レゾナックへナフサを供給するとともに、九州における石油燃料の供給拠点の一つ。
- (4) 九州電力株式会社新大分発電所・大分エル・エヌ・ジー株式会社（平成 3 年操業開始）
 - ・九州最大の火力発電所。
 - ・都市ガス用燃料として県内及び九州各地へ LNG を供給。

(5) 大分液化ガス共同備蓄株式会社大分事業所

- ・国内初の液化石油ガスの共同備蓄基地（昭和 62 年操業開始）。
- ・タンクローリー及び内航船による各地（関西以西～沖縄）への LPG 出荷基地。

(6) 住友化学株式会社大分工場（昭和 14 年操業開始）

- ・大分地区における大規模工場の先駆け
- ・同社農薬事業の中核工場として、農薬、化成品、医薬原体等を製造



第2節 特定事業所の概況

第1 特別防災区域内の特定事業所

	事業所名	所在地	業種	主要製品	敷地面積 (m ²)
第一種 事業所	大分液化ガス共同備蓄株式会社大分事業所	大分市大字日吉原1番地6	サービス業	液化石油ガス	107,217
	ENEOS株式会社 大分製油所	大分市大字一の洲1番地1	石油精製業	液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、軽油、重油、アスファルト、液体硫黄、液化炭酸ガス、石油化学製品(BTX)、卸電力	1,000,082
	住友化学株式会社 大分工場	大分市大字鶴崎2200番地	化学工業	農薬、工業製品、安定剤、中間剤、医療原体	716,865
	日本製鉄株式会社 九州製鉄所大分地区	大分市大字西ノ洲1番地	鉄鋼業	熱延幅広帯鋼	6,992,991
	株式会社レゾナック 大分コンビナート	大分市大字中ノ洲2番地	石油化学工業	エチレン、プロピレン、酢酸ビニル、酢酸エチル、アセトアルデヒド、アリルアルコール	1,361,376
	株式会社鶴崎サンソセンター	大分市大字中ノ洲2番地	無機化学工業	酸素、窒素	19,501
	日油株式会社 大分工場	大分市大字中ノ洲2番地	石油化学工業	無水マレイン酸、ポリブテン、有機過酸化物	98,212
第二種 事業所	東亜合成株式会社 大分工場	大分市大字中ノ洲2番地	石油化学工業	アクリル酸、アクロレイン、メチルメルカプトプロピオンアルデヒド	54,652
	大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分市大字青崎4番地1	ガス製造業	液化天然ガス	295,405
	九州電力株式会社 新大分発電所	大分市大字青崎4番地1	電気業 (発電所)	電力	439,389
	鶴崎共同動力株式会社 鶴崎事業所	大分市大字中ノ洲2番地	電気業	蒸気、電気、用水	112,727
	シコク硫炭株式会社 大分工場	大分市大字中ノ洲2番地	石油化学工業	二硫化炭素	22,715

第2 危険物等の貯蔵等の形態

特定事業所においては、危険物、高圧ガス、毒劇物等の物質が大量に貯蔵又は製造されており、その物質の特性や目的等に応じて、タンクや容器などの貯蔵形態をとっている。

特定事業所内における危険物等の貯蔵形態等の概要については、以下のとおりである。

種類	形状等	特徴等	内容物及び内容量
フローティング ルーフタンク	浮き屋根式 直径：83.1m 高さ：19.9m	貯蔵液面上に屋根を浮かせたもので、屋根が液体の出し入れに伴い上下する。屋根が内部の液体部分に密着しているため、貯蔵物の蒸発を防ぐ。原油等揮発性の高い液体の貯蔵に向いている。	原油：9.8万kℓ
ドームルーフ タンク	丸屋根式 (内部浮蓋) 直径：50.3m 高さ：18.1m	コーンルーフより強度が高いため、揮発性の比較的高い液体を貯蔵することができる。 ドーム状の屋根形状を持ち、支柱が無いため、大型のタンクで内部に支柱を設けられない場合等に使用される。	重油：3.3万kℓ
コーンルーフ タンク	円錐屋根式 直径：52.2m 高さ：17.5m	円錐形の屋根形状を持ち、屋根を支柱で支持する支柱支持型（大型）、屋根骨のみで支持する自己支持型（小型）がある。液面と屋根との間に空間があるため、蒸発損失が大きく、内外圧に弱いため、重油等、揮発性の低い液体の貯蔵に向いている。	灯油、軽油、重油等 3.4万kℓ
球形タンク	直径19.7m	内圧による応力が均一にかかるため、耐圧強度大のため、常温高圧の液体及びガスの貯蔵に向いている。	エチレン：4,000t LPG：2,000t LO2：2,000t
円筒型貯槽	横型、縦型	圧力容器（ベッセル）は、高圧で液体を貯蔵するタンクで、比較的小さい容量の貯蔵に適している。	アンモニア：60m ³
平底円筒型貯槽	直径：81m 高さ：46.8m (LNG)	二重殻構造で殻壁間に断熱材を充填し低温、超低温状態を保持する。液化ガスを低温、超低温で貯蔵する。	エチレン：2,000t LNG：14万kℓ LPG：4.3万kℓ
二重殻式貯槽 (コールド・エ バポレータ)	直径：6.5m 高さ：15m	二重殻構造で殻壁間に断熱材を充填し低温状態を保持する。液化ガスを低温、超低温で貯蔵する。	LO：1,600t LN：1,150t
ガスホルダー	直径：73.2m 高さ：126.7m (コークス炉ガス)	低圧ガスの貯蔵設備として広く用いられる。	COG：40万m ³ LDG：7万m ³ BFG：15万m ³
毒劇物等貯蔵容 器(ドラム缶等)	ボンベ、オープン ドラム、ケミカル ドラム、一斗缶	少量の危険物、毒劇物等の貯蔵、輸送等のために用いる。	塩化水素、アニリン、ア クロレイン等 ボンベ：約500kg
高圧ガス容器	LGC容器、継目な し容器、集合容器 (カードル)	圧縮ガス、液化ガス等の貯蔵、輸送等のために用いる。	各種ガス LGC容器：約500kg
タンカー	全長：333m、 幅：60m	原料調達（外航船） 国内輸送用（内航船）	危険物：30万GWT LNG：17.7万m ³ LPG：4.5万t
タンクローリー	危険物(楕円形) 高圧ガス(真円形)	固体・液体・気体を運搬するための特種用途自動車。主に危険物、高圧ガスなどの運搬に用いられる。	危険物：25t 高圧ガス：11t

オイルフェンス 展張船（委託）	油回収船（兼消 防艇）	消 防 艇 （兼 油 回 收 船）	粉 末 消 火 薬 剤	オ イ ル マ ツ ト	油 処 理 剤	油 流 出 防 止 堤	消 火 用 屋 外 給 水 施 設	非 常 通 報 設 備	固 定 泡 放 射 塔 基	巡 視 船	巡 視 艇	油 回 收 装 置	特定事業所	
隻・t	kl/h	t	kg	kg	kl	—	—	—	—	基	基	隻	式	単位
1隻 19t	30	80.0	—	2,210	10.8	有	有	有						ENEOS（株） 大分製油所
1隻 1.5t			1,000	275	0.7		有	有						住友化学（株） 大分工場
1隻 19t				255	4.3	—	有	有						日本製鉄（株） 九州製鉄所大分地区
1隻 1～19t			2,220	545	1.6	有	有	有						（株）レゾナック 大分コンビナート
							有	有						（株）鶴崎サンソセンター
							有	有						日油（株） 大分工場
				150	0.5		有	有						大分液化ガス共同備蓄（株） 大分事業所
			31,610	200	0.5		有	有						大分エル・エヌ・ジー（株）
							有	有						東亜合成（株） 大分工場
							有	有						鶴崎共同動力（株） 鶴崎事業所
				20			有	有						シコク硫炭（株） 大分工場
				30	0.1			有						九州電力（株） 新大分発電所
1隻			—	469		有	有	有						大分石油化学コンビナート 共同防災
														大分共同防災
			2,000											新大分発電所、大分LNG 共同防災
	30	80.0	36,830	4,154	18.4									特定事業所小計
			18	341	2.0					1	4	1		大分海上保安部
				1,305										大分県
					0.6									大分市
	30	80.0	36,848	5,800	21.0					1	4	1		合計

（令和5年4月1日現在）

※巡視船、巡視艇は放水力有り。泡消火薬剤の希釈率6%型は1/2に換算する。

第3章 防災本部

石災法第27条の規定に基づき、防災本部を設置する。

防災本部の組織及び運営は、大分県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年条例第35号）及び大分県石油コンビナート等防災本部の運営に関する規程（昭和51年）に定めるところによる。

第1節 防災本部の組織

防災本部は次の構成員より構成し、各号に規定する職にあるものをもって充てる。

1 本部長

県知事（本部長に事故があるときは、副知事又は本部長の指名する本部員がその職務を代理する。）

2 本部員

区分	職名
(1) 特定地方行政機関の長又はその指名する者	九州管区警察局長
	九州産業保安監督部長
	九州地方整備局長
	大分海上保安部長
	大分労働局労働基準部長
(2) 陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	陸上自衛隊第41普通科連隊長
(3) 道府県警察本部長	大分県警察本部長
(4) 知事が部内の職員のうちから指名する者	副知事
	生活環境部防災局長
	生活環境部防災局防災危機管理監
(5) 市町村長	大分市長
(7) 市町村の消防長	大分市消防局長
(8) 特定事業者を代表する者	日本製鉄株式会社九州製鉄所副所長（大分地区代表）
	ENEOS株式会社大分製油所長
(9) 知事が必要と認めて任命する者	九州経済産業局長
	日本赤十字社大分県支部事務局長
	一般社団法人大分市医師会長
	公立大学法人大分県立看護科学大学理事長
	西日本電信電話株式会社大分支店長
	日本通運株式会社大分支店長
	鶴崎海陸運輸株式会社代表取締役社長
	九州電力株式会社大分支店長
	大分市消防団長
	公益社団法人大分県看護協会会長
	公益社団法人大分県薬剤師会理事

注：石災法第28条第5項第6号に基づき、知事が必要と認めて任命する市町村長（第5号を除く。）は、該当がない。

3 幹事

所属	職名
九州産業保安監督部	保安課長
九州地方整備局	大分河川国道事務所長
	別府港湾・空港整備事務所長
大分海上保安部	警備救難課長
大分労働局労働基準部	健康安全課長
	大分労働基準監督署長
陸上自衛隊第4 1 普通科連隊	第3 科長
大分県警察本部	警備部警備運用課長
県	福祉保健部福祉保健企画課長
	福祉保健部医療政策課長
	生活環境部防災局危機管理室長
	生活環境部防災局消防保安室長
	商工観光労働部工業振興課長
	農林水産部漁業管理課長
大分市	土木建築部港湾課長
	防災危機管理課長
大分市消防局	予防課長
	警防課長
	通信指令課長
	中央消防署長
	東消防署長
	南消防署長
日本製鉄株式会社九州製鉄所大分地区	安全環境防災部大分環境防災室主幹
ENEOS 株式会社大分製油所	環境安全副所長
株式会社レゾナック大分コンビニート	環境安全・品質保証部長
住友化学株式会社大分工場	環境安全部長
日本赤十字社大分県支部	事業推進課長
一般社団法人大分市医師会	副会長
西日本電信電話株式会社大分支店	設備部長
日本通運株式会社大分支店	総務担当課長
九州電力株式会社大分支店	総務・地域共生グループ長
鶴崎海陸運輸株式会社	取締役港湾事業本部長

第2節 地域防災計画との関係

県及び大分市は、災害対策基本法第40条又は第42条の規定により、大分県地域防災計画及び大分市地域防災計画を定めているが、石災法第32条の規定により、特別防災区域は含まないこととされている。

しかし、特別防災区域を含む広域・大規模災害が発生した場合、県及び大分市において、地域防災計画に基づく災害対策本部が立ち上げられることとなるが、情報の一元化や応急対策に係る人的・物的資源を効率的に運用するため、大分県災害対策本部と防災本部が一体となり、一元的な災害対応を行うものとする。

第3節 防災本部の業務

防災本部の構成員は、本編第4章に定める関係機関の防災業務の大綱に基づき、必要な業務を各機関において処理する。

1 平常時における業務

- (1) 防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 防災訓練や避難訓練を実施すること。
- (3) 防災に関する調査研究を推進すること。
- (4) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- (5) その他、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

2 災害発生時における業務

- (1) 災害に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- (2) 県、関係特定地方行政機関、大分市、関係公共機関、県内の公共的団体及び特定事業者その他特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が、この計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 大分県石油コンビナート等防災本部現地対策調整本部（以下「現地対策調整本部」という。）に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (4) 国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）との連絡を行い、及び他の都道府県との連絡調整を行うこと。
- (5) その他、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施に関すること。

3 防災本部の運営を円滑に実施するため、県消防保安室に事務局を置く。

第4章 関係機関の防災業務の大綱

第1節 特定地方行政機関等の業務

1 九州管区警察局

- (1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
- (2) 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- (5) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。
- (7) 津波警報等の伝達に関すること。
- (8) その他、九州管区警察局の所掌する業務に関すること。

2 九州産業保安監督部

- (1) 高圧ガス施設等を設置する特定事業者に対する保安の確保に関する指導監督に関すること。
- (2) 保安教育の実施及び指導に関すること。
- (3) 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関すること。
- (4) 報告の徴収、情報の収集、伝達及び災害原因調査に関すること。
- (5) その他、九州産業保安監督部の所掌する業務に関すること。

3 九州地方整備局（大分河川国道事務所、別府港湾・空港整備事務所）

- (1) 所管施設の災害防止及び災害復旧に関する事。
- (2) 港湾及び海岸保全施設の災害対策に関する事。
- (3) 情報の収集、伝達に関する事。
- (4) その他、九州地方整備局の所掌する業務に関する事。

4 第七管区海上保安部（大分海上保安部）

- (1) 海上災害の予防啓発に関する事。
- (2) 海上における被災者の救助及び援助に関する事。
- (3) 海上災害の防衛に関する事。
- (4) 海上災害に係る船舶の安全確保に関する事。
- (5) 情報の収集、伝達及び災害原因調査に関する事。
- (6) 災害広報に関する事。
- (7) 海上災害防止のため関係法令に基づく特定事業者等に対する立入検査に関する事。
- (8) 防災資材の整備及び備蓄に関する事。
- (9) 海上防災訓練の指導及び実施に関する事。
- (10) その他、大分海上保安部の所掌する業務に関する事。

5 大分労働局

- (1) 労働災害を防止するために必要な指導及び監督に関する事。
- (2) 労働安全衛生教育の指導及び援助に関する事。
- (3) 特定事業者に対する立入調査に関する事。
- (4) 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導に関する事。
- (5) その他、大分労働局の所掌する業務に関する事。

6 陸上自衛隊西部方面総監部（第41普通科連隊）

- (1) 防災活動に対する応援に関する事。
- (2) その他、陸上自衛隊の所掌する業務に関する事。

7 大分県警察本部

- (1) 情報の収集、連絡体制に関する事。
- (2) 被災者の救出及び救護に関する事。
- (3) 避難指示等及び誘導に関する事。
- (4) 交通の確保及び規制に関する事。
- (5) 事故原因の究明に関する事。
- (6) 治安の確保に関する事。
- (7) その他、大分県警察本部の所掌する業務に関する事。

8 県

- (1) 防災本部の運営に関する事。
- (2) 高圧ガス、毒物・劇物の保安確保に必要な指導、監督に関する事。
- (3) 港湾施設の保全に関する事。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請等に関する事。
- (5) 情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (6) 防災資機材の整備に関する事。

(7) その他、県の所掌する業務に関する事。

9 大分市

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (2) 避難指示等に関する事。
- (3) その他、大分市の所掌する業務に関する事。

10 大分市消防局

- (1) 危険物施設等の保安全管理の指導、監督に関する事。
- (2) 特定事業所の防災施設及び防災資機材の整備に係る指導に関する事。
- (3) 防災訓練の指導及び実施に関する事。
- (4) 防災資機材の整備に関する事。
- (5) 自衛防災組織等に対する指示に関する事。
- (6) 災害の防ぎよに関する事。
- (7) 被災者の救出及び搬送に関する事。
- (8) 情報の収集、伝達及び災害原因調査に関する事。
- (9) その他、大分市消防局の所掌する業務に関する事。

11 特定事業者

- (1) 自衛防災組織（共同防災組織を含む。）及び広域共同防災組織の整備に関する事。
- (2) 特定防災施設及び防災資機材の整備に関する事。
- (3) 危険物施設等の保守管理体制の強化に関する事。
- (4) 防災教育、訓練の実施に関する事。
- (5) 異常現象等の通報に関する事。
- (6) 防災活動の実施に関する事。
- (7) 災害応急措置の実施の報告に関する事。
- (8) その他、特定事業者の所掌する業務に関する事。

第2節 関係公共機関等

1 日本赤十字社大分県支部

- (1) 医療救護に関する事。
- (2) こころのケアに関する事。
- (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。
- (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。
- (5) その他日本赤十字社大分県支部の所掌する業務に関する事。

2 西日本電信電話株大分支店

- (1) 電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関する事。
- (2) その他西日本電信電話株大分支店の所掌する業務に関する事。

3 日本通運株大分支店

- (1) 防災資機材等の運送に関する事。

4 九州電力株大分支店

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。

- (2) 災害時における電力供給確保に関すること。
- (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (4) その他九州電力(株)大分支店の所掌する業務に関すること。

5 日本放送協会大分放送局、(株)大分放送、(株)テレビ大分、大分朝日放送(株)及び(株)エフエム大分

- (1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (2) その他日本放送協会大分放送局、(株)大分放送、(株)テレビ大分、大分朝日放送(株)及び(株)エフエム大分の所掌する業務に関すること。

6 鶴崎海陸運輸(株)

- (1) 防災資機材の運搬及び防災活動に関すること。

7 大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会及び大分県看護協会

- (1) 医療救護の実施に関すること。
- (2) その他大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会及び大分県看護協会の所掌する業務に関すること。

8 九州経済産業局

- (1) 防災資機材の調整及びあっせんに関すること。
- (2) その他九州経済産業局の所掌する業務に関すること。

9 大分市消防団

- (1) 防災活動の応援に関すること。

第2編 災害事故対策

第1章 災害想定

災害を未然に防止し、災害が発生した場合には、被害を最小限に抑え、適切な応急措置を講じるため、次のような災害想定を行う。

なお、災害の想定にあたっては、大分地区内の特定事業所における危険物施設等の種類・規模、位置等の実態や周囲の状況等を踏まえ、発生する可能性のある災害について、適切な想定を行う必要があるが、本計画においては、各事象における最大の被害となるケースを想定する。

第1節 災害発生時における初期事象

特定事業所における災害のほとんどは、初期事象として何らかの原因による危険物等の漏洩を伴っており、その二次災害として漏洩による拡散や、漏洩した危険物等への着火による火災、爆発等の災害が発生している。

危険物等の漏洩が発生する原因としては、配管等の腐食劣化や台風などの自然災害による配管等への構造物等の落下などの物理的要因によるものと、従業員の操作ミスや装置等の設計不良や政策不良などの人的要因によるものが挙げられる。

これらを原因として想定される代表的な初期事象については、以下のとおりである。

種別	初期事象
危険物タンク	<ul style="list-style-type: none">・配管の破損による漏洩・側板・底板の破損による漏洩・屋根（固定屋根式及び浮屋根式）からの漏洩・屋根（固定屋根式タンク）の破損による火災・シール部破損等、異常発生による浮屋根式のタンク火災
可燃性ガスタンク	<ul style="list-style-type: none">・配管の破損による漏洩・タンク本体の破損による漏洩・BOG 圧力上昇による屋根損傷・ガスホルダー（コークス炉ガス（COG）、高炉ガス（BFG））からの漏洩
毒性ガスタンク	<ul style="list-style-type: none">・配管の破損による漏洩・タンク本体の破損による漏洩
生産設備	<ul style="list-style-type: none">・配管・容器の破損による漏洩・プロセス異常による漏洩
発電設備	<ul style="list-style-type: none">・配管・容器の破損による漏洩・プロセス異常による漏洩
海上入出荷設備	<ul style="list-style-type: none">・配管の破損による漏洩・ローディングアームの破損による漏洩
パイプライン	<ul style="list-style-type: none">・危険物配管の破損による漏洩・高圧ガス導管の破損による漏洩

第2節 想定される災害事象

特定事業所における主な災害事象として、流出、漏洩、拡散、火災、爆発が挙げられる。

これらの災害の様相は以下のとおりである。

種別	事象	様相	
危険物関係	流出	少量流出	配管から漏洩、緊急遮断設備またはバルブ閉止により、短時間で漏洩停止。流出範囲はタンク周辺に止まる。
		仕切堤内流出	配管から漏洩しバルブ閉止に失敗、またはタンク本体から漏洩。内容物の緊急輸送により漏洩拡大防止を行い、流出範囲は仕切堤内に止まる。状況によっては仕切堤全面に拡大することもある。
		防油堤内流出	漏洩が仕切堤内に流出し、防油堤で止まる。状況によっては防油堤全面に拡大することもある。
		防油堤外流出	漏洩が防油堤外に流出する。
	流出火災	流出した可燃性液体に着火した場合、流出量及び範囲等に応じた火災となる。	
	タンク火災	小火災	タンク屋根の破損等により火災が発生。消火設備により短時間で消火される。
		リング火災 (浮屋根式に限る。)	浮屋根式タンクの屋根部で発生した火災が延焼等し、屋根のシール部全体でリング状に炎上する。
		全面火災	浮き屋根が沈降し、タンク屋根全面で炎上する。
		ボイルオーバー	全面火災となった場合、タンク内の液の温度が上昇することによりボイルオーバーが発生し、燃焼した油が流出して防油堤内でも炎上する。
	高圧ガス関係	漏洩・拡散	少量
中量			配管から漏洩し、緊急遮断に失敗するが、その後バルブ閉止により漏洩停止。
大量			配管から漏洩し、緊急遮断、バルブ閉止に失敗するが、内容物の緊急移送により漏洩停止。または、タンク本体から漏洩し、緊急移送により漏洩停止。
全量（防液堤内）			配管から漏洩し、緊急遮断、バルブ閉止、内容物の緊急移送に失敗、全量流出に至る。または、タンク本体から漏洩し、緊急移送に失敗、全量流出に至る。
全量（防液堤外）			タンク本体から漏洩し、流出は防液堤外の広範囲に至る。
漏洩火災・爆発		漏洩した可燃性ガスに着火した場合、漏洩量及び範囲等に応じた火災・爆発となる。	
沸騰液膨張蒸気爆発 (BLEVE)		大火災、全面火災となった場合、状況によっては、発災タンク又は周辺タンクが火炎により熱せられ、タンク内圧が上昇し、タンクが破壊することにより沸騰液膨張蒸気爆発 (BLEVE) が発生する。	

種別	事象		様相
有毒ガス	漏洩・拡散	小量	配管から漏洩し、緊急遮断設備により短時間で漏洩停止。散水希積の失敗若しくは除害失敗により、ガス拡散。
		中量	配管から漏洩し、緊急遮断に失敗するが、その後バルブ閉止により漏洩停止。散水希積の失敗若しくは除害失敗により、ガス拡散。
		大量	配管から漏洩する場合、緊急遮断、バルブ閉止に失敗するが、内容物の緊急移送により漏洩停止。タンク本体から漏洩する場合、内容物の緊急移送により漏洩停止。散水希積の失敗若しくは除害失敗により、ガス拡散。
		全量	配管から漏洩する場合、緊急遮断、バルブ閉止、緊急移送に失敗し、全量流出に至る。または、タンク本体から漏洩する場合、内容物の緊急移送に失敗し、是量流出に至る。散水希積の失敗若しくは除害失敗により、ガス拡散。
生産設備、発電設備	流出漏洩拡散	小量	装置損傷若しくはプロセス異常による可燃性液体・ガス等の少量の流出・漏洩・拡散。
		中量	装置損傷若しくはプロセス異常による可燃性液体・ガス等の中量の流出・漏洩・拡散。
		大量	装置損傷若しくはプロセス異常による可燃性液体・ガス等の大量の流出・漏洩・拡散。
	火災・爆発	流出・漏洩・拡散した可燃性液体・ガス等に着火した場合、漏洩量及び範囲等に応じた火災・爆発となる。	
炉内燃焼・爆発	プロセス異常による炉内燃焼・爆発。		
海上入出荷設備、パイプライン	流出漏洩拡散	小量	配管若しくはローディングアームの破損による可燃性液体・ガス等の少量の流出・漏洩・拡散。
		中量	配管若しくはローディングアームの破損による可燃性液体・ガス等の中量の流出・漏洩・拡散。
		大量	配管若しくはローディングアームの破損による可燃性液体・ガス等の大量の流出・漏洩・拡散。
	火災・爆発	流出・漏洩・拡散した可燃性液体・ガス等に着火した場合、漏洩量及び範囲等に応じた火災・爆発となる。	

第2章 災害予防

第1節 総則

第1 基本方針

特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止するため、特定事業者は、関係法令を遵守するとともに、自主的な災害防止対策の推進に努めるものとする。

また、防災関係機関は、特定事業者等に対する立入検査や防災教育等により、関係法令の遵守及び自主的な災害防止対策を推進するとともに、発災時の応急措置が迅速に行えるよう、防災施設等の整備を推進するものとする。

第2 防災組織の整備

防災関係機関等は、災害の程度及び災害発生の危険度に応じた防災組織をあらかじめ整備し、防災本部に報告するものとする。

なお、防災組織の整備にあたっては次の事項に留意する。

- 1 組織の編成及び所掌業務を明らかにし、常に現状に即したものに維持する。
- 2 責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置する。
- 3 夜間、休日等の連絡出動体制に留意する。
- 4 事故災害の態様に応じ応急措置を定めておく。
- 5 構成要員に周知徹底する。

また、災害危険の急迫度に応じた要員の動員、配備等の基準を定めるにあたっては次の事項に留意する。

- 6 一次、二次、三次と災害等の状況に応じた段階的な体制を検討するとともに、災害等が長期にわたる場合の措置を考慮する。
- 7 気象予警報の発表、災害の発生危険の程度、急迫度並びに災害の種類、規模、発生場所及び影響の程度を考慮する。

第3 リスクコミュニケーション

特定事業者は、特別防災区域周辺に居住する住民等の、災害に伴う健康や環境への悪影響に対する不安を低減するため、地域対話、環境モニター会議、事業所見学会の開催及び地域向け広報誌の発行などを通じて、リスクコミュニケーションを図るよう努める。

また、関係行政機関は、住民等の安全・安心を図るため、特定事業者と連携し、特別防災区域に係る防災対策の実施状況等の情報を周辺地区住民等に対し積極的に提供するよう努める。

第2節 予防対策

第1 陸上災害予防対策

1 特定事業所における予防対策

特定事業者は、当該事業所における災害の発生防止に係る責務を有するとともに、災害の拡大防止に関しても第一次的責任を有することから、それぞれの地域及び実態に応じて、施設及び設備の保全をはじめ、保安全管理の徹底及び自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施するものとする。特に、協力会社を含む従業員等に対する防災教育等による危機管理能力の向上に日頃から取り組むものとする。

また、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、本計画との整合を図りつつ、予想される被害からの復旧計画の策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保など、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

(1) 特別防災区域協議会

特定事業者は、石災法第22条に基づき、特別防災区域協議会を設置し、次の事業を行うものとする（特別防災区域協議会の会員等は下表のとおり）。

- ア 防災、保安及び安全衛生に関する計画並びに実施
- イ 災害防止及び災害発生時における相互援助に関する計画並びに実施
- ウ 防災技術及び自主基準に関する共同研究
- エ 防災に関する教育及び訓練の共同実施
- オ その他防災に関する必要な事項

	事業所（行政機関）名	所在地
会員	日本製鉄（株）九州製鉄所大分地区	大分市大字西ノ洲 1 番地
	ENEOS（株）大分製油所	大分市大字一の洲 1 番地 1
	大分液化ガス共同備蓄（株）大分事業所	大分市大字日吉原 1 番地 6
	住友化学（株）大分工場	大分市大字鶴崎 2200 番地
	NS スチレンモノマー（株）大分製造所	大分市大字中ノ洲 3 番地
	大分エル・エヌ・ジー（株）	大分市大字青崎 4 番地 1
	九州電力（株）新大分発電所	大分市大字青崎 4 番地 1
	（株）レゾナック大分コンビナート	大分市大字中ノ洲 2 番地
	日本エラストマー（株）大分工場	大分市大字中ノ洲 2 番地
	シコク硫炭（株）大分工場	大分市大字中ノ洲 2 番地
	日油（株）大分工場	大分市大字中ノ洲 2 番地
	鶴崎共同動力（株）鶴崎事業所	大分市大字中ノ洲 2 番地
	東亜合成（株）大分工場	大分市大字中ノ洲 2 番地
	（株）鶴崎サンソセンター	大分市大字中ノ洲 2 番地
	日本ポリエチレン（株）大分工場	大分市大字中ノ洲 2 番地
	サンアロマー（株）大分工場	大分市大字中ノ洲 2 番地
（株）九州サンソセンター 大分工場	大分市大字西ノ洲 1 番地	
顧問	大分海上保安部警備救難課	大分市大字海原字地浜 916-5
	大分労働局健康安全課	大分市東春日町 17-20
	県生活環境部防災局消防保安室	大分市大手町 3-1-1
	大分県警察本部警備運用課	大分市大手町 3-1-1
	大分市総務部防災局防災危機管理課	大分市荷揚町 2 番 31 号
	大分市消防局警防課	大分市舞鶴町 1 丁目 1 番 1 号
	大分市消防局予防課	大分市舞鶴町 1 丁目 1 番 1 号

（２）防災点検

特定事業者はその業務上、危険物等の施設を直接管理する責任者として貯蔵、取扱い、輸送などの全ての点において十分な安全対策を実施する必要がある。

そのため、PDCA サイクル等を用いた保安確保が継続的に改善されるシステムの構築を図り、保安確保対策を進めることとし、平常時から危険物等の各施設設備の保全を図るとともに、過去の事故事例や関連する他の事業所における事故情報等を収集・分析し、水平展開することにより、運転管理に係る作業標準、防災規程等に適切に反映させ、保安管理の徹底を図るものとする。

また、石災法、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に定める保安管理に関する責務のほか、危険源の把握に努め、危険要因を除去するための対策を積極的に進めるとともに、次の事項の徹底を図るものとする。

ア 特定事業所における安全を確保するため、石災法に規定する防災管理者を中心に、総合的な防災保安監督体制及び所内連絡協議体制を確立するとともに、防災規程等及びこれに基づく各種基準類の定期的な見直しによる充実整備と適正な運用を図る。

なお、当該規程等の整備にあたっては、特に、夜間、休日における異常現象発生時の通報及び応急体制等の行動基準について明確に規定する。

イ 装置故障等が発生した場合や地震等が発生した場合において、装置等の緊急停止作業を的確に実施するため、緊急停止に係る判断責任者及び不在時の代行者等をあらかじめ指定するとともに、運転停止についての責任は問わない旨を明確に規定する。

また、運転再開にあたっては、故障等の原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえ、運転再開責任者の指示命令のもとに行うものとする。

ウ 異常現象発生時の緊急停止作業等については、安全停止のための作業の簡易化等の見直しを実施するとともに、地震動に連動した緊急遮断装置の導入や緊急停止の自動化に努める。

エ 異常現象発生時の特定事業所内情報伝達体制、大分市消防局への通報体制、災害応急対応時の各段階における情報伝達体制等を含む情報伝達マニュアルを定め、従業者等に周知徹底するとともに、通報先等について、最新版管理を行う。

オ 異常現象発生時において、確実に通報等の連絡を行うため、インターネット、通信衛星、無線通信等の情報通信技術を活用した情報通信ネットワーク等を構築することにより、情報収集・伝達体制の多様化・多重化に努める。

なお、整備にあたっては、地震・津波等による阻害要因（輻輳、遮断等の通信障害、停電等）を十分考慮する。

カ 災害予防のため、自主検査を励行し、特に重要な設備（漏洩検知設備、緊急遮断設備、消火設備、除外設備等の防災設備など）は点検回数を増やす等により、健全性の確保に努める。

キ 異常現象発生時の初動対応を迅速かつ効率的に行えるよう、防災資機材等の配置を必要に応じて見直し、適正な配置となるよう努める。

2 関係行政機関における予防対策

関係行政機関は災害の未然防止を目的として、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入調査を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取組等に対して適切な助言を行い、災害予防の徹底を図る。

各機関の実施すべき基本事項は次のとおりとする。

(1) 九州産業保安監督部（高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法）

ア 石油コンビナートの保安に係る指導

イ 高圧ガスの製造、貯蔵、その他取り扱いに関する指導、保安教育の実施に係る指導

ウ 電気工作物の検査及び指導

エ 特定事業者に対する立入検査

オ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制の確立に係る指導

(2) 大分労働局（労働安全衛生法）

ア 臨検監督

イ 設備等の設置又は変更する際の計画届出の励行とセーフティーアセスメントの徹底指導

ウ ボイラー、第一種圧力容器等の検査

エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導

オ 化学設備等の自主検査と事後措置の適切な実施指導

カ 安全衛生教育に関する指導、援助

キ 災害調査の実施及び再発防止対策の確立指導

(3) 大分海上保安部

危険物荷役における安全防災対策の指導

(4) 県（石災法、消防法、高圧ガス保安法、毒劇物取締法）

ア 高圧ガス施設に対する保安検査及び立入検査

イ 高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査

ウ 認定保安・完成検査実施者の実施する保安検査及び完成検査に係わる助言又は指導

エ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導

オ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導

- カ 自主保安基準、危害予防規程、防災の各規程類の作成及びその実施の指導
- キ 大分市消防局が行う予防査察等についての助言又は指導
- ク 防災施設及び防消火設備資機材の設備強化等の指導

(5) 大分市消防局

- ア 特定事業者並びにこれらの危険物施設に対する立入検査
- イ 特定防災施設並びに危険物施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- エ 防災施設及び防消火設備資機材の設備強化等の指導
- オ 保安防災教育訓練の指導
- カ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導

第2 海上災害予防対策

1 特定事業所における予防対策

特定事業者は、災害予防に関し、第一義的に責任を有していることから、消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンスなど海上災害に必要な資機材を整備する。

- (1) 関係行政機関の指導及び関係法令を遵守するとともに、関係の危険物等の積載船舶の荷役等について監督又は指導し、災害防止に努める。
- (2) 危険物専用岸壁（棧橋）に消火栓を設け、大型タンカーの接岸の際には、化学消防車を配置し、かつ、油の漏洩に備え、オイルフェンス及び油処理剤などを配備する。
- (3) 危険物専用岸壁（棧橋）の安全について常に注意し、パイプラインなどの設備について災害発生の危険防止に必要な点検を行う。

2 関係行政機関における予防対策

(1) 大分海上保安部

- ア 港則法並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、その他海事関係法令の指導を行う。
- イ 危険物等の荷役時における安全対策を指導する。
- ウ 危険物積載船舶の停泊、荷役及び港内航行に関し、災害防止のための監督又は指導を行う。
- エ 消火薬剤など海上災害に必要な資機材の備蓄量等を把握する。

(2) 県及び大分市

- ア 消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンスなど、海上災害に必要な資機材を整備する。
- イ 消火薬剤など海上災害に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備を促進する。

3 特殊作業船の災害防止協力体制の確立

災害に際しては、タグボートなど特殊作業船の協力が必要となるため、公共機関はもとより、関係特定事業所のものも含め、緊急時に円滑な協力が得られるよう、関係機関と調整のうえ、必要な事項について、協定し、緊密な体制を確立する。

第3 航空機事故による災害予防

1 特定事業所における予防対策

飛行の規制措置について、違反を発見した場合は、直ちに大分空港事務所、県及び大分市に通報する。

2 関係行政機関における予防対策

(1) 大分空港事務所

大分空港事務所は、特別防災区域の航空機事故による災害を防止するため、次のとおり飛行の規制措置をする。

- ア すべての航空機に対し、特別防災区域における最低安全高度以下の飛行（航空法「昭和 27 年法律第 231 号」第 81 条ただし書）の許可は行わないものとする。
- イ 特別防災区域上空における訓練飛行等を行わないよう指導する。
- ウ 飛行の規制措置について、各航空会社に対し、周知徹底を図るとともに同措置の実施を指導する。
- エ 飛行の規制措置に違反する事実があると認められる場合は、直ちに当該航空会社に連絡し、規制措置の厳守を指導する。

(2) 県

- ア 航空に関する規制措置の実施に協力し、周知徹底を図る。
- イ 飛行の規制措置について、大分空港事務所と連携し、特定事業者にも周知を図るとともに、大分県警察本部、大分海上保安部などの防災関係機関に対し規制措置違反発見について協力を求める。

(3) 大分市

- ア 航空に関する規制措置の実施に協力し、周知徹底を図る。
- イ 飛行の規制措置について、関係住民にも周知を図るとともに、規制措置違反発見に努め、違反の通報があったときは、直ちに大分空港事務所及び県に通報する。

第 3 節 防災教育

第 1 特定事業所における防災教育

特定事業者は、従業員及び協力会社の従業員に対し、防災規程に定める防災教育計画に基づき、危険物、高圧ガス及び毒劇物等の貯蔵、取扱い等に関し、安全意識の高揚と正確な知識の修得のための講習又は研修を実施するものとする。

なお、特に留意等すべき内容は以下のとおりとし、教育の実施にあたっては、ベテラン従業員等の知識・技術・経験等の伝承に努めるとともに、外部専門家による助言、定期的な講習受講等により、教育の効果を高めるよう努めるものとする。

1 情報伝達体制に関するもの

防災管理者及び副防災管理者の全体統括のもと、異常現象発生時の特定事業所内情報伝達、大分市消防局への通報、災害応急対応時の各段階における情報伝達等を確実に実施するための教育。

2 運転管理に関するもの

各種作業標準、装置や計測装置等の特性のほか、特に異常現象発生時の緊急停止作業要領、異常時の危険認識や対応手順に関する教育。

3 危険物等の取り扱いに関するもの

危険物等の性状、安全管理上の要件等に関する教育。

4 事故事例に関するもの

過去及び他社等の事故事例の原因及び対策に関する教育。

5 法規、規程類に関するもの

石炭法等関係法令のほか、自社規程類に関する教育。

第 2 関係行政機関における防災教育

関係行政機関は、その果たすべき役割に応じて、特定事業所に対して防災上の教育を実施するものとする。

1 県（消防保安室）

危険物及び高圧ガスを取扱う事業所並びにその協力会社の有資格者、及び従業員に対し、業種別に

その性質や、取扱い方法等について、講習会や研修会を開催し、安全教育の徹底を図る。

2 県（薬務室）

毒劇物を取扱う事業所の従業者に対し、毒劇物の性質並びにその取扱い方法について、講習又は研修会を開催し、徹底した安全教育を行う。

第4節 防災訓練

防災訓練は、防災本部を構成する防災関係機関並びに特定事業所が共同して、あらかじめ想定した災害に基づき、訓練種目を選定し、年1回以上総合的な訓練を実施する。

なお、実施にあたっては、可能な限り周辺住民等の参加を促し、より実効性のある訓練の実施に努めるものとし、訓練の結果を評価することにより、改善、充実強化等を図るものとする。

第1 総合防災訓練

訓練実施種目は次のとおりとする。

- 1 異常現象通報訓練
- 2 タンク火災防御訓練
- 3 高圧ガス貯槽火災防御訓練
- 4 装置火災防御訓練
- 5 有害ガス災害防御訓練
- 6 石油類流出災害防御訓練
- 7 接岸船舶の火災及び石油類の流出災害防御訓練
- 8 避難、交通規制訓練
- 9 救護、救急訓練
- 10 応援要請訓練
- 11 その他必要な訓練

第2 個別防災訓練（特定事業所）

特定事業者は、自衛（共同）防災組織等が災害に即応できるように、適宜訓練を実施する。

（防災訓練事例）

訓練項目		内容・実施要領等
図 上 訓 練	訓練実施計画の策定訓練 （総合防災訓練、個別防災訓練共通項目）	防災担当者が効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけるため、担当者自身が訓練を企画立案する訓練。複数の防災関係機関等が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。
	各事業所の特性に応じた操業停止手順確認シミュレーション訓練 （個別防災訓練項目）	何らかの要因でプラント火災等が発生した場合において、マニュアル等に基づき迅速・的確に安全な操業停止手順を確認する訓練。

第5節 調査研究

防災関係機関及び特定事業者は、災害発生時の被害を軽減するため、防災のための施設、技術向上等について共同又は単独で調査研究を行うとともに、防災関係機関の実施する講習会や大分地区特別防災区域協議会の実施する防災研修会等を通じて、これらの調査研究の成果の導入・普及に努める。

- 1 危険物等の施設及び技術の安全に関する調査研究

- (1) 危険物等の製造、貯蔵及び取扱い施設の安全に関する調査研究
- (2) 危険物等の製造、貯蔵及び取扱い技術の向上に関する調査研究
- 2 技術向上に関する調査研究
 - (1) 危険物等の災害の特性並びに災害の防御方法に関する調査研究
 - (2) 災害基本想定に関する調査研究

第6節 泡消火薬剤の備蓄

泡消火薬剤の備蓄計画量は、災害想定タンク全面火災のうち、最大容量である10万kl危険物貯蔵タンクの場合が最も妥当な基準となり、この場合の消火に必要な泡消火薬剤は230klとなる。

特定事業所が備蓄する法定の泡消火薬剤は146.72klであるため、不足分の83.28klを県、大分市、特定事業所及び共同防災組織において自主的に備蓄する。

機関名 等		計画 等	法定必要量 (リットル)	現有量 (リットル)		
				緊急輸送分	固定消火備蓄分	計
大分海上保安部			0	0	5,300	5,300
県			0	25,000	0	25,000
大分市			0	28,340	0	28,340
広域共同防災組織			60,000	72,000	0	72,000
防大 災分 組共 織同	共同防災		22,320	22,320	0	22,320
	自 衛 防 災	ENEOS (株) 大分製油所	7,560	27,800	64,660	92,460
		日本製鉄 (株) 九州製鉄所大分地区	7,560	6,240	21,400	27,640
大分石 油共 同化 防学 災コ ンビ ナー ト	共同防災		11,160	24,200	0	24,200
	自 衛 防 災	(株) レゾナック大分 コンビナート (含有7 社を含む。)	7,560	33,200	91,280	124,480
		(株) 鶴崎サンソセン ター	0	0	0	0
		日油 (株) 大分工場	7,400	0	7,400	7,400
		シヨク硫炭 (株) 大分工場	0	0	1,500	1,500
		鶴崎共同動力 (株) 鶴崎事業所	0	0	0	0
		東亜合成 (株) 大分工場	12,000	0	13,000	13,000
共新 同大 防分 災L 組N 織G	共同防災		0	0	0	0
	自 衛 防 災	九州電力 (株) 新大分発電所	0	0	12,400	12,400
		大分エル・エヌ・ジー (株)	0	0	105,000	105,000
大分液化ガス共同備蓄 (株) 大分事業所			0	0	800	800
住友化学 (株) 大分工場			11,160	16,700	58,000	74,700
合計			146,720	255,800	380,740	636,540

(令和5年4月1日現在)

第7節 防災相互通信用無線整備

災害時には、防災関係機関等が協力して防災活動を実施しなければならない事例が多く発生しており、円滑な防災活動を実施するためには、これらの機関が相互に緊密な連絡を確保できる体制の確立を図る必要がある。

このような要請に応え、防災関係機関等が防災対策に関する通信を相互に行うことができるよう、全国共通の専用周波数による防災相互通信用無線の開局が認められ、運用が開始されている。

防災関係機関及び特定事業者は、災害が発生した際の通信連絡の円滑化、指揮命令の統一を図るため、防災相互通信用無線の整備等に努めるものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 防災本部の活動体制

災害想定に基づき、その規模に応じ、災害を最小限度に止めるため、次の防災体制で防災活動を実施する。

第1 防災体制

1 第一次防災体制

(1) 設置基準

異常現象又は軽微な災害が発生した場合で、特定事業所の自衛防災組織（共同防災組織を含む。）及び大分市消防局又は海上保安部によって防衛鎮圧しうる程度の災害の場合

(2) 防災本部の体制等

防災本部に応急対策連絡室を設置し、災害情報等の収集を行うとともに、防災関係機関は、各機関において災害応急対策を実施する。

応急対策連絡室	
室長	消防保安室長
副室長	消防保安室保安班総括
班員	消防保安室3人 (災害の規模・状況に応じ、室長の指示により待機) 危機管理室、防災対策企画課、警備運用課、医療政策課、福祉保健企画課、薬務室、工業振興課、漁業管理課、港湾課 各1人
設置場所	消防保安室内（県庁舎本館6階）
主な事務	ア 被害・災害情報の収集 イ 防災関係機関等への通報及び連絡調整
別室	室長：防災危機管理課長 室員：防災危機管理課2名（設置場所：大分市防災危機管理課内）

2 第二次防災体制

(1) 設置基準

災害が発生し、特別防災区域内の他の施設への拡大のおそれがある場合など、第一次防災体制に加え、特定事業所間の相互応援及び隣接消防機関等の応援出動によらなければ災害を鎮圧し、その拡大を防止することが困難な災害の場合

(2) 防災本部の体制

防災本部に総合調整室を設置するとともに、災害現場に現地対策調整本部を設置し、災害情報等の収集及び防災関係機関等への連絡調整等を実施する。

総合調整室	
室長	防災局長（事故等で不在の場合は防災危機管理監）
副室長	危機管理室長（事故等で不在の場合は防災対策企画課長）
室員	消防保安室4人、危機管理室1人、防災対策企画課1人、警備運用課1人、医療政策課1人、福祉保健企画課1人、薬務室1人、工業振興課1人、漁業管理課1人、港湾課1人、広報員4人程度（広報員は、広報広聴課長が大分県災害対策本部広報班の要員のうちから広報広聴課職員を含み指名する。）
設置場所	大分県防災センター内（県庁舎本館6階）
主な事務	ア 被害・災害情報の収集 イ 現地対策調整本部の設置等 ウ 防災関係機関等への通報及び連絡調整 エ 泡消火薬剤の搬送に係る連絡調整 オ 近隣市町村消防局等への応援要請 カ 自衛隊の災害派遣要請 キ 災害、避難情報等の広報 ク 災害現場周辺の警備及び交通状況の把握 ケ 負傷者、避難者情報等の把握 コ DMATの派遣要請 サ 負傷者搬送先の調整 シ 毒劇物による被害状況の把握 ス 漁業関係者への連絡調整及び漁業被害の把握 セ 港湾施設の被害状況の把握及び応急復旧
別室	室長：防災危機管理課長 室員：防災危機管理課2名 （設置場所：大分市防災危機管理課内又は本庁舎8階大会議室）

3 第三次防災体制

(1) 設置基準

災害が発生し、特別防災区域外への拡大又は拡大のおそれがある場合など、第二次防災体制において対応できない重大な災害の場合

(2) 防災本部の体制

第二次防災体制に加え、関係する全ての防災関係機関等によって、総合的な防災活動を実施する。

総合調整室	
室長	防災局長（事故等で不在の場合は防災危機管理監）
副室長	危機管理室長（事故等で不在の場合は防災対策企画課長）
室員	消防保安室8人、危機管理室2人、防災対策企画課2人、警備運用課2人、医療政策課2人、福祉保健企画課2人、薬務室2人、工業振興課2人、漁業管理課2人、港湾課2人、広報員4人程度（広報員は、広報広聴課長が大分県災害対策本部広報班の要員のうちから広報広聴課職員を含み指名する。）、市防災危機管理課2人、陸上自衛隊2人、大分海上保安部2人
設置場所	大分県防災センター内（県庁舎本館6階）
主な事務	二次防災体制と同一

4 防災体制の解除基準

- (1) 当該災害に係る応急対策がおおむね完了したと認められるとき
- (2) 予想された災害若しくは危険が解消されたと認められるとき

第2 防災体制の判断

防災本部がとるべき防災体制の設置及び解除等の判断は、当該体制における長が行い、本部長へ報告するものとする。

なお、判断にあたっては、必要に応じて大分市消防局等の防災関係機関の意見を聞くものとする。

第3 連絡体制

防災本部は、防災体制を設置又は解除等したときは、別に定める様式により防災関係機関へ連絡するものとする。

第2節 現地対策調整本部の設置等

第1 現地対策調整本部の設置および解散の基準等

災害が発生した場合、発災事業所に設置した消防現場指揮本部において、災害応急活動等を優先するため、当該本部から防災本部及び防災関係機関に対し、情報提供を行うことが困難となることが予想される。

災害応急活動等に係る一次情報の把握、活動内容の確認・調整や情報の共有等を図るため、災害現場に現地対策調整本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 第二次防災体制及び第三次防災体制に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関等が現地における緊密な連絡調整を図り、緊急に統一的な防災活動を実施する必要があるとき。
- (2) 大分市消防局等から要請があり、本部長が適当と認めるとき。

2 解散基準

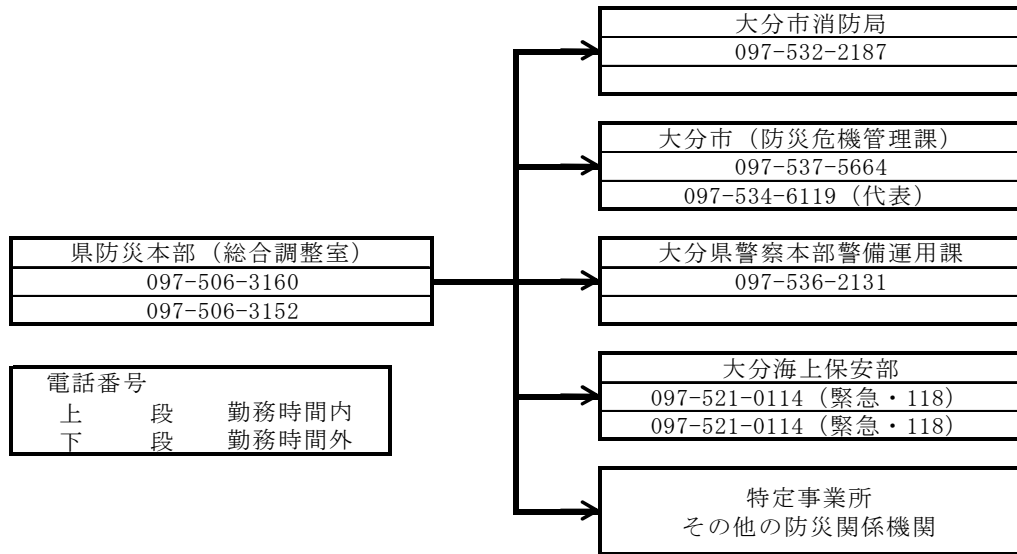
現地対策調整本部の解散基準は、次のとおりとし、総合調整室長が現地対策調整本部長の意見を聞き、廃止を決定する。

- (1) 当該災害に係る応急対策がおおむね完了したと認められるとき
- (2) 予想された災害若しくは危険が解消されたと認められるとき

3 連絡体制

現地対策調整本部の設置及び解散の連絡は、別に定める様式により総合調整室が行う。

現地対策調整本部設置の連絡系統図



県防災本部（総合調整室）		
097-506-3160		
097-506-3152		

電話番号		
上	段	勤務時間内
下	段	勤務時間外

第2 現地対策調整本部の組織等

1 現地対策調整本部の組織は、次のとおりとする。

現地対策調整本部	
本部長	生活環境部防災局防災危機管理監（もしくは本部長が指名する者）
副本部長	市防災危機管理課長（もしくは大分市長が指名する者） 消防保安室長 大分海上保安部警備救難課長（海上災害の場合）
本部長	消防保安室2人、大分県警察本部及び管轄警察署（大分中央警察署又は大分東警察署）2人、医療政策課2人、大分海上保安部2人（海上災害の場合）、市防災危機管理課2人、大分市消防局3人、発災事業所2人、大分地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長事業所1人（第三次防災体制の場合、陸上自衛隊2人を増員）
設置場所	発災事業所内
主な事務	ア 現地対策調整本部会議の開催 イ 総合調整室との連絡調整 ウ 災害現場出動機関との連絡調整 エ 各班との連絡調整 オ 防災関係機関等への連絡調整 カ 災害情報の収集及び伝達 キ 避難指示等の必要性の検討 ク 救急搬送先の指示 ケ 負傷者等の把握 コ 避難者等の把握

2 総合調整室長より召集要請を受けた防災関係機関等は、自機関の業務に精通した職員を選定し、派遣するものとする。

3 現地対策調整本部は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して災害現場付近の適当な場所に設置する。また、現地対策調整本部の表示は、現場で活動する職員が視認しやすいように、看板又は旗等を掲げる。

第3 活動体制

災害現場における応急対策を円滑に行うため、現地対策調整本部に次の班を置く。

班名	班 長	班 員	主な業務
広報班	(陸上) 大分市消防局予防課長 (海上) 大分海上保安部管理課長	大分東又は大分中央警察署、大分市広聴広報課、鶴崎支所、大在支所、坂ノ市支所、大分市消防局予防課、大分海上保安部管理課、発災事業所	・災害現場周辺住民に対する広報に関する事 ・災害現場周辺住民に対する広報に関する事
交通避難班	大分東警察署長 又は 大分中央警察署長	大分東又は大分中央警察署、大分市消防団	・被災者の救出及び救護に関する事 ・住民及び事業所従業員に対する避難指示等及び避難誘導に関する事 ・災害現場周辺の交通規制に関する事
医療救護班	日本赤十字社大分県支部事業推進課長	日本赤十字社大分県支部、大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会	・救護所の開設に関する事 ・負傷者の医療救護に関する事
避難所班	大分市福祉保健課長	大分市福祉保健課、大分市保健所（保健総務課、衛生課、健康課）鶴崎支所、大在支所、坂ノ市支所	・避難所の開設に関する事 ・避難者の動向の把握に関する事 ・負傷者の救護並びに救急患者の措置に関する事 ・応急救護に関する事
消防救急班	(陸上) 大分中央消防署長 又は 大分東消防署長 (海上) 大分海上保安部警備救難課長	大分中央消防署、大分東消防署、大分南消防署、相互応援協定締結事業所、大分海上保安部警備救難課	・災害の鎮圧及び救出救助活動に関する事 ・救急搬送に関する事
資機材調達班	(陸上) 大分市消防局警防課長 (海上) 大分海上保安部管理課長	大分市消防局警防課、大分海上保安部管理課、陸上自衛隊第41普通科連隊、日本通運(株)大分支店業務課、鶴崎海陸運輸(株)ポートサービス課、大分市消防団	・災害応急対策用資機材の調達に関する事 ・災害応急対策用資機材の輸送に関する事
海上交通班	大分海上保安部交通課長	大分海上保安部交通課	・災害現場周辺の航行規制に関する事

第3節 災害情報の伝達及び広報

第1 異常現象の通報

1 防災管理者の通報

防災管理者等は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象（以下「異常現象」という。）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、その旨を大分市消防局に通報しなければならない。

2 異常現象の範囲

異常現象の範囲は次のとおりとする。

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

(2) 爆発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの。

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のもを除く。

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの。

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

(5) 暴走反応時

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記（1）から（4）に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

3 大分市消防局の通報

大分市消防局は、1の通報を受けた場合には、直ちに、その旨を防災本部、大分市、大分県警察本部、大分海上保安部に通報しなければならない。

なお、その他の関係機関への通報については、災害の種別、状況等により、通報の可否を判断するものとする。

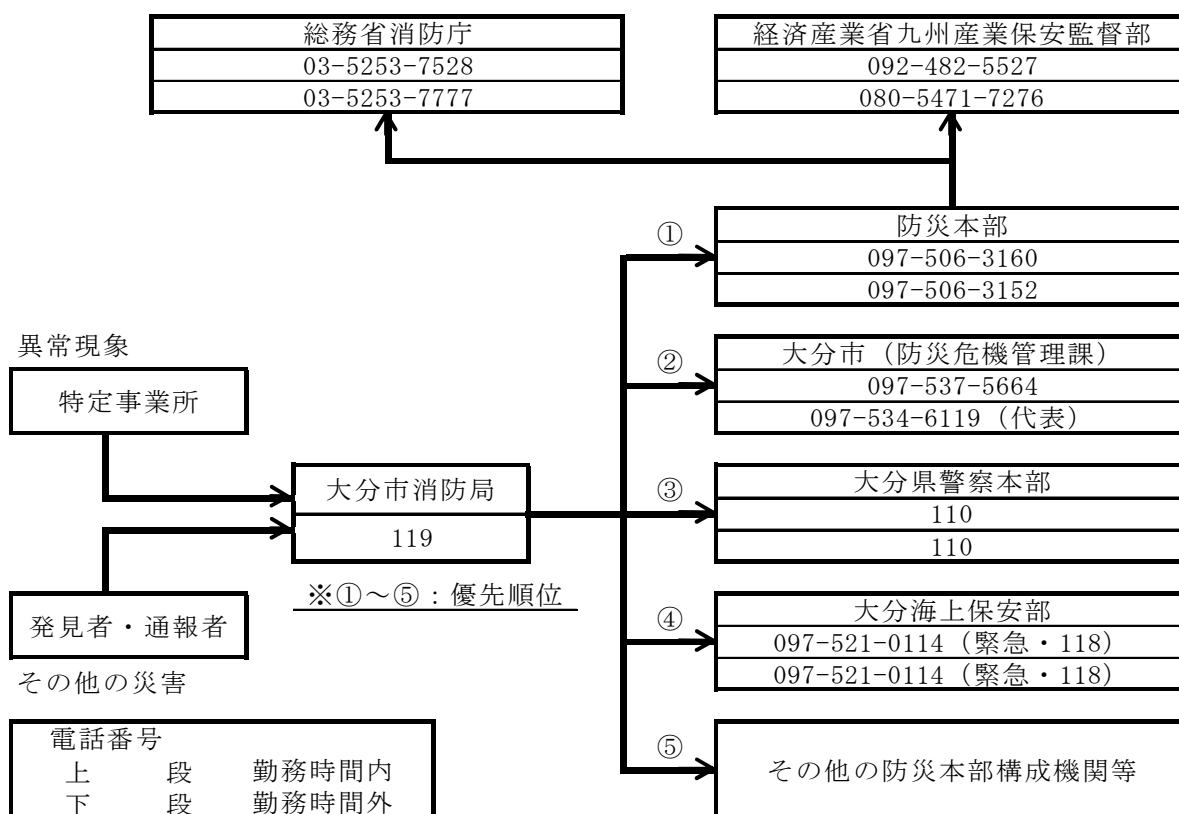
4 その他の防災関係機関における情報伝達

大分市消防局から通報を受けた機関は、必要に応じ、次の情報伝達系統図により、速やかに関係機関へ通報し、又は相互に情報を交換することにより、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

なお、災害の拡大等により、情報伝達系統図に記載のない関係機関（特別防災区域周辺の社会的に重要な施設（発電所、重要航路、接岸設備、漁業施設等）の管理機関）への影響等のおそれがある場合には、当該機関についても通報を行うものとする。

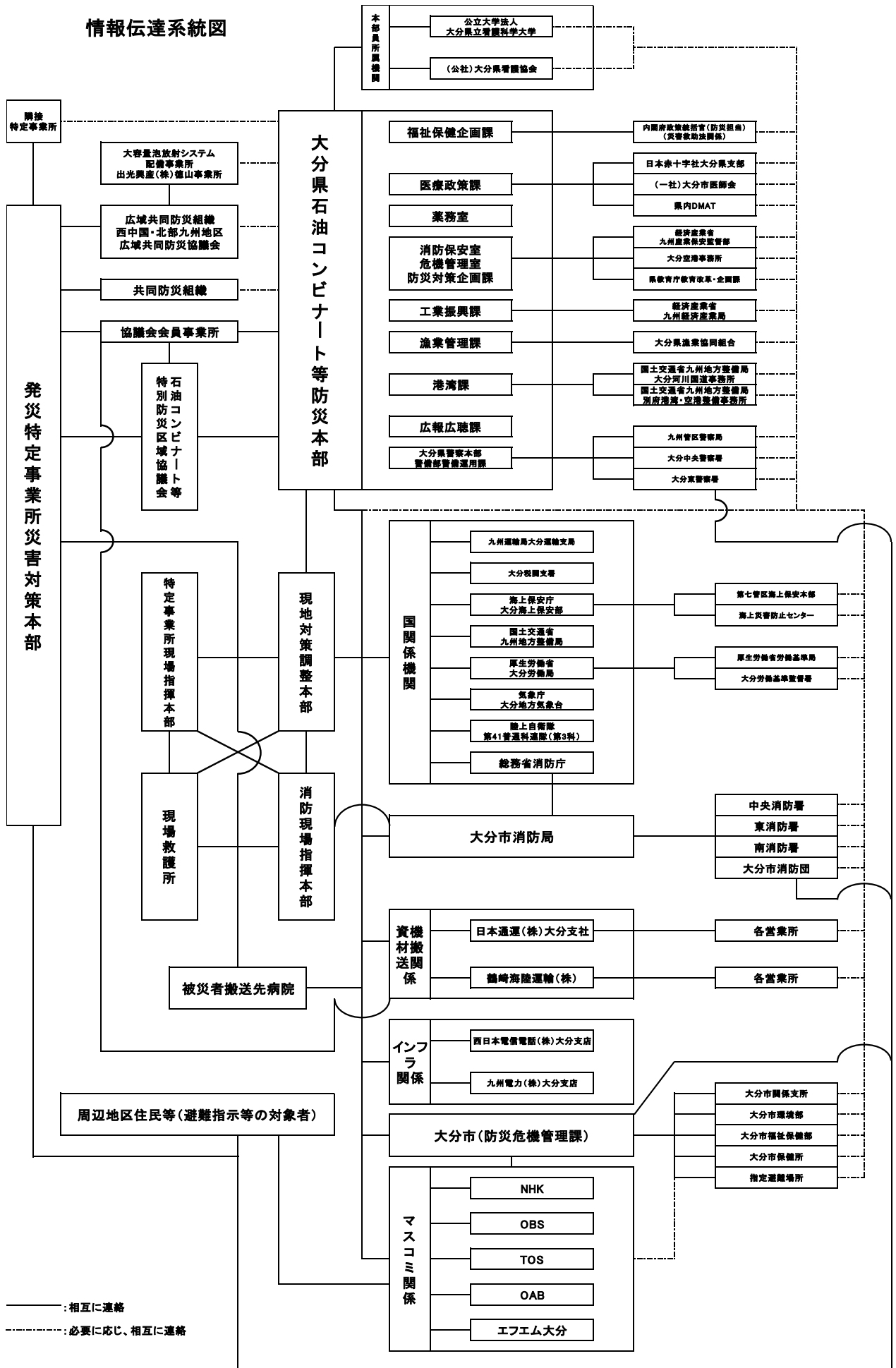
5 災害に係る情報の伝達について、異常現象の発生に係る通報にあつては、「異常現象通報伝達系統図」により、災害応急対策の実施状況等に係る情報の伝達にあつては「情報伝達系統図」により行う。

異常現象通報伝達系統図



※海上に係る異常現象の発生又は発生のおそれがある場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所（大分海上保安部）に通報しなければならない。

情報伝達系統図



特定事業所及び防災関係機関連絡先等一覧表

区分	機関名	郵便番号	所在地	電話番号		FAX	衛星電話番号	
				平日	休日・夜間等			
特定事業所関係	日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区	870-0992	大分市大字西ノ洲1番地	097-553-2040	097-558-2255	097-553-2230	080-1780-1080 (ワイドスター)	
	(株)レゾナック大分コンビナート	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-5131	097-521-5131	097-521-7738 097-521-5798	080-1744-5144 080-1744-5143 (ワイドスター)	
	(株)鶴崎サンソセンター	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-1543	097-521-1543	097-521-1544	080-8391-9952 (ワイドスター)	
	日油(株)大分工場	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-527-5201	097-527-5277	097-524-0029	080-1220-2386 (ワイドスター)	
	東亜合成(株)大分工場	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-522-3265	097-522-3265	097-527-4156	080-2309-9331 (ワイドスター)	
	鶴崎共同動力(株)鶴崎事業所	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-5131	097-521-5131			
	シコク硫炭(株)大分工場	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-0977	097-521-0977	097-521-0978 097-521-3837		
	ENEOS(株)大分製油所	870-0112	大分市大字一の洲1番地1	097-523-2241	097-523-2201	097-523-2251	090-4742-6277 (ワイドスター)	
	九州電力(株)新大分発電所	870-0278	大分市大字青崎4番1	097-521-6033 097-527-6894	097-521-6033	097-521-6537	881651415225 (イリジウム)	
	大分エール・エヌ・ジー(株)	870-0278	大分市大字青崎4番地1	097-522-1900	097-522-1969	097-521-7460	080-2741-7795 (ワイドスター)	
	大分液化ガス共同備蓄(株)大分事業所	870-0301	大分市大字日吉原1番地6	097-593-1101	097-593-1101	097-593-1105	870776399686 (アイサットフォン)	
	住友化学(株)大分工場	870-0106	大分市大字鶴崎2200番地	097-523-1156	097-523-1158 防災センター	097-523-1121	870776742801 (アイサットフォン)	
国の機関	総務省消防庁	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7528	03-5253-7777	03-5253-7538		
	内閣府政策統括官(防災担当) (災害救助法関係)	100-8969	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	03-5253-2111				
	九州管区警察局	812-8573	福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000		092-641-8314		
	九州産業保安監督部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5469	080-5471-7276	092-482-5932		
	九州経済産業局	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5405	090-6297-9902	092-482-5960		
	第7管区海上保安本部	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931	093-321-2933	093-321-6038		
	大分海上保安部	870-0107	大分市大字海原字地浜916-5	097-521-0114 (緊急118)	097-521-0114 (緊急118)	097-521-0114		
	大分労働局	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3213	090-8830-8244	097-537-7422		
	大分労働基準監督署	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F	097-535-1511 097-535-1513	090-3329-2127	097-536-2471		
	九州地方整備局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-476-3544	092-471-6331	092-476-3467		
	九州地方整備局 大分河川国道事務所	870-0820	大分市西大道1丁目1番71号	097-546-1525	097-544-4167	097-546-4700		
	九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所	874-0919	別府市石垣東10-3-15	0977-21-0171	090-5089-4066	0977-27-0082		
	陸上自衛隊 西部方面総監部	862-0901	熊本県熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111				
	陸上自衛隊 第41普通科連隊	874-0840	別府市大字鶴見14548-143	0977-22-4311 (内線234)	0977-22-4311 (内線234)	0977-22-4311		
	大分地方気象台	870-0023	大分市長浜町3丁目1番38号	097-532-2247	097-532-6884	097-536-0091 092-771-2886		
	九州運輸局大分運輸支局	870-0906	大分市大洲浜1丁目1番45号	097-521-2010	090-7581-7042	097-558-9820		
	大分税関支署	870-0107	大分市大字柏原916-5	097-521-2691	090-1368-6404	097-524-0067		
	大分県の機関	企画振興部広報広聴課			097-506-2094		097-506-1726	
		福祉保健部福祉保健企画課 地域福祉班			097-506-2622		097-506-1732	
福祉保健部医療政策課				097-506-2652	090-9592-5496	097-506-1734	870776303034 (アイサットフォン)	
福祉保健部薬務室				097-506-2650		097-506-1828		
生活環境部環境保全課				097-506-3114		097-506-1747		
生活環境部防災局危機管理室		870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3152	097-506-3152	097-533-0930	870776302193 870776302211	
生活環境部防災局 防災対策企画課				097-506-3069	097-506-3152	097-533-0930	870776302497 (アイサットフォン)	
生活環境部防災局消防保安室				097-506-3160 097-534-1713	097-506-3152	097-533-0930		
商工観光労働部工業振興課				097-506-3267		097-506-1753		
農林水産部漁業管理課				097-506-3915	090-4779-1547	097-506-1767		
土木建築部港湾課				097-506-4617	090-2392-2151	097-506-1776		

特定事業所及び防災関係機関連絡先等一覧表

区分	機関名	郵便番号	所在地	電話番号		FAX	衛星電話番号
				平日	休日・夜間等		
大分県の機関	教育庁教育改革・企画課	870-8503	大分市府内町3丁目10番1号	097-506-5421		097-506-1791	
	企業局総合管理センター 工業用水道管理部	870-1112	大分市大字下判田字穴井迫1600	097-597-1220		097-597-0398	
	大分県警察本部	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-2131 (内線5773)	097-536-2131 (内線5773)	097-536-3223	
	大分中央警察署	870-0046	大分市荷揚町5-6	097-533-2131	097-533-2131		
	大分東警察署	870-0108	大分市大字三佐1019-1	097-527-2131	097-527-2131		
大分市の機関	総務部防災局防災危機管理課	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-534-6111 097-537-5664	097-534-6119	097-533-0252	
	福祉保健部福祉保健課			097-537-5623	097-534-6119	097-534-6260	
	環境部環境対策課			097-537-5622	097-534-6119	097-538-3302	
	鶴崎支所	870-0103	大分市東鶴崎1丁目2番3号	097-527-2111		097-521-7140	
	大在支所	870-0268	大分市政所1丁目4番3号	097-592-0511		097-593-2325	
	坂ノ市支所	870-0308	大分市坂ノ市南3丁目5番33号	097-592-1700		097-593-2327	
	大分市保健所	870-8506	大分市荷揚町6番1号	097-536-2222	097-536-2222	097-532-3105	
	上下水道局上下水道部総務課	870-0045	大分市城崎町1丁目5番20号	097-538-2403		097-535-1241	
	大分市消防局	870-0044	大分市舞鶴町1-1-1	097-532-2187	097-532-2187	097-536-3991	
	大分市中央消防署			097-532-2108	097-537-1046		
	大分市東消防署	870-0103	大分市東鶴崎1-1-26	097-527-2721 (内線220)	097-527-2721	097-523-2302	
	大分市南消防署	870-1151	大分市大字市51-1	097-586-1230	097-586-1230	097-542-1106	
	防災関係機関等	日本赤十字社大分県支部	870-0033	大分市千代町2-3-31	097-534-2236 097-534-2237	090-2397-3157 (公用携帯電話)	097-533-6795
(一社)大分市医師会		870-1133	大分市大字宮崎字古園1315番地	097-568-5780		097-567-1934	
(公社)大分県看護協会		870-0855	大分市大字豊饒310番地の4	097-574-7117		097-545-3751	
公立大学法人 大分県立看護科学大学		870-1201	大分市大字廻栖野2944-9	097-586-4300		097-586-4370	
西日本電信電話(株) 大分支店		870-0023	大分市長浜町3-15-10	097-513-4801 097-513-4600		097-537-4981	
九州電力(株)大分支店		870-0026	大分市金池町二丁目3番4号	097-537-8029		097-537-8985	
鶴崎海陸運輸(株)		870-0133	大分市大字中ノ洲1-8 乙津埠頭ビル内	097-521-1135 097-521-2112	097-521-1135 097-521-2112	097-523-2791	
日本通運(株) 大分支店		870-0026	大分市金池町2-11-1	097-535-1113	097-552-6111	097-538-7029	
大分市消防団		870-0044	大分市舞鶴町1丁目1番1号	097-532-2188	097-532-2187	097-532-7018	
(一社)海上災害防止センター		220-8401	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号	045-224-4311		045-224-4312	
山口県総務部防災危機管理課		753-0071	山口県山口市滝町1-1	083-933-2374	083-933-2390	083-933-2408	
西中国・北部九州地区 広域共同防災組織		745-0843	山口県周南市新宮町1番1号	0834-21-7071	0834-21-1108	平日 0834-21-8668	
出光興産(株)徳山事業所		745-0843	山口県周南市新宮町1番1号	0834-21-1103	0834-21-1100	0834-21-1259	
マスコミ	日本放送協会大分放送局 (NHK)	870-0029	大分市高砂町2-36-4F	097-533-2808	097-533-2808	097-533-2619	
	(株)大分放送 (OBS)	870-0938	大分市今津留3丁目1-1	097-558-1111	097-558-0989	097-551-9493	
	(株)テレビ大分 (TOS)	870-0011	大分市大字勢家春日浦 843-25	097-532-9111	097-532-9111	097-537-7542	
	大分朝日放送(株) (OAB)	870-0015	大分市大字勢家新川西12	097-538-6111	097-538-8500	097-538-8506	
	(株)エフエム大分	870-0037	大分市東春日町17-19	097-534-8888	097-534-0612	097-534-0646	

※連絡電話の斜体は、災害時優先電話番号。

第2 災害状況等の報告

- 1 発災事業所及び防災関係機関は、応急対策その他の災害に関する情報を積極的に収集し、共有するとともに、防災本部（現地対策調整本部が設置されている場合は現地対策調整本部を含む。）に口頭、又は文書により逐次報告するものとする。

なお、発災事業所及び防災関係機関が収集する災害情報の主な事項は次のとおりとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 今後予想される災害の態様
- (4) 今後必要とされる対策
- (5) 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- (6) その他必要な事項

- 2 防災本部（又は現地対策調整本部）は、1で収集した情報を、必要に応じて直ちに防災関係機関に伝達するものとする。

3 災害即報

大分市消防局は、次の即報基準に該当する事故を覚知したときは原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、把握した範囲で第一報を、防災本部を通じて消防庁に報告するものとする。

以後、次の即報様式（第2号様式（特定の事故））に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

なお、一定規模以上の火災、爆発、危険物及び高圧ガス等の漏洩等（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、大分市消防局は、第一報を防災本部に対してだけでなく、直接消防庁にも原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、大分市消防局は、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

(1) 即報基準

ア 一般基準

原則として、次のような人的被害を生じた事故

- ① 死者が3人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

一般基準に該当しないものにあっても、次の基準に該当するもの

- ① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で、応急措置を必要とするもの
- ③ 特定事業所内の火災（上記①）以外のもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合

(2) 直接即報基準

ア 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

イ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で、応急措置を必要とするもの

4 発災事業所は、防災本部及び防災関係機関の求めに応じ、災害応急対策の完了後、速やかに防災本部及び大分市消防局に關係する書類を添えて、下記の事項を文書により報告する。

- (1) 事業所名及び所在地
- (2) 発生場所
- (3) 発生日時
- (4) 発見日時
- (5) 発生時の運転・作業状況
- (6) 事故の経緯
- (7) 人的被害及び物的被害
- (8) 原因
- (9) 今後の対策

5 大分市長は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの四半期ごとに災害をとりまとめ、それぞれ翌月の20日までに防災本部に報告する。報告の内容等は別に定める。

6 防災相互通信用無線局の利用

防災関係機関等は、災害時における応急対策活動を共同して円滑に実施できるよう防災相互通信用無線局（以下「無線局」という。）の利用に努める。

また、無線局の合法的かつ統一的運用を図るため、大分県石油コンビナート等防災相互通信用無線局管理運用規程（昭和59年7月23日施行）において、電波法（昭和25年法律第131号）及び同法に基づく命令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（備考）大分県石油コンビナート等防災相互通信用無線局管理運用規程は資料編に記載。

第3 災害広報

特別防災区域内に災害が発生し、その周辺地区に影響を及ぼすおそれがある場合には、周辺地区の住民をはじめとした県民等に対して、正確かつ迅速な情報提供を行うことにより、流言飛語等による無用の混乱防止を図り、県民等が適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

防災関係機関等は、次により県民の安全・安心の確保のため、連携し正確かつ迅速な広報活動を実施する。

- 1 情報の発表は、防災本部が行う。
- 2 県及び大分市は、防災関係機関等の協力を得て、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに、その災害が及ぶおそれのある地域の住民に対し、広報車、防災行政無線、県民安全・安心メール、大分市防災メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、サイレン（津波警報等のサイレン音は、J-ALERTによる標準音を使用）、半鐘、アマチュア無線局等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを行うものとする。
なお、必要に応じ、報道機関の協力を得てテレビ・ラジオ等による広報を住民等に対し行うものとする。
- 3 特定事業者は、関係機関と協力し、必要に応じて、現地対策調整本部に対し避難等の指示を要請する。

また、災害広報について、防災本部（又は現地対策調整本部）との連携・協力を努める。

第4節 防災活動

第1 防災活動要領

1 防災活動の主体

発災事業所従業員及び原因者による初期防災活動のほか、防災活動の主体となる担当機関は、次の災害の種別に応じ、各号に示すとおりとする。

(1) 船舶火災の場合

ア ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び河川における船舶火災の消火活動は、大分海上保安部と連携をとりながら主として自衛防災組織等及び大分市消防局が実施する。

イ ア以外の場合における船舶火災の消火活動は、大分市消防局と連携をとりながら主として自衛防災組織等及び大分海上保安部が実施する。

(2) 油又は有害液体物質の流出災害の場合

ア 陸上に流出した場合の防災活動は、大分市消防局の指導のもと、自衛防災組織等が実施する。

イ 海上に流出した場合の防災活動は、大分海上保安部の指導のもと、自衛防災組織等が実施する。

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合

災害の態様に応じ、自衛防災組織等、大分海上保安部及び大分市消防局並びにその他の防災関係機関による密接な連携協力のもと、それぞれの防災活動を実施するものとする。

2 防災活動の基本

防災関係機関等の活動の基本は次のとおりとし、詳細は次表のとおりとする。

(1) 発災事業所（自衛防災組織等）

異常現象の発生を直ちに大分市消防局に通報するとともに、防災規程の定めるところにより初期防災活動を開始し、大分市消防局及び大分海上保安部の現場到着後は、この指揮下において、大分市消防局及び大分海上保安部と一致協力し、総力を挙げて防災活動を実施する。

(2) 大分市消防局

異常現象の発生通報を受報すると同時にこの計画に定める機関に連絡通報をし、直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織等及びその他の防災関係機関と緊密な連絡調整を図りながら総力を挙げて有効的確な防災活動を実施する。

(3) 大分海上保安部

災害発生の情報入手後、直ちに船舶等を現場に出動させるとともに、大分市消防局、自衛防災組織等及びその他の防災関係機関と緊密な連絡調整を図りながら総力を挙げて有効的確な防災活動を実施する。

(4) その他の防災関係機関

大分市消防局、大分海上保安部と緊密な連絡を取りながら、それぞれの防災活動を実施する。

機関 項目	発災事業所	大分市消防局	大分海上保安部
通報	○異常現象発見 発見者は防災規程に基づき通報 ○緊急通報		
連絡	(1)大分市消防局へ通報 (2)防災本部 (3)所内連絡 (4)関係事業所へ通報	○通報受信 災害の通報を受けて次の機関へ連絡 (1)防災本部 (2)大分市 (3)大分県警察本部地域課通信指令センター (4)大分海上保安部	○通報受信 大分市消防局からの通報を受け、必要に応じて次の関係機関へ連絡 (1)大分県中北部沿岸海域排出油等防除協議会 (2)海上災害防止センター (3)関係船舶所有者、代理店 (4)大分県漁業協同組合本店、関係支店（県漁業管理課を通じ）
出動	○発見者及び現場勤務者は一次的な局限処置をとる。 (1)ガス探知 (2)火源排除の確認 (3)応急措置等	○大分市警防規定に基づく出動	○災害現場への出動 (1)所属巡視船艇等の出動 (2)災害の状況により救難班を陸行派遣 (3)災害の規模に応じ第七管区海上保安本部長に巡視船艇、航空機の派遣を要請。また、大分県中北部沿岸海域排出油等防除協議会及び海上災害防止センターの出動を要請
活動	○自衛消防隊による消火活動 (1)消防設備等 (2)消防車両等 ○対策本部の設置 ○現場の状況把握 ○防災活動方針の提示 ○消防現場指揮本部の指揮による消火活動等 (1)状況報告 (2)救出、救助、避難誘導 (3)所内整理 (4)広報 (5)資機材搬送 (6)炊き出し、給食	○消防現場指揮本部の設置 ○現場の状況把握 ○防災活動方針の決定 ○災害の規模等に応じた防御活動 (1)人命救助の把握並びに負傷者の救出 (2)部隊の合理的な配置 (3)消防（火災）警戒区域の設定 (4)延焼防止線の決定 (5)応援要請の要否決定 (6)交代要員の確保 (7)必要資機材の確保 (8)周辺住民の避難誘導 (9)水利統制 ○現場広報 ○救急搬送 ○鎮火の決定	○現場の状況把握 ○救難活動方針の決定 ○対策本部の設置 ○災害の種類、規模に応じた救難活動 (1)事故船舶の乗組員等の救出 (2)特劇物等の危険物による特殊災害に対する有効適切な防御 (3)事故船舶及び発災事業所等が実施する措置について適切な指示、指導 (4)大分県警察本部、大分市消防局等に対し、隣接企業及び一般住民の火気使用の禁止並びに沿岸住民への避難指示等の要請 (5)通航船舶、在泊船舶に対する安全措置
調査	○原因の独自解明 ○被害状況の把握	○災害調査 (1)被害状況、(2)災害原因	○災害調査 (1)被害状況、(2)災害原因
報告	○関係機関への報告 防災本部（現地対策調整本部）	○関係機関への報告 防災本部（現地対策調整本部）	○関係機関への報告 防災本部（現地対策調整本部） 海上保安庁
記録	○災害の記録	○災害の記録	○災害の記録

※各防災関係者は、防災活動終了後、人員、資機材等の異常の有無を本部長（現地対策調整本部長）に報告するものとする。

機関 項目	大分県警察本部	県	大分市	防災機関	関係事業所
通報	<ul style="list-style-type: none"> ○通報受信 ○所轄の警察署へ連絡 ○基幹パトの指定と現地派遣 ○災害実態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○通報受信 ・消防保安室 ○関係各機関への通報連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○通報受信 ○関係各課への通報連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○通報受信 ・日赤大分県支部 ・医師会 ・自衛隊 ・大分労働局 ・九電大分支店 ・西日本電信電話(株)大分支店 ・日本通運(株)大分支店 ・鶴崎海陸運輸(株) 	<ul style="list-style-type: none"> ○通報受信 ○所内広報及び関係事務所への通報
連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○警備本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地対策調整本部設置の場合、各機関へ連絡 			
活動	<ul style="list-style-type: none"> ○警備要員の召集、現地派遣 ○現地対策調整本部に対する要員派遣 ○警戒線の設定 ○交通規制 ○防災関係車両の誘導 ○救出、救助、避難誘導活動の実施 ○警戒、警備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災本部(応急対策連絡室・総合調整室)の設置 ○関係部課は出動 ○現地対策調整本部設置・運営 ○災害情報の収集 ○消防庁等関係機関に対して状況報告 ○資機材の補給 ○自衛隊災害派遣要請 ○気象状況の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係部課は出動 ○地区住民及び報道機関に対する広報 ○避難等の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○各防災関係機関の代表者は現場到着後、直ちにその旨を現地対策調整本部長に報告し、指示を受ける。 ○関係防災機関は現地対策調整本部長の指示に基づき防災活動を実施 ○隣接市町村及び事業所の応援隊は予め締結された協定に基づき要請により直ちに活動に従事 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援出動要請に応じる体制準備 ○自衛防災組織の派遣を含め消火薬剤、その他必要な資機材を提供して防災活動を実施
調査	<ul style="list-style-type: none"> ○被害実態調査 ○被災者の確認調査 ○死体の検分 ○災害原因の捜査 				
報告	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する報告 ・防災本部(現地対策調整本部) ・九州管区警察局 ・警察庁 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する報告 ・消防庁 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する報告 ・防災本部(現地対策調整本部) 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関に対する報告 ・防災本部(現地対策調整本部) 	
記録	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警備実施状況の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の記録 	

※現地対策調整本部が設置された場合、各機関は所要の人員を派遣するものとする。

第2 特定事業所の防災組織の活動基準

特定事業所の自衛（共同）防災組織及び広域共同防災組織は、火災、爆発、漏洩又は流出等の事故に際して、防災規程あるいは相互応援協定に基づいて、消防現場指揮本部及び現地対策調整本部と密接な連絡のもとで活動する。

1 自衛防災組織

特定事業者は、異常な現象が発生したときは、直ちに自衛防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせるものとする。防災本部に現地対策調整本部を設置したときは、現地対策調整本部が実施する防災活動に協力しなければならない。

2 共同防災組織

共同防災組織は、当該共同防災組織を構成する特定事業所において、災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、その発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。この場合、現地対策調整本部と綿密な連絡をとり、その防災活動に協力しなければならない。

また、特定事業者は、石災法第19条の規定に基づく共同防災組織が行うべき業務に関する事項等について共同防災規程を定めたとき、又は変更したときは、大分市長に届け出るものとする。

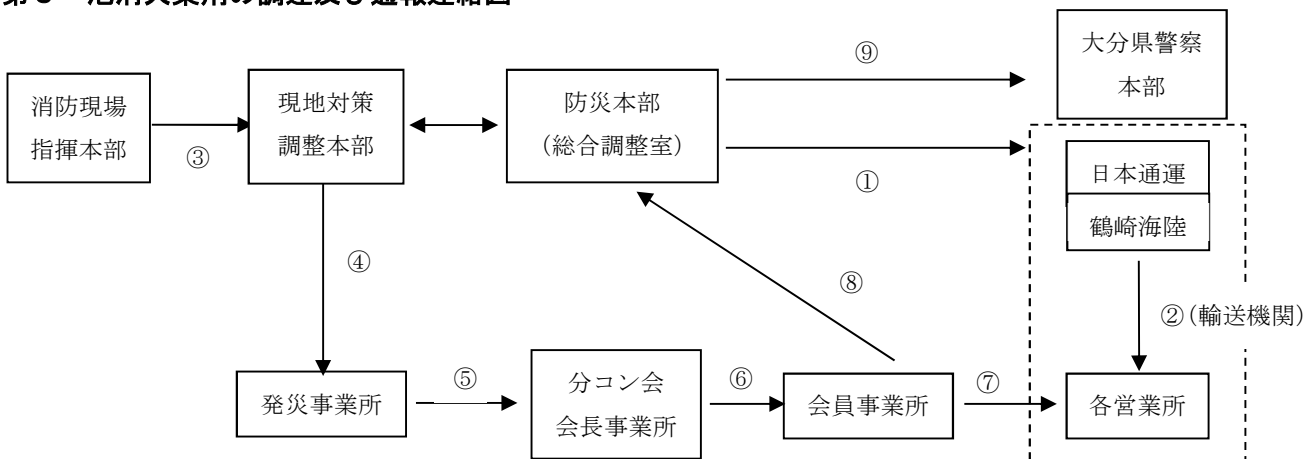
3 発災事業所以外の特定事業所自衛防災組織等

発災事業所以外の特定事業所及び共同防災組織は、発災事業所から要請があれば、当該事業所に自衛防災組織等を派遣し、災害の拡大防止に協力しなければならない。

4 広域共同防災組織

大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（大容量泡放射システム）を用いる防災活動のため設置した広域共同防災組織は、構成する特定事業所において、災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、その発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。この場合、消防現場指揮本部及び現地対策調整本部と綿密な連絡をとり、その防災活動に協力しなければならない。

第3 泡消火薬剤の調達及び通報連絡図



上記図の内容及び泡消火薬剤の搬送計画は次のとおりである。

- ① 発災時、防災本部は、輸送機関へ輸送車両の待機を要請
- ② 輸送機関は、搬送計画表により、各支店、営業所ごとに輸送車両待機指示
- ③ 消防現場指揮本部は、現地対策調整本部へ防災資機材要請
- ④ 現地対策調整本部は、発災事業所へ受入等の準備を指示
- ⑤ 発災事業所は、応援本部長（大分地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長）へ泡消火薬剤の搬送を要請

- ⑥ 応援本部長は、搬送計画表の順序により会員事業所へ搬送を要請
 - ⑦ 会員事業所は、搬送計画表の輸送機関に出動を要請
 - ⑧ 会員事業所は、防災本部に警察による先導要請を依頼
 - ⑨ 防災本部は、大分県警察本部に輸送車の先導を要請
 - ⑩ 大分県警察本部は、輸送機関と調整を図り、輸送車両の誘導等を実施
- ※搬送計画表は資料編記載

第5節 交通規制及び避難

第1 実施責任

1 大分市

大分市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第60条の規定に基づき、自ら、又は警察官若しくは海上保安官に要求し、避難のための立退き等を指示する。

2 大分県警察

警察官は、石災法第25条第2項に基づく人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関して、自衛防災組織等に対する指示及び災害対策基本法第61条に基づく市民等に対する避難のための立退き等の指示を行うとともに、防災関係車両の通行の確保とその他の道路における車両の安全を確保する。

3 大分海上保安部

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があるとき、又は大分市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、若しくは大分市長から要求があったときは、災害対策基本法第61条に基づき、船舶乗組員、旅客、住民及びその他の者に対し、避難のための立退き等を指示する。

4 自衛隊

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、同法第94条の3の規定により、警察官等がその場にはいない場合に限り、交通規制等の処置をとる。

5 特定事業所

特定事業者は、防災要員及び全従業員の安全に責任をもち、必要があると認めるときは、自主的に避難を指示する。

第2 交通規制

災害発生時の交通規制は、防災活動の円滑な実施並びに避難道路の確保及び船舶交通の安全確保を目的として実施する。このため、大分県警察本部及び大分海上保安部は災害の情報を受信した場合は、直ちに緊急出動し、必要に応じて次により交通規制を実施する。

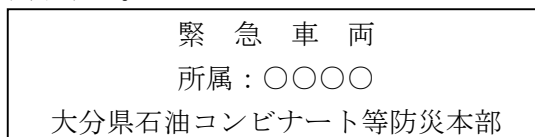
1 車両の規制

警察官は、各地区別に示す地点で交通規制にあたり、各地点で規制区間への進入禁止、矢印の方向への迂回又はUターンをさせる等、車両の規制を実施して交通の円滑化を図り、運転者等の安全を確保する。

2 緊急車両以外の防災関係出動車両の取扱い（ステッカーを貼付した車両の通行）

- (1) 災害発生時は、現場に出動する車両が殺到することが考えられるため、防災関係機関等はあらかじめ次のステッカーを準備し、災害発生時には緊急車両以外の出動車両の前面ガラス左上部に、ステッカーを内側から貼付して出動する。

ステッカーの様式 (A4)



- (2) 警察官は防災関係機関等の車両であっても、一旦停車を指示し、ステッカーの標示を確認したのち通過を認める。

また、ステッカーを貼付していない場合であっても、災害応急対策に従事する者であることが確認できた場合は通過を認める。

3 船舶交通の規制

災害発生付近海域に必要な応じ、航泊禁止区域を設定し、海上保安官は船舶の移動、船舶交通の制限又は禁止等の規制を実施する。

第3 避難

- 1 大分市長は、大規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に避難の必要があると認める地域の住民に対し、災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、次の区分により避難の指示等をする。ただし、知事は、当該災害の発生により大分市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする。

(1) 事前避難

被害の発生が予想される場合は、あらかじめ安全のため避難の指示等をする。

(2) 緊急避難

危険が目前に迫ったときには、緊急に避難のための立退きを指示する。

(3) 収容避難

一旦避難した場所が危険になった場合、他の場所へ集団で緊急に避難を指示する。

2 警察官等の避難の指示

警察官等は、大分市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は大分市長からの要求があったときは、災害対策基本法第 61 条に基づき、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの指示を行う。また、避難のための立退きを指示したときは、直ちに大分市長に通知しなければならない。

3 地区別避難の基準

別表及び別図のとおりとする。

4 避難措置要領

(1) 避難指示等の伝達

避難指示等は、住民に対し、次により正確にその内容を伝えるときに、避難すべき理由等を簡潔に伝達する。

ア 伝達内容

- ① 避難先
- ② 避難経路
- ③ 避難立退きの理由

- ④ 避難時の留意事項等
- イ 伝達方法
 - ① 広報車
 - ② 自治委員への連絡
 - ③ 携帯マイク
 - ④ 有線放送
 - ⑤ ラジオ、テレビ
 - ⑥ 場合により戸別に口頭伝達

(2) 避難の誘導

避難場所を指定し、地区住民を安全な場所に確実に誘導する方法は次のとおりとする。

ア 避難場所

地区別避難の基準に定める避難先

イ 誘導方法等

避難誘導を行う場合、誘導員は住民の安全を第一に考慮し、誘導中の事故を防止する。

なお、避難は緊急を要する地域から行うものとするが、原則として次の順位によるものとする。

- ① 要配慮者（特に、避難行動要支援者）
- ② 一般市民
- ③ 防災義務者

ウ 経路

最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な個所については、事前に誘導員を配置しておく。

エ 夜間の誘導

夜間においては、可能な限り投光器等の照明器具を使用し、避難方向を照射する。

- (3) 特定事業者は、避難の伝達・避難行動に関し、防災関係機関及び地区住民との連携・協力を努めるものとする。

5 避難指示後の措置

(1) 大分県警察本部

避難開始とともに、危険防止、その他の財産の保護等必要な措置を行う。また、大分市長等が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は警戒区域を設定し必要な措置を行う。

(2) 大分市

現地対策調整本部から避難場所の指定及び避難者に対する援護等の指示を受けたときは、次の措置をとる。

ア 避難者の動向の掌握

避難場所における避難者の人員及び住所、氏名等の掌握に努めるとともに、現地対策調整本部と連携をとり、災害の状況を避難者に周知する等、混乱防止に努める。

イ 救急患者への措置

避難場所における救急患者の発見に努め、救急患者が発生したときは、直ちに大分市消防局（119番）に連絡する。

ウ 応急援護

- ① 災害発生時の季節、時間及び天候等を判断のうえ、避難者に対する給食、採暖、採光その他必要に応じ援護する。
- ② 家屋の焼失、倒壊等によるり災者に対しては、早急に実情を調査し、衣食等の生活必需品の援護をする。

地区別避難の基準

1 日本製鉄地区

立入禁止 区域	避難		警戒区域	交通規制
	避難先	経路		
構内	～	～	日本製鉄周囲のク リーク以北及び臨 海産業道路の正面 から西門までの区 間	<p>1. 臨海産業道路（県道大在大分港線）日本製鉄西 門前交差点から、日本製鉄正門前交差点の間は車 両歩行者の通行禁止。ただし、上り車線（南側） は災害専用自動車道路とする。</p> <p>2. 迂回路 警察官を図面表示の各交差点に配置して進入し てくる車両を迂回させる。 規制は3段階に分け県道大在大分港線に進入し てくる車両から順次迂回させ、第1の迂回路が容 量を超えたとき、国道197号線に迂回させる。</p>

2 レゾナック地区

立入禁止 区域	避難		警戒区域	交通規制 (○数字は地図番号)
	避難先	経路		
三佐のうち (株)レゾ ナック内か ら250m以 南、鶴崎泊 地、レゾナ ック体育 館、乙津泊 地を結ぶ線	三佐小学校	県道大在大分 港線経由、及 び地区内各道 路経由	三佐のうち臨海産業 道路以北(鶴崎、乙津 泊地を除く。)	<p>1. 国道197号線の規制 ①乙津橋東交差点</p> <p>2. 県道大在大分港線の規制 ②三海橋西交差点 ③三佐田交差点 ④板屋町交差点</p> <p>3. 市道松原三川新町線の規制 ⑤海原橋西交差点</p> <p>4. 市道西鶴崎9号線の規制 ⑥西鶴崎2丁目交差点</p> <p>5. 市道家島南北7号線の規制 ⑦家島橋東側</p>

3 ENEOS 地区

立入禁止 区域	避難		警戒区域	交通規制 (○数字は地図番号)
	避難先	経路		
家島	鶴崎公民館 鶴崎小学校	県道鶴崎港線 経由及び地区 内各道路経由	三佐	1. 国道 197 号線の規制 ①乙津橋東交差点 ②鶴崎 2 丁目交差点 2. 県道大在大分港線の規制 ③三海橋西交差点 ④三佐田交差点 ⑤下鶴崎交差点 3. 県道鶴崎港線の規制 ⑥小中島郵便局先交差点 4. 市道西鶴崎 9 号線及び市道北鶴崎 3 号線の規制 ⑦西鶴崎 2 丁目交差点 ⑧鶴崎支所先交差点 5. 市道松原三川新町線の規制 ⑨海原橋西側 6. 市道三佐本町船溜線 ⑩野坂神社先交差点

4 九州電力新大分発電所、大分エル・エヌ・ジー地区

立入禁止 地区	避難		警戒区域	交通規制 (○数字は地図番号)
	避難先	経路		
大字志村地区 大字北地区 大字横田地区 青崎 1 丁目 " 2 丁目	小中島公民館 鶴崎公民館	県道大在大分 港線、鶴崎港 線経由及び地 区内各道路経 由	家島 (大野川以西) 志村 1 丁目 2 丁目 須賀 1 丁目 2 丁目 大在北 1 ~ 4 丁目 角子原 1 ~ 2 丁目 大在中央 1 ~ 2 丁目 横田 1 ~ 2 丁目 大在中央 1 ~ 2 丁目 (国道 197 号線以北)	1. 国道 197 号線の規制 ①鶴崎駅入口交差点 ②中鶴崎 2 丁目交差点 ③鶴崎橋東交差点 ④角子原陸橋南交差点 ⑩志村交差点 2. 県道大在大分港線の規制 ⑤三佐田交差点 ⑥家島橋下交差点 ⑦大野川大橋東交差点 ⑧三号線入口交差点 ⑨横田橋交差点 ⑩大野川大橋西詰交差点

5 大分液化ガス共同備蓄地区

立入禁止 地区	避難		警戒区域	交通規制 (○数字は地図番号)
	避難先	経路		
日吉原のう ち液化ガス 境界線内か ら以西、7 号泊地に接 する区域	細公民館	本田橋経由及 び地区内の各 道路	日吉原のうち ・日吉原泊地以南 ・日吉原橋以北の 区域	1. 県道 40m 臨港線の規制 ①日吉原橋南先交差点 ②西橋先交差点 ③大野川大橋東交差点 ④大野川大橋西交差点 2. 国道 197 号線の規制 ⑤茶屋本橋交差点 ⑥西畑第二種踏切交差点 3. 国道 197 号線の規制 ⑦細東交差点
	日吉原体育館	同上		
	坂ノ市小学校	同上		

6 住友化学地区

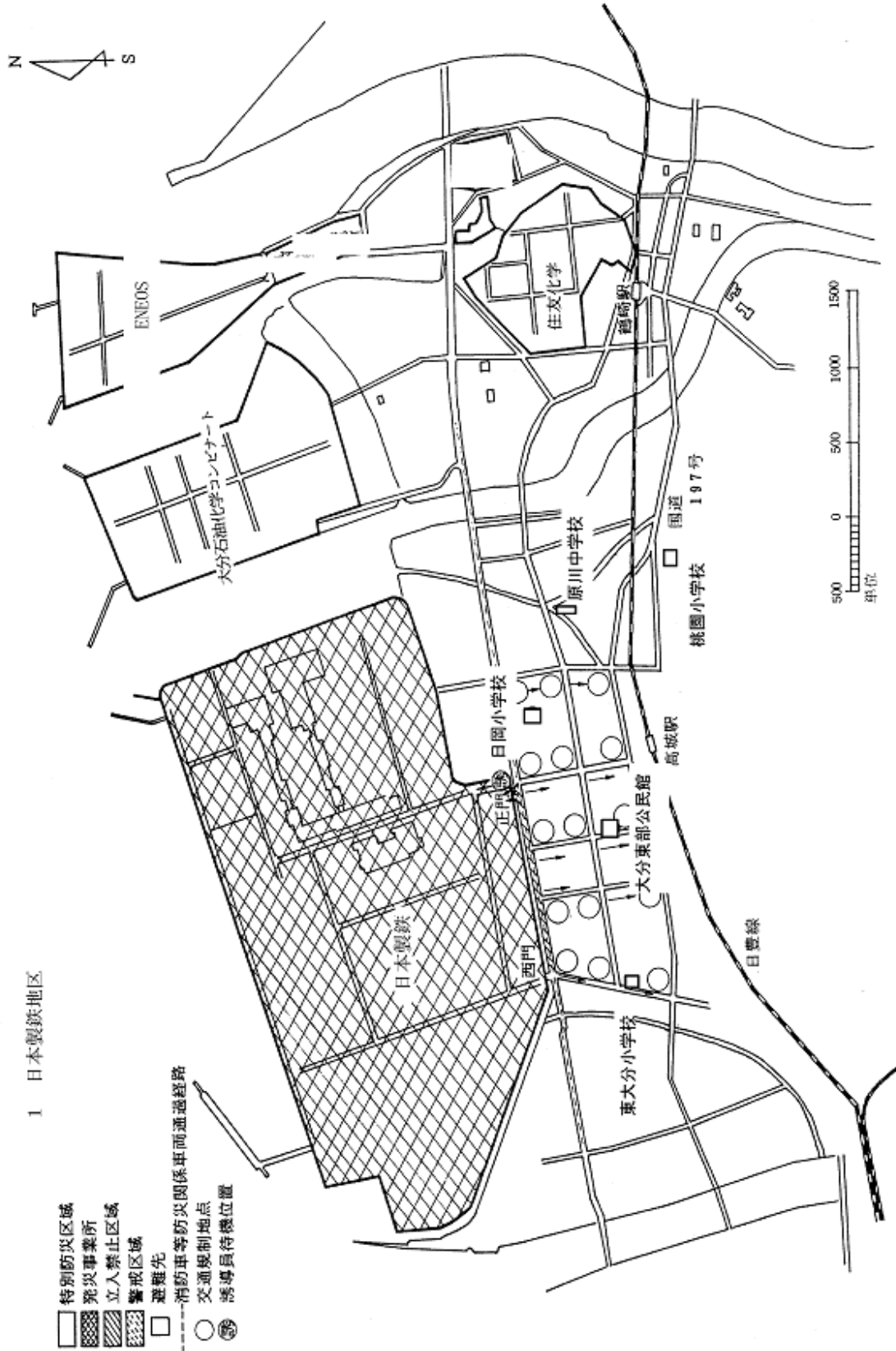
立入禁止 区域	避難		警戒区域	交通規制 (○数字は地図番号)
	避難先	経路		
家島	大在西小学 校	県道鶴崎港線 経由及び地区 内各道路経由	海原、三佐 3 区、三 佐 4 区、乙津川、大 野川に挟まれた日 豊線以南鶴崎まで	1. 国道 197 号線の規制 ①今堤橋交差点 ②乙津橋西交差点 ③乙津橋東交差点 ④中鶴崎 2 丁目交差点 ⑤鶴崎橋東交差点 2. 県道大在大分港線の規制 ⑥三海橋西交差点 ⑦三海橋側交差点 ⑧三佐田交差点 ⑨西鶴崎 2 丁目交差点 3. 市道家島南北 7 号線の規制 ⑩野坂神社先交差点 ⑪家島橋東側 4. 県道鶴崎港線の規制 ⑫九州電力先三差路 ⑬鶴崎支所先交差点 5. 市道北鶴崎 3 号線の規制 ⑭鶴崎駅東交差点 6. 市道松岡東 9 号線の規制 ⑮三川交差点 7. 県道鶴崎大南線の規制 ⑯皆春バイパス交差点 上記各地点で事故発生地への進入禁止矢印の方 向へ迂回又は U ターンさせる。
小中島	大在西小学 校	同上		
徳島	同上	同上		
下鶴崎 西鶴崎地区 南鶴崎地区	鶴崎中学校	県道鶴崎大南 線経由及び地 区内各道路		
三佐 1 区～ 三佐 6 区の 40m 道路以 南	原川中学校	市道三佐 4 号 線経由及び地 区内各道路		

※警戒区域内に JR の線路があるため、警戒区域設定時には必要に応じ JR の通行規制を行う。

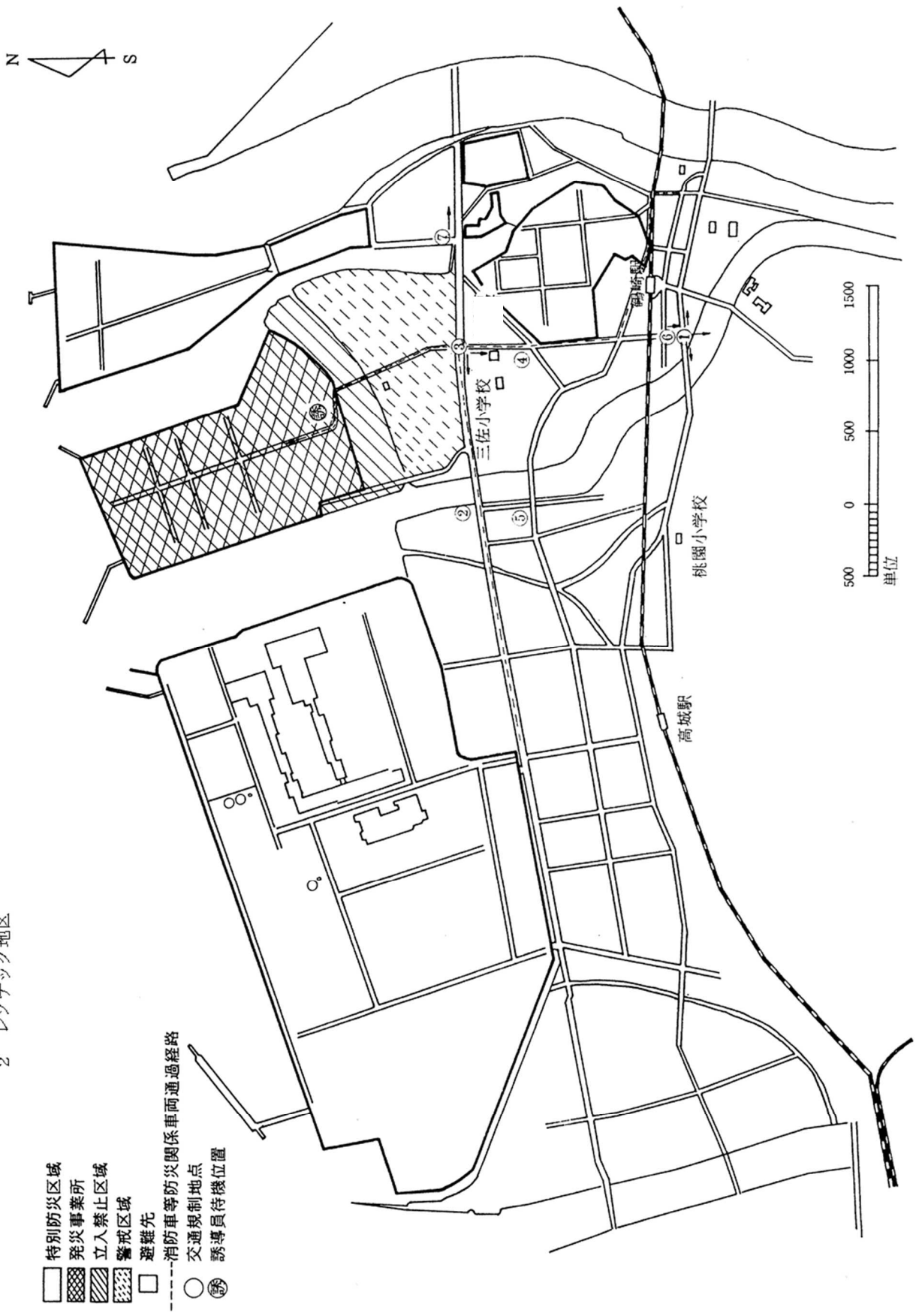
【連絡先】九州旅客鉄道株式会社運行管理部輸送指令(092-624-3822)

災害時の交通規制及び避難計画

1 日本製鉄地区

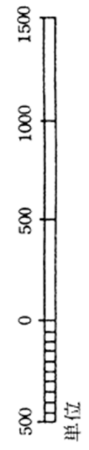
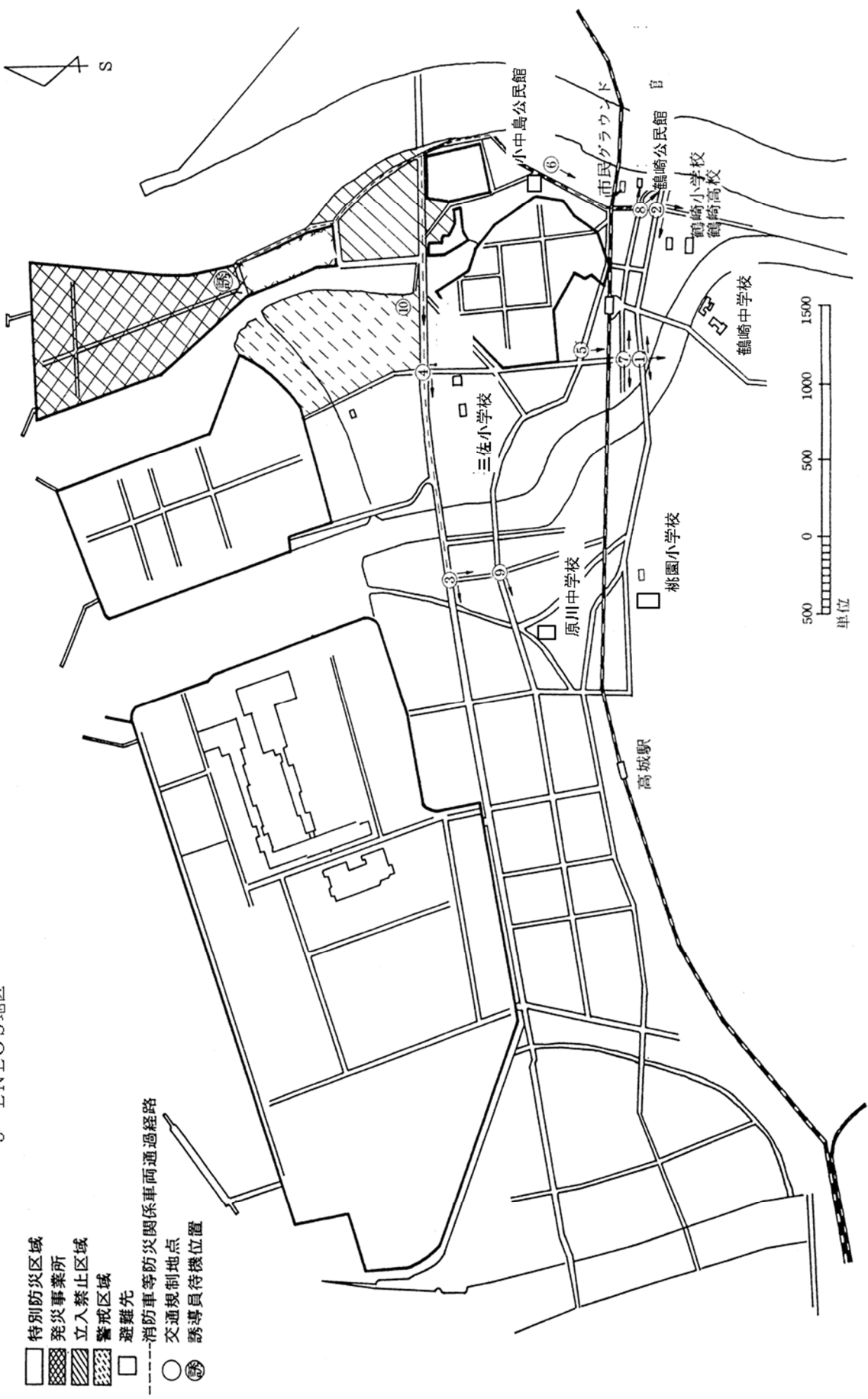


2 レゾナック地区

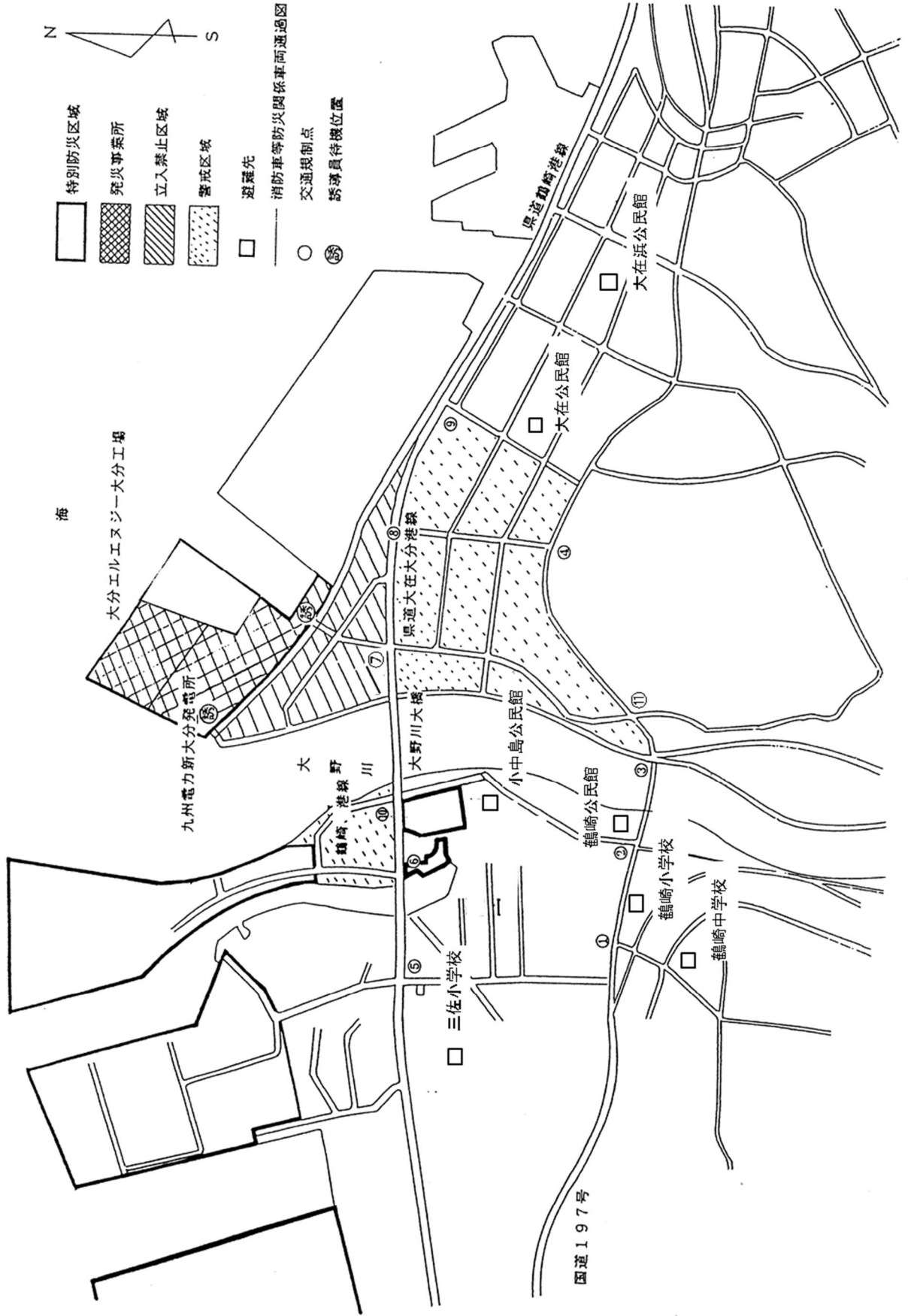


3 ENEOS地区

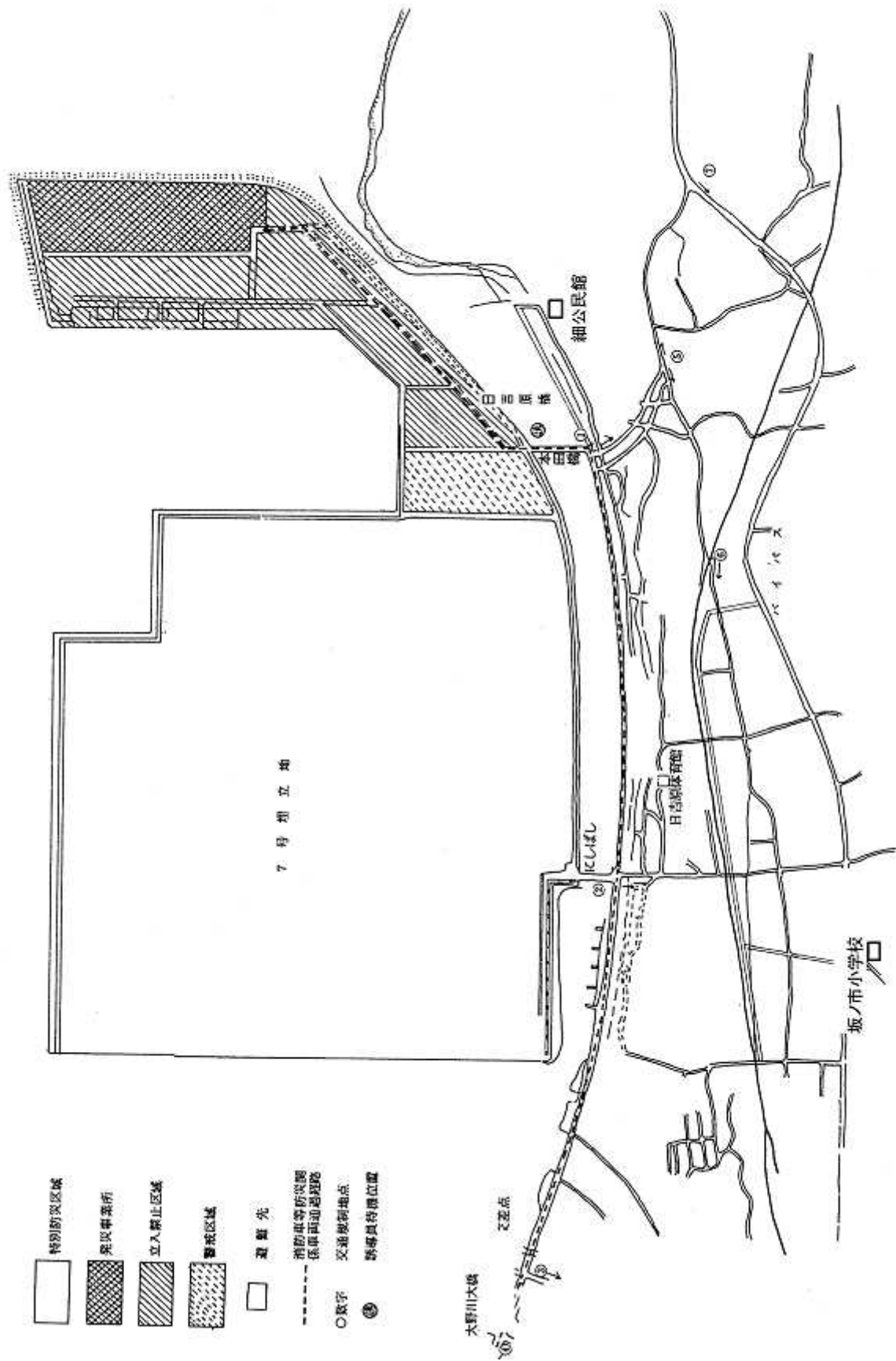
- 特別防災区域
- ▨ 発災事業所
- ▧ 立入禁止区域
- ▩ 警戒区域
- 避難先
- 消防車等防災関係車両通過経路
- 交通規制地点
- ⊙ 誘導員待機位置



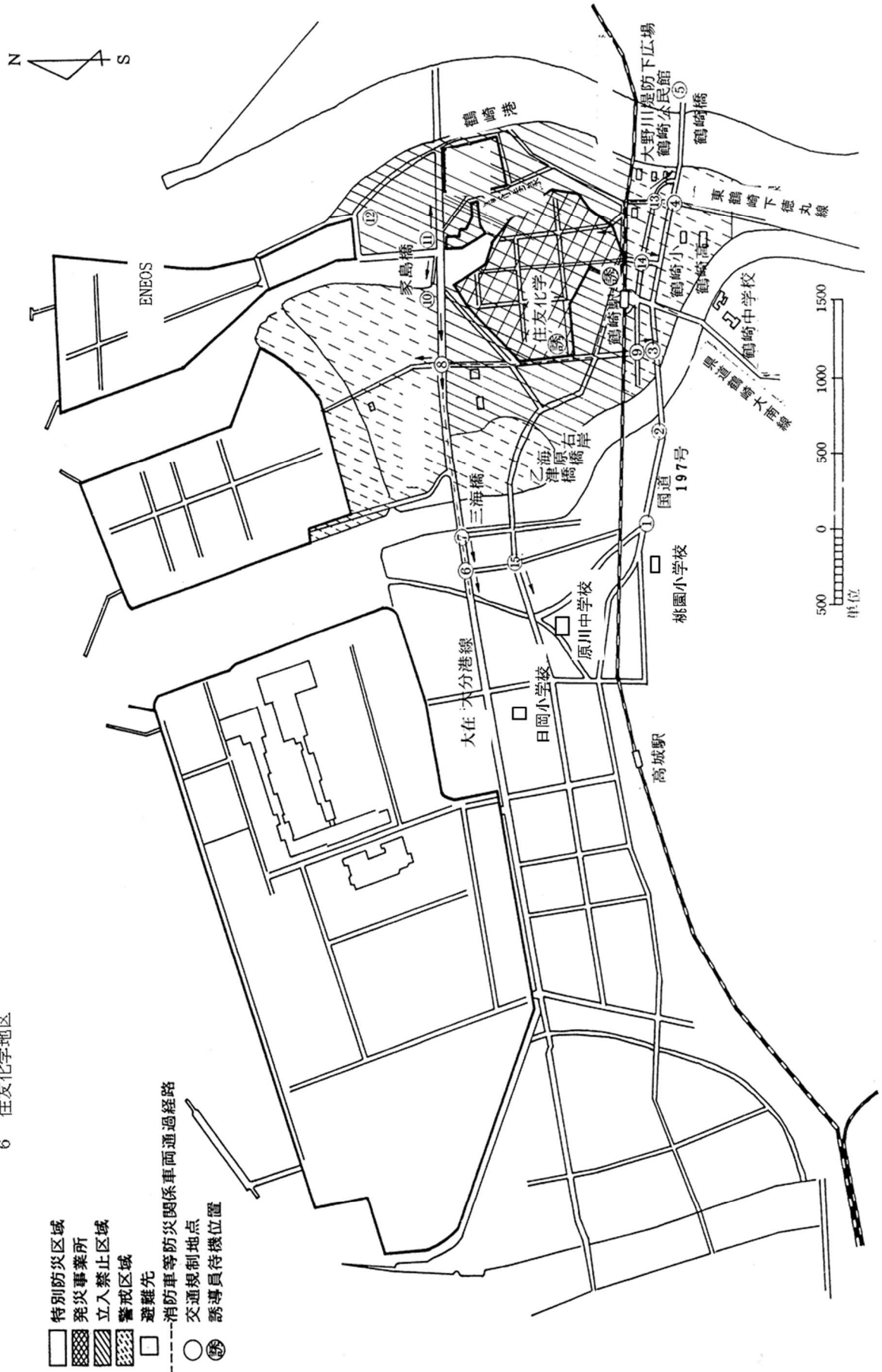
4 九州電力新大分発電所、大分エール・エヌ・エス地区



5 大分液化ガス共同備蓄地区



6 住友化学地区



第6節 救急・医療対策

被災者の救出、医療救護については、防災関係機関等は相互に協力し、迅速かつ的確に実施する。

第1 救急対策

1 発災事業所の措置

- (1) 自衛防災組織、その他の要員により、被災従業員等を救出する。
- (2) 大分市消防局の救急隊到着後は、相互に連携を保ち、その指揮を受けて救出にあたる。

2 大分市消防局の措置

大分県警察及び大分海上保安部と緊密なる連携のもとに災害発生事業所を指揮して、被災者を救出し、医療機関へ搬送する。

3 大分県警察及び大分海上保安部の措置

大分市消防局と連携し、被災者を救出する。

第2 医療対策

1 大分市の措置

- (1) 避難所における負傷者の救護活動にあたる。
- (2) 必要に応じ、県に対して医療班の応援要請をする。

2 県の措置

大分市消防局の要請により、大分 DMAT 指定病院に大分 DMAT の派遣を要請する。
大分 DMAT は、状況に応じて、救護所での医療救護又は医療機関の支援にあたる。

3 日本赤十字社大分県支部の措置

- (1) 救護班を災害現場に派遣し、現地対策調整本部と連絡をとり、状況に応じて日赤救護所を開設して医療救護にあたる。
- (2) 傷病者を医療機関に搬送する。

4 医師会（大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会）の措置

大分市医師会は、三医師会の代表として現地対策調整本部の要請により災害現場に出動し、救護所又は医療機関において医療救護にあたる。

第7節 応援要請

第1 自衛隊の災害派遣要請

災害が発生した場合において、人命及び財産の保護のため必要があると認められるときは、知事又は管区海上保安本部長は、速やかに所定の手続を経て自衛隊に対して災害派遣を要請する。

なお、派遣手続きについては、大分県地域防災計画（地震・津波対策編）を準用する。

第2 市町村に対する応援要請

現地対策調整本部長は、災害が発生した場合、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、大分県常備消防相互応援協定に基づき、災害の態様に応じ近隣の市町村に対し、防災活動等必要な事項について応援を要請する。

この場合、関係機関の災害時受援計画に基づき対応するものとする。

第3 近県に対する応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、中国・四国・九州の石油コンビナート区域を有する各県と密接な連絡をとり、泡消火薬剤等の融通等について応援を要請する。

第4 特定事業所間の相互応援協定

特定事業者は、災害が発生した際の災害の拡大防止に相互協力するための応援要請、応援出動及び応援活動等について協定を締結している（昭和54年9月1日締結、平成24年4月20日改訂）。

なお、協定書には以下の事項について定めるとともに、必要に応じて見直すものとする。

1 応援出動体制の整備

特定事業所に異常事態が発生した場合は、直ちに特定事業所相互で応援活動ができるように要員の召集等必要な措置を検討する。

2 応援要請の手続

応援出動の要請は、異常事態が発生した特定事業者が行い、応援本部長（大分地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長）に応援を必要とする理由、派遣を希望する人員、応援資機材の種別及び数量等通報すべき事項を伝達する。

3 応援隊の出動

応援出動の要請を受けた特定事業者は、直ちに出動人員及び応援資機材等の種別、数量を確認し、出動させる。

4 応援隊の指揮

応援隊の指揮者は、災害現場到着と同時に消防現場指揮本部及び現地対策調整本部長に出動人員、資機材の種別及び数量等を報告し、その指示を受けて活動する。

5 応援活動等

応援隊の指揮並びに活動の範囲及び資機材の使用に伴う費用負担について定める。

6 応援隊の撤収

災害応急対策が完了したとき、応援隊の指揮者は、応援活動で使用した資機材等の撤収を行い、人員並びに資機材の異常の有無、消火薬剤の使用量等を確認し、そのむね現地対策調整本部長に報告し、その指示をうけて撤収を行うよう定める。

7 応援隊員の災害補償

応援隊の隊員に万一事故があった場合の補償について定める。

第4章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針

災害復旧の実施責任者は、被災施設の原形復旧に止めることなく、災害の再発防止のための改良等の措置についても配慮し復旧する。

第2節 公共施設の災害復旧

国は、その所轄する公共土木施設については、速やかに災害復旧事業を実施し、その他の公共土木施設災害で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるものについては、当該災害復旧事業として実施し、同法の適用を受けないものについては、県及び大分市が単独災害復旧事業として実施する。

1 道路、橋りょう等

本工事・応急工事を直ちに実施し、交通機能の早期回復を図る。

2 水道

被災した水道施設は、水道事業者が速やかに復旧を行うものとするが、被災の程度により早期全面復旧が困難な場合は、住民に対して給水車等により応急給水を実施する。

3 工業用水道、電力施設、電話施設等

それぞれの機関が定める復旧計画に基づき、速やかに復旧を図る。

4 港湾

国の直轄事業による災害復旧、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧、又は県単独事業による災害復旧を速やかに実施する。

5 その他の公共施設

その他の公共施設についても、災害復旧の実施責任者は、総力をあげて復旧にあたる。

第3編 地震・津波対策

第1章 総則

第1節 目的

本編は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に存する特別防災区域について、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 地震・津波の想定

1 特別防災区域の地勢

特別防災区域（臨海部に限る。）の埋め立て地盤高及び護岸天端高は、次のとおりである。

号地別	面積 (m ²)	造成年度	埋立地盤高 (T.P.m)		護岸天端高 (T.P.m) (北側護岸)	
			埋立申請時 地盤高	現在地盤高	埋立申請時 護岸天端高	現在 護岸天端高
1号地	1,229,000	S34～S36	2.28	2.3～3.6	6.28	5.28～6.28
2号地	1,703,000	S36～S39	2.28	2.28～3.28	6.08	4.78～6.08
3・4号地	6,945,000	S37～S49	2.28	3.257	5.28	3.70～5.58
6号地	2,809,000	S49～	2.58	3.0～5.20	5.58	5.58
7号地	2,086,000	S47～S60	2.58	3.28	2.58	2.58～5.58

2 本計画における地震・津波想定

県では、東日本大震災を踏まえて、本県において被害が想定される南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大）、別府湾の地震（慶長豊後型地震）※、周防灘断層群主部の3つの震源・波源域に関する津波浸水予測調査を実施し、平成25年2月に調査結果を公表した。

本計画においては、この調査結果を基に、今後30年の間に70%～80%程度と、発生の確率が非常に高くなっている南海トラフの地震（表1）を喫緊の課題として捉え、この地震における最悪のケース（堤防が機能しない場合、ケース11）を本計画の地震・津波想定とする。

この調査結果（表2）において、特別防災区域の近接地点は、「豊海5丁目」及び「大野川河口」の2地点で、大分市内の最大震度は「6強」、最大津波高は豊海5丁目で4.30m、特別防災区域においては、津波により図1及び2に示すとおり、広い範囲で1～3mの浸水が発生する。

※「別府湾の地震（慶長豊後型地震）」については、国の地震調査研究推進本部により平成29年12月に中央構造線断層帯の一部として再評価されたため、平成31年3月の被害想定からは「中央構造線断層帯（豊予海峡～由布院区間）」として被害想定調査を実施。なお、津波に関する被害想定については変更ない。

表1【南海トラフ地震の発生確率】（令和2年1月1日地震調査研究推進本部公表）

領域	規模	30年以内	備考
南海トラフ	M8～M9クラス	70%～80%	

表 2 【大分県津波浸水予測調査結果】（南海トラフの巨大地震（ケース 11））大分市内の最大震度：6 強

地点名	+1m波高到達時間	最大津波高到達時間	最大津波高 (T.P.)	地殻変動量	最大津波高 (地殻変動後)
豊海 5 丁目	1 時間 27 分	1 時間 41 分	4.01m	-0.29m	4.30m
大野川河口	1 時間 28 分	1 時間 48 分	3.25m	-0.35m	3.60m

3 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という。）

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という。）

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7.0 クラスの地震が発生した場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生した M7.0 以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という。）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。

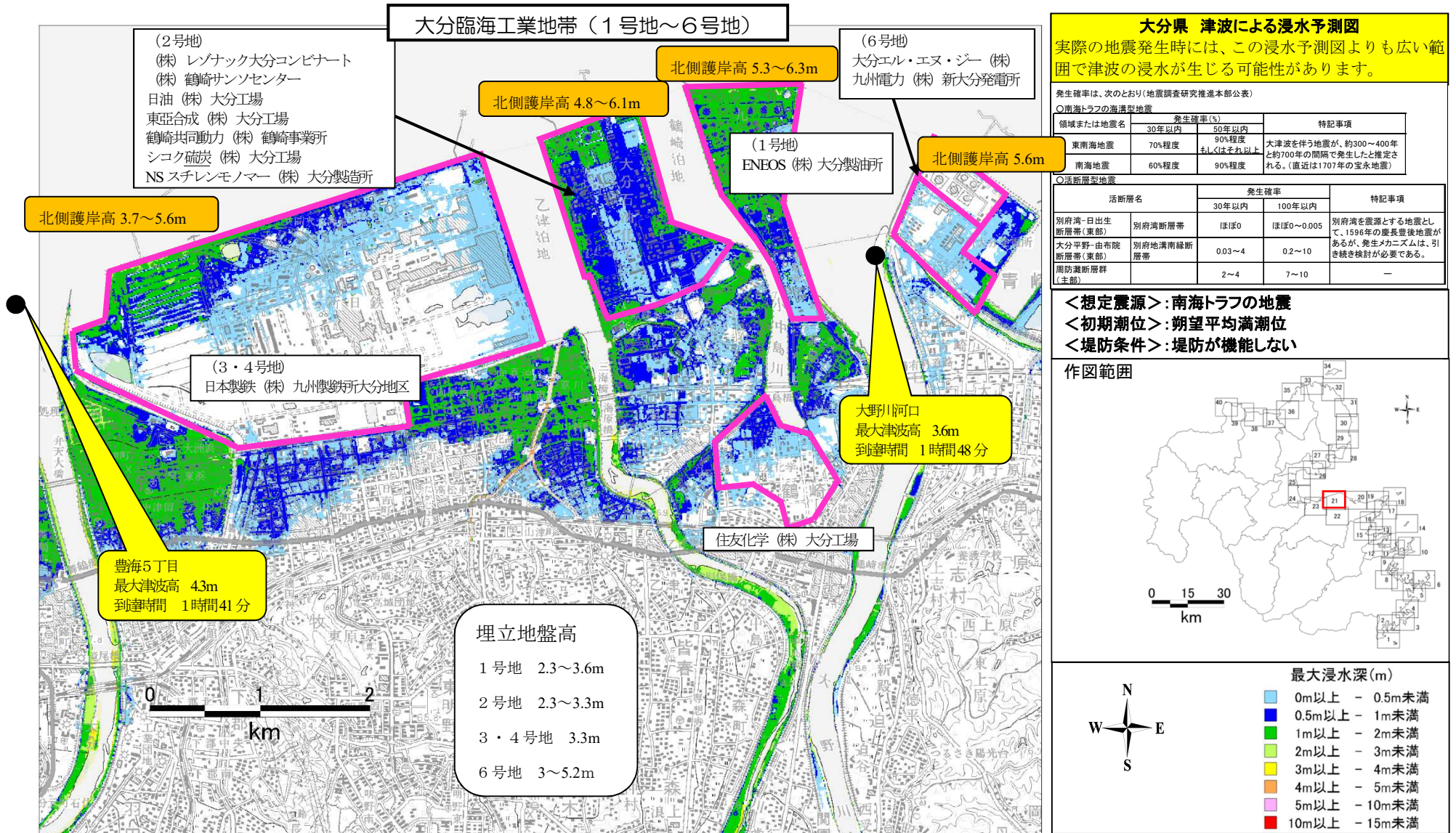
4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、前項の 3 つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

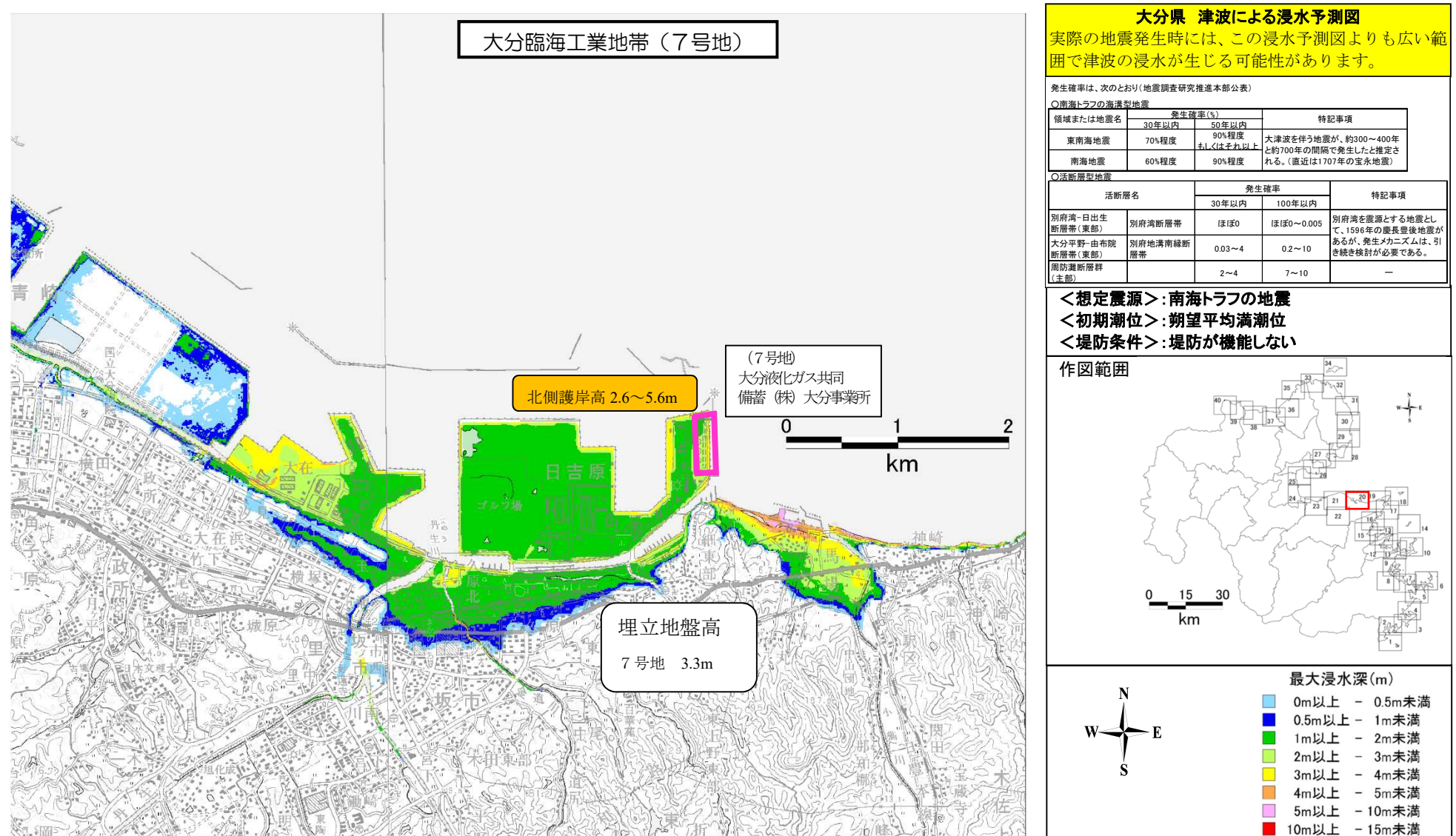
異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

図1 浸水予測図（作図範囲21）（大分県津波浸水予測調査結果）より



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平24情複、第496号）

図2 浸水予測図（作図範囲20）（大分県津波浸水予測調査結果）より



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 24 情複、第 496 号）』

5 地震に伴う液状化想定

「大分県地震被害想定調査報告」（H31.3、大分県）によると、特別防災区域の存する大分市において、下図のとおり地震に伴う液状化が発生するおそれがある。

この結果によると、特別防災区域の大半の地点は液状化危険度が極めて高い又は液状化危険度が高い地域となっている。

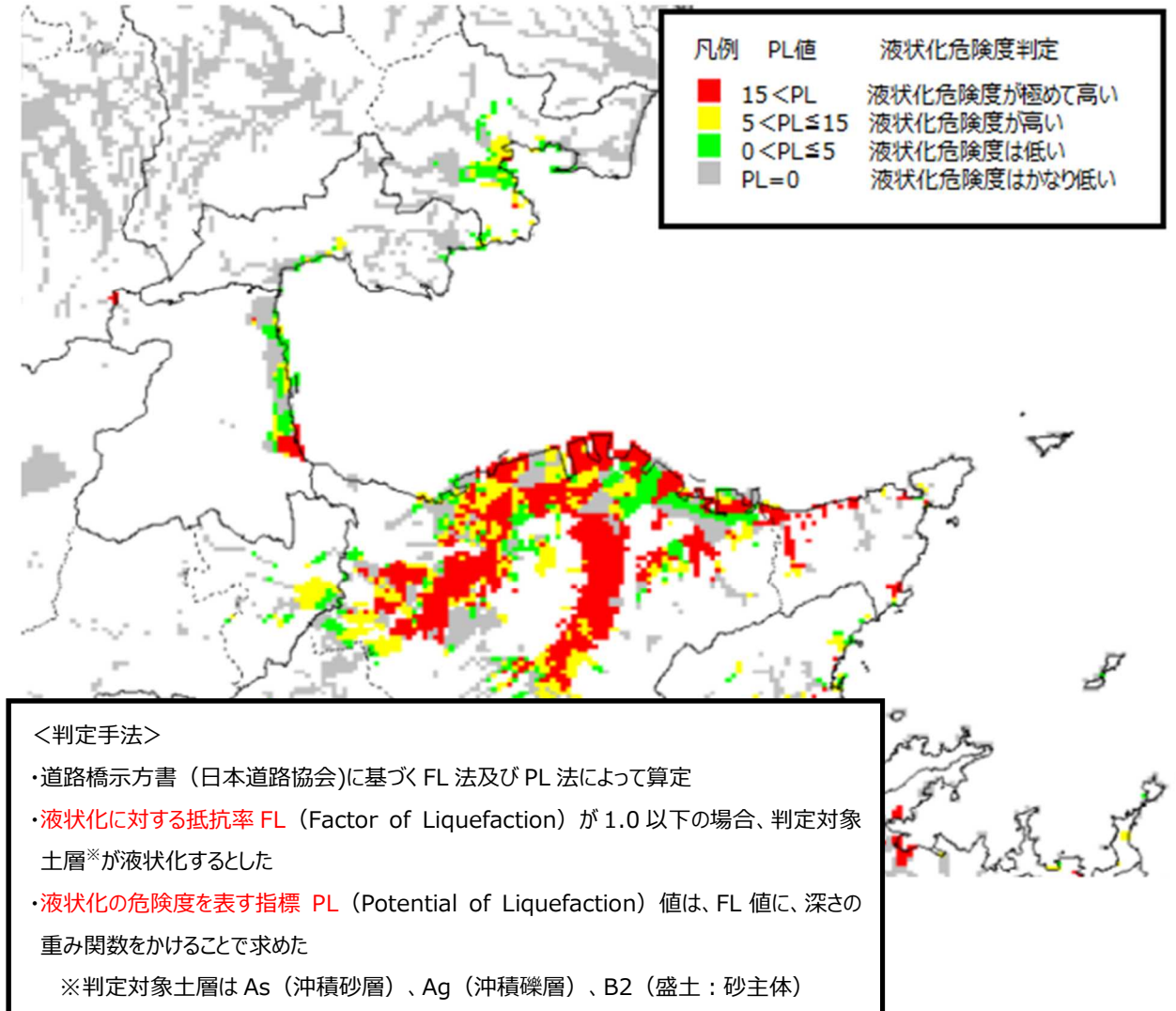


図3 南海トラフ（陸側）による液状化危険度分布

第3節 災害の想定

海溝型地震である南海トラフの巨大地震が発生した場合、県内では沿岸部 12 市町村を中心に、県下各地域で地震及び津波による広域かつ大規模な人的、物的被害の発生が想定されている。

主な被害としては、地震や津波により、県内の広い範囲に渡って、多数の死者や行方不明者、負傷者が発生するとともに、建物の倒壊や流出、火災の発生等が想定される。

特別防災区域においても同様に、死者や行方不明者、負傷者が発生するおそれがあるとともに、「第2編第1章 災害想定」に記載する災害に加えて、次の災害の発生が想定される。

1 地震動等によるタンク等の破損による危険物等の漏洩・流出等

- (1) タンクや製造施設、パイプライン等が、地震動や津波により一部又は全部が損壊等し、危険物等が漏洩・流出する。
- (2) 漏洩・流出した危険物等が何らかの火源により着火し、火災や爆発が発生する。

- 2 スロッシングによる原油等の流出等（長周期地震動発生時）
 - (1) スロッシングによりフローティングルーフトタンク（浮き屋根式タンク）の上部から原油等が溢流し、仕切堤や防油堤の内側に流出する。最悪の場合、防油堤内から海上に流出する。
 - (2) 流出した原油等が何らかの火源により着火し、火災が発生する。
 - (3) 浮き屋根とタンクの衝突による火花等により着火し、リング火災が発生する。
 - (4) 浮き屋根が損壊してタンク内に沈降し、何らかの火源により着火することにより、タンク全面火災が発生する。
- 3 液状化による被害に伴う危険物等の漏洩・流出等
 - (1) 液状化による地盤沈下に起因して、配管やパイプライン等が損傷し、危険物等の漏洩・流出が発生する。最悪の場合、事業所敷地内から海上等の事業所敷地外へ流出する。
 - (2) 流出した危険物等が何らかの火源により着火し、火災が発生する。
- 4 津波による運搬容器等の流出
 - (1) 特定事業所内の浸水域に貯蔵等された運搬容器（高压ガス容器、タンクローリー等）等が、津波により事業所内外へ流出する。
 - (2) 流出した運搬容器等の内容物が浮遊物による衝撃等により漏れ出し、何らかの火源により着火し、火災や爆発等の災害が発生する。

第2章 地震・津波に対する予防対策

第1節 地震・津波防災上整備すべき施設等の整備

防災関係機関及び特定事業者は、地震防災対策上整備すべき施設等の整備等を、計画的に行うよう努めるものとする。

- 1 県及び大分市は、災害発生時の被害軽減のため、それぞれが管理する施設の耐震化を計画的に行うものとする。
- 2 防災関係機関及び特定事業者は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで必要な次の施設等の整備を行うものとする。
 - (1) 避難場所・避難経路等の整備
 - ア 県及び市の対策
県及び大分市は、避難の円滑化と避難者の保護を図るため、避難場所、避難経路の整備を計画的に行うものとする。特に、建物の倒壊等により避難経路が通行困難とならないよう避難経路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などに努めるものとする。
また、避難が円滑に行えるよう、避難場所誘導標識、海拔表示板及び避難所表示板等の整備を計画的に行うものとする。
 - イ 特定事業所の対策
特定事業者は、事業所内の人員（来訪者等を含む）が避難可能な避難場所等を確保するとともに、避難が円滑に行えるよう、事業所内避難経路及び誘導標識等の整備に努めるものとする。
 - (2) 消防用施設の整備
防災関係機関等は、地震・津波災害時における救助活動等に係る機能強化を図るため、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。
 - (3) 津波からの防護施設の整備

ア 港湾及び護岸等の施設管理者は、津波による被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。特に、当該区域においては、その被害が広域かつ甚大となるおそれがあることから、可能な限り最大クラスの津波に対しても海岸保全施設等の整備による防護対策に努めるものとする。また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。特に、大野川以西の海岸護岸は、昭和 30 年代から建設された古い護岸であるため、老朽化が著しく、耐震性も劣ると考えられるため、早急な整備に努めるものとする。

イ 港湾及び護岸等の施設管理者は、地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は、地震を感じなくとも津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、近くの高い場所に避難し、その後、津波に関する情報を把握して、津波到達までに時間がある場合には、更なる避難に要する時間を確保し、水門等の閉鎖に係る作業員の安全を確保したうえで、津波に対する対策の実施に努めるものとする。

内水排除施設等については、地震・津波発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

(4) 通信施設等の整備

防災関係機関等は、地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達など、地震・津波防災応急対策を実施するための必要な通信施設等の整備を、計画的に行うものとする。

(5) 備蓄施設等の整備

防災関係機関等は、地震・津波災害時において飲料水、食糧、電源その他避難者の生活に不可欠なものを確保するため、必要な施設又は設備の整備に努めるものとする。

(6) 救助用資機材及び救護設備等の整備

防災関係機関等は、地震・津波災害時における被災者の迅速な救助及び救護を実施するため、応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫や、負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備に努めるものとする。

(7) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他の公共空地の整備

県、大分市及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害が、周辺地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他の公共空地の整備を計画的に行うものとする。

第 2 節 津波からの円滑な避難の確保

第 1 津波に関する情報の伝達等

1 防災関係機関及び特定事業者は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。

なお、情報伝達の経路及び方法を確立するにあたっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

2 防災本部及び大分市消防局は、特別防災区域内の被害状況を迅速かつ確実に把握できるようその経

路及び方法を確立するものとする。

第2 避難対策等

1 基本方針

特別防災区域は、大分市の沿岸部に位置するため、海溝型地震と活断層型地震の両方の地震による津波が予想される。

特定事業所については、それぞれ構造や配置等が異なるため、各事業所の特性に応じた最善の避難方法の検討に努めるものとする。

(避難方法の参考例)

活断層型地震の影響が予想される地域では、地震の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、強い揺れを感じたら、直ちに近くの高い場所へ一時避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある海溝型地震の場合は、さらに高い場所へ二次避難するような段階的避難を考えておくなど、最悪の事態(活断層型地震による到達時間が短い津波)を想定した避難行動を心掛けておく。

2 避難対策

避難に関する実施責任は、「第2編 第3章 第5節 第1 実施責任」に記載のとおりである。

地震・津波発生時の避難対策については、津波からの円滑な避難の観点から、特に以下の点を考慮したうえで、対策等の措置を講ずるものとする。

なお、地震・津波による災害発生時の避難計画は、「第2編 第3章 第5節 第3 避難」に準ずるものとする。

- (1) 特定事業者は、避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ防災規程等で定め、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

また、従業員等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう情報伝達体制の確立を図るとともに、従業員等の避難計画を策定するものとする。

- (2) 特定事業者は、津波による接岸船舶及び栈橋等海上入出荷設備の被害を防ぐため、予想される津波高、到達時間等を考慮した荷役時の従業員避難手順及び船舶緊急離棧手順等の作成に努めるものとする。

また、当該手順等について、荷役作業に係る従業員のみならず、関係する船舶所有者及びその船員に対しても周知徹底を図るよう努めるものとする。

- (3) 防災関係機関及び特定事業者は、必要な安全確保対策を計画に明示する場合には、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は、地震を感じなくとも津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、迅速に安全な場所へ避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間まで時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分に確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。

- (4) 県及び大分市は、地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うとともに、広報車、防災行政無線、県民安全・安心メール、大分市防災メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、インターネット(ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア)、サイレン(津波警報等のサイレン音は、J-ALERTによる標準音を使用)、半鐘、アマチュア無線局等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行うものとする。

3 津波避難のための意識啓発

防災関係機関等は、防災訓練等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、南海トラフ地震は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について関係機関等の意識啓発を図るものとする。

第3 交通規制対策

交通規制対策に関する事項は、「第2編 第3章 第5節 交通規制及び避難」に記載のとおりである。

第3章 二次災害の防止対策

地震・津波時には、一次被害（配管の損傷等の設備的被害）により危険物等の漏洩、火災等の二次災害が発生する。

地震・津波による一次被害の発生を防止し、その被害を最小化することにより二次災害の発生を防止するため、次のとおり地震・津波防災対策を実施する。

1 特定事業所における予防対策

特定事業者は、関係法令に定められた技術基準等に基づき危険物施設等の地震対策を実施するとともに、次の事項に配慮した地震・津波防災対策を実施する。

(1) 既存設備の耐震性等の向上等

ア タンク・プラント等の重要設備の耐震性の確保

タンク・プラント等の重要設備については、関係法令に基づく保安検査等において、その耐震性能の確認を確実に実施する。

なお、屋外貯蔵タンクの耐震性の向上については、第1編第2章第2節第2に係るタンクについて、計画に基づく改修を確実に実施するものとし、可能な限り早期に改修を図るよう努める。

イ 地震・津波防災上重要な施設等に係る対策

地震・津波防災上重要な施設等（中央制御室、有人建屋、防災資機材等の保管施設）について、想定される地震動及び本編第1章第2節に示す浸水予測図や、全国における過去の地震・津波被害の事例を考慮し、設備等の態様に応じた補強等による耐震性の向上や、高所移転等による機能維持に努めるとともに、自主点検等の保守管理に努める。

(2) スロッシング（長周期地震動）対策

ア 特定屋外貯蔵タンク（一枚板構造の浮き屋根を有するもの）の耐震強度及び構造等の強化等
第1編第2章第2節第2に係るタンクについて、計画に基づく改修を確実に実施するものとし、可能な限り早期に改修を図るよう努める。

イ 空間高さの確保（特定屋外貯蔵タンク）

地域・タンクごと（周期別）に地震動を適正に設定し、適正な液面管理に努める。

ウ 溶接部等の補強

浮屋根式屋外貯蔵タンクのガイドポールの溶接部、浮屋根の母材及びその他の箇所について、保安検査等の定期的な検査の時期に合わせて溶接部の補強や材質の健全性等の確認に努める。

エ 応急対策手順等の作成

浮き屋根沈降時の応急対策（不活性ガスの注入、緊急移送先の確保及び油抜き取り時の安全管理手順の確認など）手順等、想定される被害等発生時の手順等の作成に努める。

(3) 液状化対策

異なる基礎や地盤上では、地盤沈下や揺れ方に差が生じるため、破損等により被害が大となる配管

接続部等への可とう管等の設置など、施設の態様に応じた液状化対策に努める。

また、過去のボーリング調査結果や本編第1章第2節に示す液状化危険度マップ等を参考に液状化予測を実施し、必要に応じて地盤改良を実施するなど液状化対策の推進に努める。

(4) 容器（高圧ガス容器等）、タンクローリー等の流出防止対策

本編第1章第2節に示す浸水予測図等を参考に、津波による容器、タンクローリー等の流出を防止するため、容器の固定措置やタンクローリーの退避等の措置手順検討するよう努める。

2 大分市消防局

大分市消防局、は特定事業者が実施する地震・津波防災対策の指導を行うものとする。

3 大分海上保安部

大分海上保安部は、火災、油の流出の警戒にあたる準備を行うとともに、特定事業者が実施する海上災害に係る地震・津波防災対策の指導を行うものとする。

4 県、大分市及びその他防災関係機関

県、大分市及びその他防災関係機関は、特定事業所における二次災害防止のため、法令に基づく施設の検査及び情報提供等の措置を講ずる。

第4章 地震・津波防災上必要な教育等

第1節 地震・津波防災上必要な教育

防災関係機関及び特定事業者は、地震・津波防災応急対策の推進を図るため、地震・津波防災上必要な教育及び広報を行うものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応にかかるものについても行うものとする。

- 1 構内の避難経路や避難場所、危険箇所の周知徹底
- 2 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 3 事業所の職員及び関連会社や協力会社の従業員等が果たすべき役割
- 4 地震・津波に関する一般的な知識
- 5 特別防災区域に被害をもたらすことが予想される地震・津波に関する知識
- 6 歴史古文書の記録や津波堆積物調査等も活用した本県における地震・津波の歴史
- 7 地震・津波による過去のコンビナート災害事例
- 8 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 9 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

また、特に1について、特定事業所の関連会社や協力会社の従業員、一般来訪者等は、特定事業所の従業員と異なり、構内の避難経路、避難場所及び危険箇所に精通していないことが多く、地震・津波発生時の避難についても、特定事業所の従業員の指示、誘導がなければ混乱を招くおそれがある。そのため、特定事業者は、関連会社や協力会社の従業員に対して必要な知識を周知徹底するとともに、一般来訪者等に対しても周知に努めるものとする。

第2節 自主防災力充実の取組

特定事業者は、従業員等に対する「地震・津波防災上必要な教育」を進め、組織における自主的な防災の核となる人材育成を図るとともに、自衛防災組織等による防災訓練を行うことにより、防災力の充実に努めるものとする。

第5章 防災訓練

地震・津波の発生による混乱状態の中では、平常時のような冷静な判断を下すことや、思慮ある行動を取ることは容易ではない。地震・津波が発生した場合において、特定事業所の従業員一人ひとりが自己の任務を遂行するためには、日頃から訓練を積み重ね、当たり前のことを当たり前に行えるようにしておく必要がある。

また、地震・津波からの避難に際しては、「固定観念を持つことなく訓練したことを素直に実行する」ことが自らの生命を守ることになるという点をしっかりと認識しておく必要がある。

訓練を重ねることにより、一人ひとりの防災意識を高めるとともに、地震・津波対策上の問題点等を見出し、それを改善していくため、防災関係機関及び特定事業者は、以下のとおり防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施

防災本部を構成する防災関係機関及び特定事業者は、地震・津波対策の熟知・具体的な運用、関係機関と自衛防災組織との協調体制の強化等を目的として、特別防災区域に被害をもたらす地震・津波を想定した、地震・津波防災応急対策を含む訓練を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、可能な限り周辺住民等の参加を促し、より実効性のある訓練の実施に努めるものとし、訓練の結果を評価することにより、改善、充実強化等を図るものとする。

2 防災訓練の内容

防災訓練は、次に掲げる内容を取り入れて行うものとし、防災訓練事例を下表に示す。

ア 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練

イ 地震情報、津波警報及び南海トラフ地震臨時情報等の情報の収集・伝達に関する訓練

ウ 警備、交通規制、事前避難等に関する訓練

エ 現地対策調整本部等の運用に関する訓練

オ 消火活動、避難誘導、応援要請、救出救助活動、緊急医療活動等の応急措置に関する訓練

カ その他、地震防災応急対策の実施に関する訓練

3 訓練実施上の留意点

防災関係機関及び特定事業者は、訓練計画策定に向けた訓練検討会議等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心掛けるものとする。

また、特定事業者は、「事業所として何ができるのか、何を訓練しておかなければならないのか、個人として何ができるのか、何をしなければならぬのか」を念頭において、訓練を創意工夫し実践的な訓練を積み重ねておくことが肝要である。

表 地震・津波防災訓練事例

訓練課目		内容・実施要領等
図上訓練	訓練実施計画の策定訓練	<p>防災担当者が効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけるため、担当者自身が訓練を企画立案する訓練。</p> <p>複数の防災関係機関等が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。</p>
	各操業停止手順確認シミュレーション訓練	<p>地震・津波が発生した場合において、マニュアル等に基づき迅速・的確に安全な操業停止手順を確認する訓練。</p>
	事業所構内実態把握のための訓練	<p>適宜の業務担当部署ごとに、地図を活用し、地震直後の集合場所、津波警報等発令時の避難場所、避難経路、予備経路の検討・確認。</p> <p>※検討・確認後、集合場所から避難経路を経由し、避難場所まで実動実施による検証。</p>
実動訓練	津波避難訓練	<p>南海トラフを震源域とした「大規模な地震と津波」における避難訓練</p> <p>【想定例】</p> <p>□月△日○時□分頃、南海トラフを震源域とする大規模な地震が発生した。気象庁は○時△分（地震発生から3分後）、東海・東南海・南海・日向灘等の太平洋沿岸部に「大津波警報」を発表した。</p> <p>○事業所内に設定した高い場所に徒歩を原則として避難を実施</p> <p>「地震発生～大津波警報の発令～避難の指示～避難」までの一連の行動を習性化できるよう反復訓練を実施する。</p> <p>この際、以下のことに着意して訓練する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業の安全停止手順の確認 ・事業所の職員や関連会社や協力会社の従業員等への迅速な情報の伝達（放送） ・避難場所の周知徹底 ・設定していた避難施設が倒壊し、使用できなかった場合等を考慮した構外避難施設への避難等 ・避難誘導員の配置・誘導 ・避難完了後の従業員等の安否確認（人員把握） ・事業所の職員や関連会社や協力会社の従業員等の家族との連絡要領 ・外来者や工事関係者への対応（情報伝達・避難） ・事業所構内の指定避難経路が閉塞された場合を想定した予備経路の使用等 ・避難が長時間に及ぶ場合の避難所対応訓練 <p>また、活断層型地震に伴う津波への対応も考慮し、各人が予め通常の勤務場所で大きな揺れを感じた場合の一時避難場所を設定し、避難訓練を実施することも必要。</p> <p>なお、一時避難場所としては、「通常の勤務場所から可能な限り近場の高所（100%の安全を確保することは難しいが、通常の勤務場所よりは安全性が高いことが求められる。）」を設定する。</p> <p>○訓練終了後、反省会をグループ毎に実施して課題等を明らかにし、改善策の資とする。</p>

第6章 災害応急対策

南海トラフの海溝型地震が発生した場合、県内では沿岸部12市町村を中心に、特別防災区域を含めて、県下各地域で地震及び津波による広域かつ大規模な人的、物的被害の発生が想定されている。

県及び市町村においては、災害対策基本法に基づき、それぞれ災害対策本部を立ち上げ、災害対応を行うことになる。

しかし、被害が広域かつ大規模であること、人命を守るためには限られた時間の中で迅速な救出・救助が必要であること、また、特定事業所の従業員等だけでなく、県及び大分市等の防災関係機関の職員も被災していることから、特定事業所の自衛防災組織及び防災関係機関だけでは十分な災害対応が困難であるため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等の応援を要請し、災害対応を実施することになる。

限られた人的、物的資源を有効に活用し、迅速かつ機能的な災害対応を行うため、地震・津波の規模等に応じた応急対策を行うものとする。

なお、第三次防災体制時においては、災害対策基本法に基づく大分県災害対策本部と、石災法に基づく防災本部が一体となり、一元的な災害対応を行うこととする。

また、同様に、大分市においても災害対策基本法に基づく大分市災害対策本部により、石油コンビナートに係る災害対応を行うこととする。

第1節 防災本部の活動体制

地震、津波、その他自然災害が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報発表時における防災本部及び現地対策調整本部の活動体制について定めるものとする。

第1 防災体制

1 第一次防災体制

(1) 設置基準

- ア 大分市内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- イ 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表したとき

(2) 防災本部の体制

防災本部に応急対策連絡室を設置し、特定事業所の被害等に係る情報を収集するとともに、防災関係機関等への通報及び連絡調整を実施する。

なお、防災関係機関は、各機関において災害応急対策を実施する。

応急対策連絡室	
室長	消防保安室長
副室長	消防保安室保安班総括
班員	消防保安室3人 (災害の規模・状況に応じ、室長の指示により待機) 危機管理室、防災対策企画課、警備運用課、医療政策課、福祉保健企画課、薬務室、工業振興課、漁業管理課、港湾課 各1人
設置場所	消防保安室内(県庁舎本館6階)
主な事務	ア 被害・災害情報の収集 イ 防災関係機関等への通報及び連絡調整
別室	室長：防災危機管理課長 室員：防災危機管理課2名 設置場所：大分市防災危機管理課内

2 第二次防災体制

(1) 設置基準

- ア 大分市内で震度 5 弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- イ 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波警報を発表したとき
- ウ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）を発表したとき
ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表される前に、県災害対策本部が設置されたときは第三次体制とする
- エ その他、特に必要と認めるとき

(2) 防災本部の体制

防災本部に総合調整室を設置し、特定事業所の被害等に係る情報を収集するとともに、防災関係機関等への通報及び連絡調整等を実施する。また、必要に応じて現地対策調整本部を設置する。

総合調整室	
室長	防災局長（事故等で不在の場合は防災危機管理監）
副室長	危機管理室長（事故等で不在の場合は防災対策企画課長）
室員	消防保安室 4 人、危機管理室 1 人、防災対策企画課 1 人、警備運用課 1 人、医療政策課 1 人、福祉保健企画課 1 人、薬務室 1 人、工業振興課 1 人、漁業管理課 1 人、港湾課 1 人、広報員 4 人程度（広報員は、広報広聴課長が大分県災害対策本部広報班の要員のうちから広報広聴課職員を含み指名する。）
設置場所	大分県防災センター内（県庁舎本館 6 階）
主な事務	ア 被害・災害情報の収集 イ 現地対策調整本部の設置等 ウ 防災関係機関等への通報及び連絡調整 エ 泡消火薬剤の搬送に係る連絡調整 オ 近隣市町村消防局等への応援要請 カ 自衛隊の災害派遣要請 キ 災害、避難情報等の広報 ク 災害現場周辺の警備及び交通状況の把握 ケ 負傷者、避難者情報等の把握 コ DMAT の派遣要請 サ 負傷者搬送先の調整 シ 毒劇物による被害状況の把握 ス 漁業関係者への連絡調整及び漁業被害の把握 セ 港湾施設の被害状況の把握及び応急復旧
大分県災害警戒本部との関係	ア 室長は大分県災害警戒本部長を兼務する。 イ 室員は、状況に応じて大分県災害警戒本部情報室員を兼務する。
別室	室長：防災危機管理課長 室員：防災危機管理課 2 名 設置場所：大分市防災危機管理課内又は本庁舎 8 階大会議室

3 第三次防災体制

(1) 設置基準

- ア 大分市内で震度5強以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- イ 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に大津波警報を発表したとき

(2) 防災本部の体制

大分県地域防災計画に基づく大分県災害対策本部総合調整室内に石油コンビナート対策班を設置し、特定事業所の被害情報の収集及び防災関係機関等への連絡調整を実施する。

なお、大分市については、大分市災害対策本部総合統括部総合情報室内に専任職員2名を配置し、特定事業所の被害情報の収集等を実施する。

石油コンビナート対策班（大分県災害対策本部総合調整室内）	
班 長	工業振興課長
副 班 長	消防保安室保安班総括
班 員	消防保安室2人、工業振興課2人、港湾課1人
設置場所	大分県防災センター内（県庁舎本館6階）
主な事務	二次防災体制と同一（「イ 現地対策調整本部の設置等」を除く。）

4 災害応急対策をとるべき期間等

- (1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
- (2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5 防災体制の解除基準

- (1) 当該災害に係る応急対策がおおむね完了したと認められるとき
- (2) 予想された災害若しくは危険が解消されたと認められるとき

第2 防災体制の判断等

- 1 防災本部がとるべき体制は初動体制であり、特定事業所における災害の発生の有無に係らず、第1に示す体制をとるものとする。
- 2 防災本部がとるべき防災体制の設置及び解除等の判断は、当該体制における長が行い、本部長へ報告するものとする。
なお、判断にあたっては、必要に応じて大分市消防局等の防災関係機関の意見を聞くものとする。

第3 連絡体制

防災本部は、防災体制を設置又は解除等したときは、別に定める様式により防災関係機関へ連絡するものとする。

第2節 現地対策調整本部の設置等

第1 現地対策調整本部の設置および解散の基準等

地震・津波を原因とした災害が発生した場合、発災事業所に設置した消防現場指揮本部において、災害応急活動等を優先するため、当該本部から防災本部及び防災関係機関に対し、情報提供を行うことが困難となることが予想される。

災害応急活動等に係る一次情報の把握、活動内容の確認・調整や情報の共有等を図るため、災害現場に現地対策調整本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 第二次防災体制時において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、防災関係機関等が現地における緊密な連絡調整を図り、緊急に統一的な防災活動を実施する必要があるとき。
- (2) 大分市消防局等から要請があり、本部長が適当と認めるとき。

2 解散基準

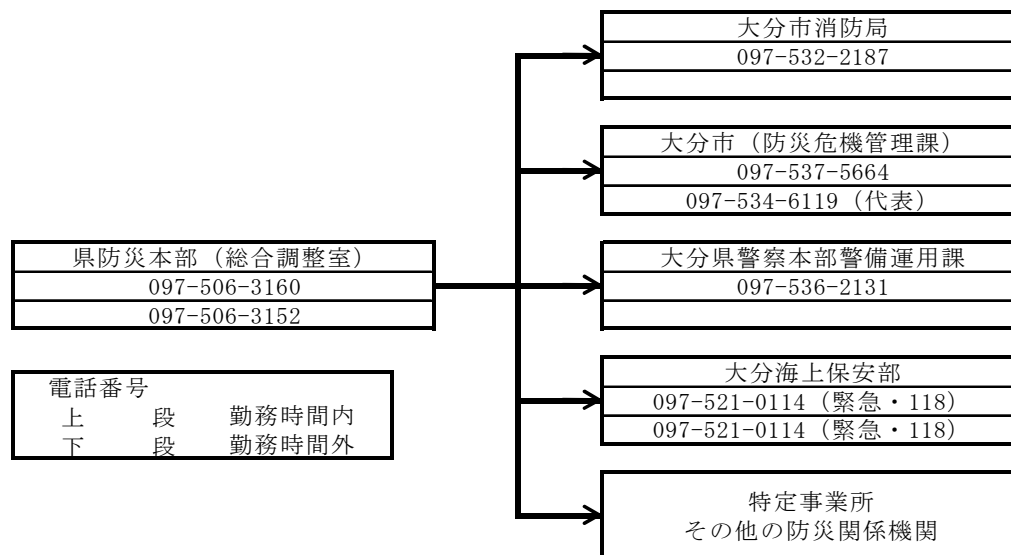
現地対策調整本部の廃止基準は、次のとおりとし、総合調整室長が現地対策調整本部長の意見を聞き、廃止を決定する。

- (1) 当該災害に係る応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (2) 予想された災害若しくは危険が解消されたと認められるとき。

3 連絡体制

現地対策調整本部の設置及び解散の連絡は、別に定める様式により総合調整室が行う。

現地対策調整本部設置の連絡系統図



第2 現地対策調整本部の組織等

- 1 現地対策調整本部の組織は、次のとおりとする。

現地対策調整本部	
本部長	生活環境部防災局防災危機管理監（もしくは本部長が指名する者）
副本部長	市防災危機管理課長（もしくは大分市長が指名する者） 消防保安室長 大分海上保安部警備救難課長（海上災害の場合）
本部長	消防保安室2人、大分県警察本部及び管轄警察署（大分中央警察署又は大分東警察署）2人、医療政策課2人、大分海上保安部2人（海上災害の場合）、市防災危機管理課2人、大分市消防局3人、発災事業所2人、大分地区石油コンビナート等特別防災区域協議会長事業所1人
設置場所	発災事業所内
処理する事務	ア 現地対策調整本部会議の開催 イ 総合調整室との連絡調整 ウ 災害現場出動機関との連絡調整 エ 各班との連絡調整 オ 防災関係機関等への連絡調整 カ 災害情報の収集及び伝達 キ 住民避難指示等の必要性の検討 ク 救急搬送先の指示 ケ 負傷者等の把握 コ 避難者等の把握
備考	本部長は、消防保安室長が必要に応じて代行する。

- 2 総合調整室長より召集要請を受けた防災関係機関等は、自機関の業務に精通した職員を選定し、派遣するものとする。
- 3 現地対策調整本部は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して災害現場付近の適当な場所に設置する。また、現地対策調整本部の表示は、現場で活動する職員が視認しやすいように、看板又は旗等を掲げる。

第3 活動体制

災害現場における応急対策を円滑に行うため、現地対策調整本部に次の班を置く。

班名	班 長	班 員	業務内容
広報班	(陸上) 大分市消防局予防課長 (海上) 大分海上保安部管理課長	大分東又は大分中央警察署、大分市広聴広報課、鶴崎支所、大在支所、坂ノ市支所、大分市消防局予防課、大分海上保安部管理課、発災事業所	・災害現場周辺住民に対する広報に関する事 ・災害現場周辺住民に対する広報に関する事
交通避難班	大分東警察署長 又は 大分中央警察署長	大分東又は大分中央警察署、大分市消防団	・被災者の救出及び救護に関する事 ・住民及び事業所従業員に対する住民避難指示等及び避難誘導に関する事 ・災害現場周辺の交通規制に関する事
医療救護班	日本赤十字社大分県支部事業推進課長	日本赤十字社大分県支部、大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会	・救護所の開設に関する事 ・負傷者の医療救護に関する事
避難所班	大分市福祉保健課長	大分市福祉保健課、大分市保健所（保健総務課、衛生課、健康課）鶴崎支所、大在支所、坂ノ市支所	・避難所の開設に関する事 ・避難者の動向の把握に関する事 ・負傷者の救護並びに救急患者の措置に関する事 ・応急救護に関する事
消防救急班	(陸上) 大分中央消防署長 又は 大分東消防署長 (海上) 大分海上保安部警備救難課長	大分中央消防署、大分東消防署、大分南消防署、大分市消防団、相互応援協定締結事業所、大分海上保安部警備救難課	・災害の鎮圧及び救出救助活動に関する事 ・救急搬送に関する事
資機材調達班	(陸上) 大分市消防局警防課長 (海上) 大分海上保安部管理課長	大分市消防局警防課、大分海上保安部管理課、陸上自衛隊第41普通科連隊、日本通運(株)大分支店業務課、鶴崎海陸運輸(株)ポートサービス課、大分市消防団	・災害応急対策用資機材の調達に関する事 ・災害応急対策用資機材の輸送に関する事
海上交通班	大分海上保安部交通課長	大分海上保安部交通課	・災害現場周辺の航行規制に関する事

第3節 情報の収集・伝達及び防災活動

第1 地震・津波に関する情報の収集・伝達

1 基本方針

気象庁から発表される緊急地震速報、地震発生後に発表される震度速報や津波情報及び南海トラフ地震臨時情報について、防災関係機関及び特定事業者は、直接テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じ、最新情報を入手するものとする。

また、防災関係機関は、地震・津波情報については、気象庁が発表する情報を防災情報提供システム（専用線又はインターネット回線）により入手するとともに、防災上必要と認める場合は、その情報を関係機関等へ直ちに伝達するものとする。

なお、これらの伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。

2 県の措置

防災本部は、大分地方気象台から地震・津波情報等を入手するとともに、気象庁から大分県瀬戸内海沿岸に係る津波情報が発表された場合は、その情報を特定事業者へ直ちに伝達するものとする。

なお、防災関係機関等への地震・津波情報等の伝達については、大分県地域防災計画（地震・津波対策編）を準用する。

3 大分県警察本部の措置

大分県警察本部は、大分地方気象台等から地震・津波情報等を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を、特別防災区域を管轄する警察署等関係機関へ直ちに伝達するものとする。

4 大分海上保安部の措置

大分海上保安部は、大分地方気象台等から地震・津波情報等を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を、大分港等異常気象対策委員会連絡網を準用し、在泊船舶及び関係機関に直ちに伝達するものとする。

5 大分市の措置

大分市は、大分地方気象台等から地震・津波情報等を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に直ちに伝達するものとする。

6 特定事業所の措置

防災対応要員の参集や従業員の避難を実施するため、地震・津波情報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）等について、各従業員に対して確実に伝達するものとする。

第2 地震・津波による被災状況等の情報の収集・伝達

1 県

特定事業者及び大分市消防局から被災状況や避難者の状況などを迅速に把握するものとする。

2 大分市

特別防災区域内の被災状況や避難者の状況等の情報を収集し、防災本部に報告するものとする。

3 特定事業所

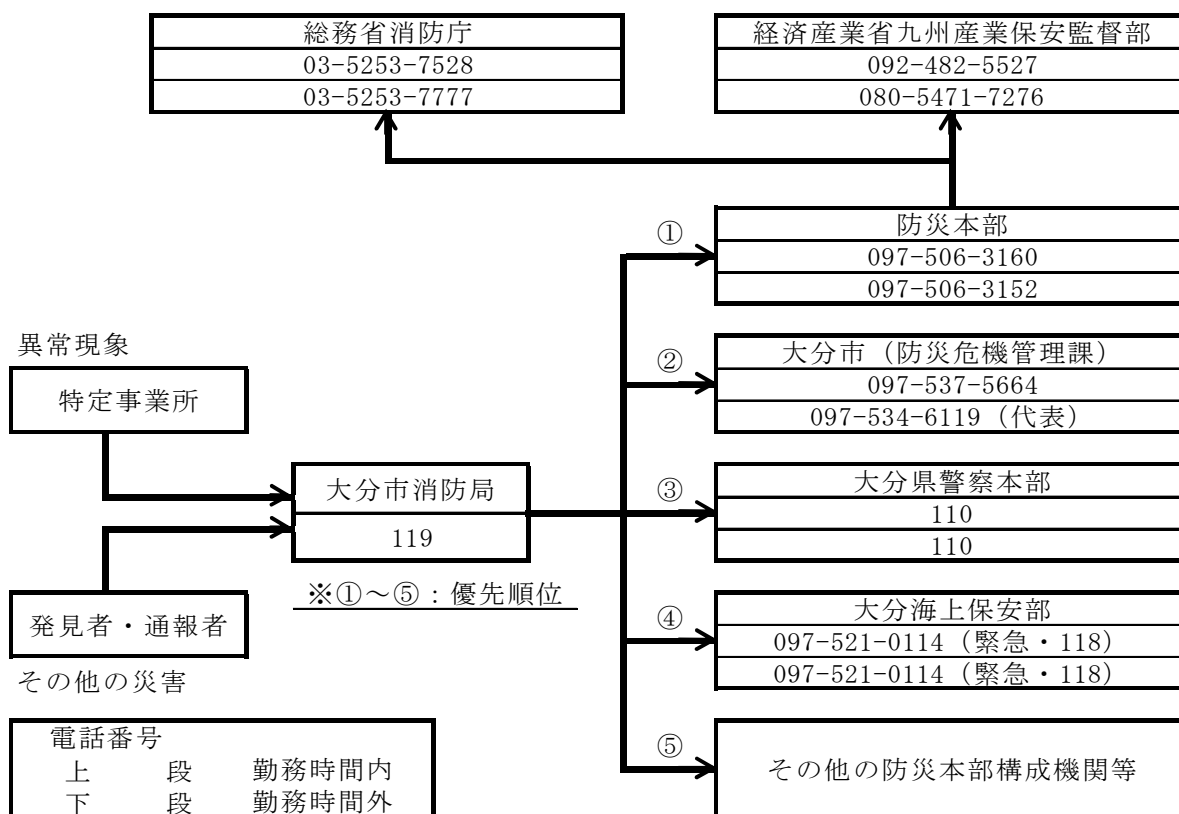
特定事業者は、大分市において震度4以上の地震が発生した場合及び津波到達後、その震度等状況に応じて、全事業所をあげて直ちに事業所内の施設等の異常の有無等について点検し、その点検結果

を速やかに大分市消防局又は防災本部に報告するものとし、第一報以降、新たに判明した異常等についても、逐次報告するものとする。

なお、点検結果、異常現象の発生を覚知したときは、その旨を直ちに大分市消防局へ通報するものとする。

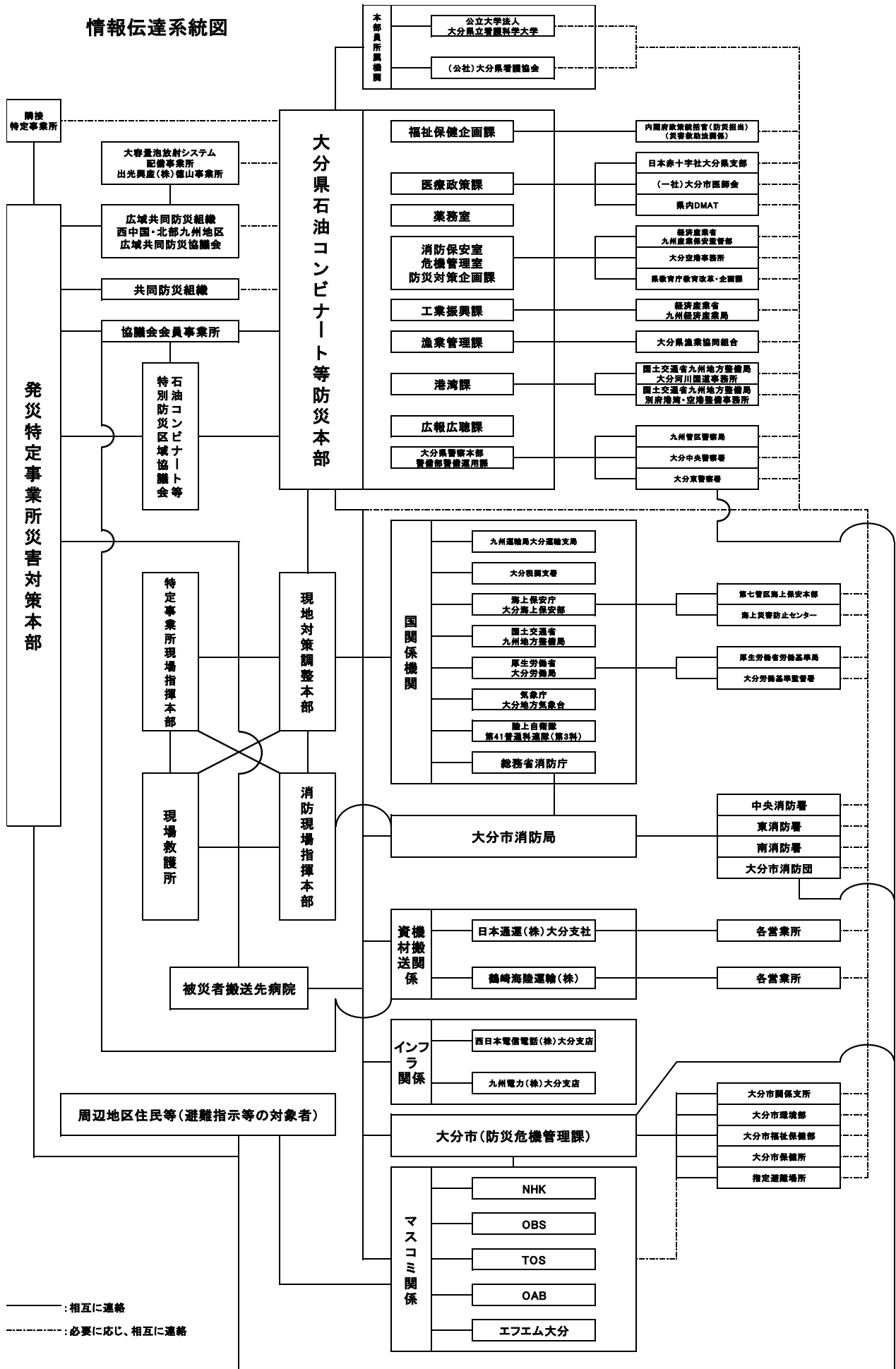
- 4 地震・津波による災害に係る情報の伝達について、異常現象の発生に係る通報にあつては、「異常現象通報伝達系統図」により、災害応急対策の実施状況等に係る情報の伝達にあつては「情報伝達系統図」により行う。

異常現象通報伝達系統図



※海上に係る異常現象の発生又は発生のおそれがある場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所（大分海上保安部）に通報しなければならない。

情報伝達系統図



———: 相互に連絡
 - - - - -: 必要に応じ、相互に連絡

特定事業所及び防災関係機関連絡先等一覧表

区分	機関名	郵便番号	所在地	電話番号		FAX	衛星電話番号	
				平日	休日・夜間等			
特定事業所関係	日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区	870-0992	大分市大字西ノ洲1番地	097-553-2040	097-558-2255	097-553-2230	080-1780-1080 (ワイドスター)	
	(株)レゾナック大分コンビナート	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-5131	097-521-5131	097-521-7738 097-521-5798	080-1744-5144 080-1744-5143 (ワイドスター)	
	(株)鶴崎サンソセンター	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-1543	097-521-1543	097-521-1544	080-8391-9952 (ワイドスター)	
	日油(株)大分工場	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-527-5201	097-527-5277	097-524-0029	080-1220-2386 (ワイドスター)	
	東亜合成(株)大分工場	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-522-3265	097-522-3265	097-527-4156	080-2309-9331 (ワイドスター)	
	鶴崎共同動力(株)鶴崎事業所	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-5131	097-521-5131			
	シコク硫炭(株)大分工場	870-0111	大分市大字中ノ洲2番地	097-521-0977	097-521-0977	097-521-0978 097-521-3837		
	ENEOS(株)大分製油所	870-0112	大分市大字一の洲1番地1	097-523-2241	097-523-2201	097-523-2251	090-4742-6277 (ワイドスター)	
	九州電力(株)新大分発電所	870-0278	大分市大字青崎4番1	097-521-6033 097-527-6894	097-521-6033	097-521-6537	881651415225 (イリジウム)	
	大分エル・エヌ・ジー(株)	870-0278	大分市大字青崎4番地1	097-522-1900	097-522-1969	097-521-7460	080-2741-7795 (ワイドスター)	
	大分液化ガス共同備蓄(株) 大分事業所	870-0301	大分市大字日吉原1番地6	097-593-1101	097-593-1101	097-593-1105	870776399686 (アイサットフォン)	
	住友化学(株)大分工場	870-0106	大分市大字鶴崎2200番地	097-523-1156	097-523-1158 防災センター	097-523-1121	870776742801 (アイサットフォン)	
	国の機関	総務省消防庁	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7528	03-5253-7777	03-5253-7538	
内閣府政策統括官(防災担当) (災害救助法関係)		100-8969	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-2111				
九州管区警察局		812-8573	福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000		092-641-8314		
九州産業保安監督部		812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5469	080-5471-7276	092-482-5932		
九州経済産業局		812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5405	090-6297-9902	092-482-5960		
第7管区海上保安本部		801-8507	福岡県北九州市門司区西 海岸1-3-10	093-321-2931	093-321-2933	093-321-6038		
大分海上保安部		870-0107	大分市大字海原字地浜 916-5	097-521-0114 (緊急118)	097-521-0114 (緊急118)	097-521-0114		
大分労働局		870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3213	090-8830-8244	097-537-7422		
大分労働基準監督署		870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F	097-535-1511 097-535-1513	090-3329-2127	097-536-2471		
九州地方整備局		812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-476-3544	092-471-6331	092-476-3467		
九州地方整備局 大分河川国道事務所		870-0820	大分市西大道1丁目1番71 号	097-546-1525	097-544-4167	097-546-4700		
九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所		874-0919	別府市石垣東10-3-15	0977-21-0171	090-5089-4066	0977-27-0082		
陸上自衛隊 西部方面総監部		862-0901	熊本県熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111				
陸上自衛隊 第41普通科連隊		874-0840	別府市大字鶴見14548-143	0977-22-4311 (内線234)	0977-22-4311 (内線234)	0977-22-4311		
大分地方気象台		870-0023	大分市長浜町3丁目1番38 号	097-532-2247	097-532-6884	097-536-0091 092-771-2886		
九州運輸局大分運輸支局		870-0906	大分市大洲浜1丁目1番45 号	097-521-2010	090-7581-7042	097-558-9820		
大分税関支署		870-0107	大分市大字柏原916-5	097-521-2691	090-1368-6404	097-524-0067		
大分県の機関		企画振興部広報広聴課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2094		097-506-1726	
		福祉保健部福祉保健企画課 地域福祉班			097-506-2622		097-506-1732	
		福祉保健部医療政策課			097-506-2652	090-9592-5496	097-506-1734	870776303034 (アイサットフォン)
	福祉保健部薬務室	097-506-2650				097-506-1828		
	生活環境部環境保全課	097-506-3114				097-506-1747		
	生活環境部防災局危機管理室	097-506-3152			097-506-3152	097-533-0930	870776302193 870776302211 870776302497 (アイサットフォン)	
	生活環境部防災局 防災対策企画課	097-506-3069			097-506-3152	097-533-0930		
	生活環境部防災局消防保安室	097-506-3160 097-534-1713			097-506-3152	097-533-0930		
	商工観光労働部工業振興課	097-506-3267				097-506-1753		
	農林水産部漁業管理課	097-506-3915			090-4779-1547	097-506-1767		
	土木建築部港湾課	097-506-4617			090-2392-2151	097-506-1776		

特定事業所及び防災関係機関連絡先等一覧表

区分	機関名	郵便番号	所在地	電話番号		FAX	衛星電話番号
				平日	休日・夜間等		
大分県の機関	教育庁教育改革・企画課	870-8503	大分市府内町3丁目10番1号	097-506-5421		097-506-1791	
	企業局総合管理センター 工業用水道管理部	870-1112	大分市大字下判田字穴井 迫1600	097-597-1220		097-597-0398	
	大分県警察本部	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-2131 (内線5773)	097-536-2131 (内線5773)	097-536-3223	
	大分中央警察署	870-0046	大分市荷揚町5-6	097-533-2131	097-533-2131		
	大分東警察署	870-0108	大分市大字三佐1019-1	097-527-2131	097-527-2131		
大分市の機関	総務部防災局防災危機管理課	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-534-6111 097-537-5664	097-534-6119	097-533-0252	
	福祉保健部福祉保健課			097-537-5623	097-534-6119	097-534-6260	
	環境部環境対策課			097-537-5622	097-534-6119	097-538-3302	
	鶴崎支所	870-0103	大分市東鶴崎1丁目2番3号	097-527-2111		097-521-7140	
	大在支所	870-0268	大分市政所1丁目4番3号	097-592-0511		097-593-2325	
	坂ノ市支所	870-0308	大分市坂ノ市南3丁目5番 33号	097-592-1700		097-593-2327	
	大分市保健所	870-8506	大分市荷揚町6番1号	097-536-2222	097-536-2222	097-532-3105	
	上下水道局上下水道部総務課	870-0045	大分市城崎町1丁目5番2 0号	097-538-2403		097-535-1241	
	大分市消防局	870-0044	大分市舞鶴町1-1-1	097-532-2187	097-532-2187	097-536-3991	
	大分市中央消防署			097-532-2108		097-537-1046	
	大分市東消防署	870-0103	大分市東鶴崎1-1-26	097-527-2721 (内線220)	097-527-2721	097-523-2302	
	大分市南消防署	870-1151	大分市大字市51-1	097-586-1230	097-586-1230	097-542-1106	
	防災関係機関等	日本赤十字社大分県支部	870-0033	大分市千代町2-3-31	097-534-2236 097-534-2237	090-2397-3157 (公用携帯電話)	097-533-6795
(一社)大分市医師会		870-1133	大分市大字宮崎字古園13 15番地	097-568-5780		097-567-1934	
(公社)大分県看護協会		870-0855	大分市大字豊饒310番地の 4	097-574-7117		097-545-3751	
公立大学法人 大分県立看護科学大学		870-1201	大分市大字廻栖野2944-9	097-586-4300		097-586-4370	
西日本電信電話(株) 大分支店		870-0023	大分市長浜町3-15-10	097-513-4801 097-513-4600		097-537-4981	
九州電力(株)大分支店		870-0026	大分市金池町2丁目3番4 号	097-537-8029		097-537-8985	
鶴崎海陸運輸(株)		870-0133	大分市大字中ノ洲1-8 乙津埠頭ビル内	097-521-1135 097-521-2112	097-521-1135 097-521-2112	097-523-2791	
日本通運(株) 大分支店		870-0026	大分市金池町2-11-1	097-535-1113	097-552-6111	097-538-7029	
大分市消防団		870-0044	大分市舞鶴町1丁目1番1 号	097-532-2188	097-532-2187	097-532-7018	
(一社)海上災害防止センター		220-8401	神奈川県横浜市西区みなと みらい三丁目3番1号	045-224-4311		045-224-4312	
山口県総務部防災危機管理課		753-0071	山口県山口市滝町1-1	083-933-2374	083-933-2390	083-933-2408	
西中国・北部九州地区 広域共同防災組織	745-0843	山口県周南市新宮町1番1 号	0834-21-7071	0834-21-1108	平日 0834-21-8668		
出光興産(株)徳山事業所	745-0843	山口県周南市新宮町1番1 号	0834-21-1103	0834-21-1100	0834-21-1259		
マスコミ	日本放送協会大分放送局 (NHK)	870-0029	大分市高砂町2-36-4F	097-533-2808	097-533-2808	097-533-2619	
	(株)大分放送 (OBS)	870-0938	大分市今津留3丁目1-1	097-558-1111	097-558-0989	097-551-9493	
	(株)テレビ大分 (TOS)	870-0011	大分市大字勢家春日浦 843-25	097-532-9111	097-532-9111	097-537-7542	
	大分朝日放送(株) (OAB)	870-0015	大分市大字勢家新川西12	097-538-6111	097-538-8500	097-538-8506	
	(株)エフエム大分	870-0037	大分市東春日町17-19	097-534-8888	097-534-0612	097-534-0646	

※連絡電話の斜体は、災害時優先電話番号。

第4節 二次災害防止のための防災活動等

防災関係機関等は、地震・津波による生命・財産への被害を最小限とするため、防災活動の実施にあたっては、相互に連携協力し、以下のとおり防災活動等を実施するものとする。

第1 特定事業所の措置

特定事業者は、地震発生時及び津波警報等発令時における危険物施設等の運転停止その他の緊急措置に係る防災規程等に従い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、防災活動及び避難等にあたっては、従業員等の生命の安全確保を最優先事項とする。

1 地震発生時の対応

(1) 施設の緊急停止等の保安対策

地震が発生した場合は、災害の発生防止に万全を期するため、その観測された地震動に応じ、防災規程等に従い、施設等の緊急停止措置等を講ずるとともに、施設等の点検等の保安対策を講ずるものとする。

なお、保安対策を行う際は、作業員等の安全確保のため、津波からの避難場所及び避難に要する時間に配慮するものとする。

(2) 従業員等の避難

地震が発生した場合及び津波警報等が発表された場合は、従業員、関連会社や協力会社の従業員及び一般来訪者等の安全を確保するため、防災規程等で定められた避難場所に迅速に避難させるものとする。

(3) 二次災害発生時の措置

特定事業所内の施設等において、危険物等の漏洩及び火災の発生等の異常現象が確認された場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに大分市消防局への通報を行い、異常現象の態様に応じ、自衛防災組織による消火活動等を行うものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表され、県内で後発地震に備える必要がある場合には、以下の措置を講じるものとする。

ア 日頃からの地震への備えの再確認及び施設等の点検

同編第2章に定める予防対策等を再度確認するとともに、地震時に被害が発生するおそれのある施設や防災設備等の点検を実施するものとする。

イ 地震に備えて普段以上に警戒する措置

防災対応要員を確保するとともに、後発地震に備えて一定期間継続的に警戒するものとする。

ウ 従業員等の安全確保

地震発生後の避難では明らかに生命に危険が及ぶと判断される場合には事前の避難等、必要な措置をとるものとする。

エ 上記に加え、個々の状況に応じて必要な措置をとるものとする。

第2 防災関係機関の措置

防災関係機関は、県下各地域で地震及び津波による広域かつ大規模な被害の発生が想定されることから、全体の被害状況を勘案したうえで、限られた人的・物的資源を有効に活用し、特別防災区域内の防災活動を行うものとする。

第5節 その他の災害応急対策等

地震・津波が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報発表時における救急・医療対策や応援要請等、その他の災害応急対策等について、本計画に定めのない事項については、県下における被害状況等を勘案し、大分県地域防災計画の定めによるものを準用し実施するなど、この計画の目的を達成するため、臨機応変に応急対策等を実施するものとする。

昭和 52 年 5 月作成
昭和 53 年 3 月修正
昭和 54 年 2 月修正
昭和 55 年 5 月修正
昭和 57 年 5 月修正
昭和 58 年 6 月修正
昭和 62 年 3 月修正
平成 3 年 3 月修正
平成 5 年 3 月修正
平成 9 年 3 月修正
平成 13 年 3 月修正
平成 19 年 3 月修正
平成 20 年 3 月修正
平成 26 年 2 月修正
平成 29 年 4 月修正
平成 30 年 2 月修正
平成 30 年 4 月修正
令和 元年 5 月修正
令和 3 年 3 月修正
令和 6 年 3 月修正

大分県石油コンビナート等防災計画

編集発行 大分県石油コンビナート等防災本部

事務局 大分県生活環境部防災局消防保安室
〒870-8501
大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
電話 代表 097-536-1111 (内線 3160~3163)
直通 097-506-3160